

新居浜市こども計画

令和 8 (2026) 年 3 月

愛媛県 新居浜市

～ 目 次 ～

第1章 計画の概要	1
【1】計画策定の背景	1
【2】新居浜市における取組	1
【3】計画の位置付け	2
【4】計画の期間	4
【5】計画の策定方法	4
第2章 こどもを取り巻く本市の現状	6
【1】人口等の状況	6
【2】子育て支援施設等の利用状況	13
第3章 本市の現状分析と課題	21
【1】ニーズ調査から読み取れる課題	21
【2】アンケート調査から読み取れる課題	38
【3】こどもからの意見聴取	53
第4章 計画の基本的な考え方	55
【1】基本理念	55
【2】基本方針	55
【3】施策体系	56
第5章 基本方針及び基本施策の取組	57
【基本方針1】健やかな成長を支えるまちづくり	57
【基本方針2】子育て家庭を支えるまちづくり	59
【基本方針3】配慮が必要なこどもにやさしいまちづくり	63
【基本方針4】仕事と子育てを両立できるまちづくり	69
【基本方針5】こどもや若者が希望を持てるまちづくり	71
第6章 子ども・子育て支援事業計画	75
【1】教育・保育の提供区域の設定について	75
【2】教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保	75
【3】教育・保育事業の量の見込みと確保方策	77
第7章 計画の推進	87
資料編	88

第1章 計画の概要

【1】 計画策定の背景

我が国では少子化の進行や就労ニーズの多様化により、仕事と子育ての両立に対する負担感やや育児不安を抱える家庭の増加など、こども・子育てをめぐる課題が顕在化しています。加えて、ライフスタイルの変化や女性の社会進出、働き方改革の進展により、若者の結婚・出産への意識や子育て環境も大きく変化しており、社会全体の構造・意識を変える必要性が高まっています。

こうした背景のもと、令和5年には「こども家庭庁」が設置され、「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月には「こども大綱」および「こども未来戦略」が閣議決定され、子ども施策の一元的・総合的な推進が求められています。

これらの国の動向を踏まえ、新居浜市では、従来の「第3期新居浜市子ども・子育て支援事業計画」に「子ども若者計画」、「少子化対策関連施策」などを加え、こどもに関する施策を包括的かつ体系的に推進するための「新居浜市こども計画」を策定することとしました。

計画策定にあたっては、昨年度実施した未就学児や小学生の保護者を対象としたニーズ調査、高校生へのワークショップ・アンケートに加え、18歳から39歳までの若者世代を対象としたアンケートも新たに実施しました。これにより、子育て当事者だけでなく、これから結婚・出産・子育てを経験する可能性のある世代の意見も反映させることができとなり、より多角的で実効性のある施策の検討が進められています。

新居浜市では、「こどもの笑顔と権利をまもり みんなで育ちあう あかがねのまち にはいはま」という基本理念のもと、こどもを中心に据えた地域づくりを目指し、すべてのこどもと家庭が安心して暮らせる社会の実現に向けて「新居浜市こども計画」を策定します。

【2】 新居浜市における取組

本市においては、平成27（2015）年3月に「子どもがまんなか 家庭と地域を笑顔でつなぎ みんなが育つあかがねのまち」を基本理念とした、「新居浜市子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）」を策定し、令和2（2020）年3月に第1期計画を改定した「第2期新居浜市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）」を、令和7（2025）年3月に第2期計画を改定した「第3期新居浜市子ども・子育て支援事業計画（令和7～11年度）」を策定しました。

本市ではこの第3期計画に基づき、幼児期における多様な教育・保育・子育て支援体制の整備・充実、家庭における子育て力の向上、仕事と子育ての両立支援、子育てを通じた地域の活性化などを推進してきました。

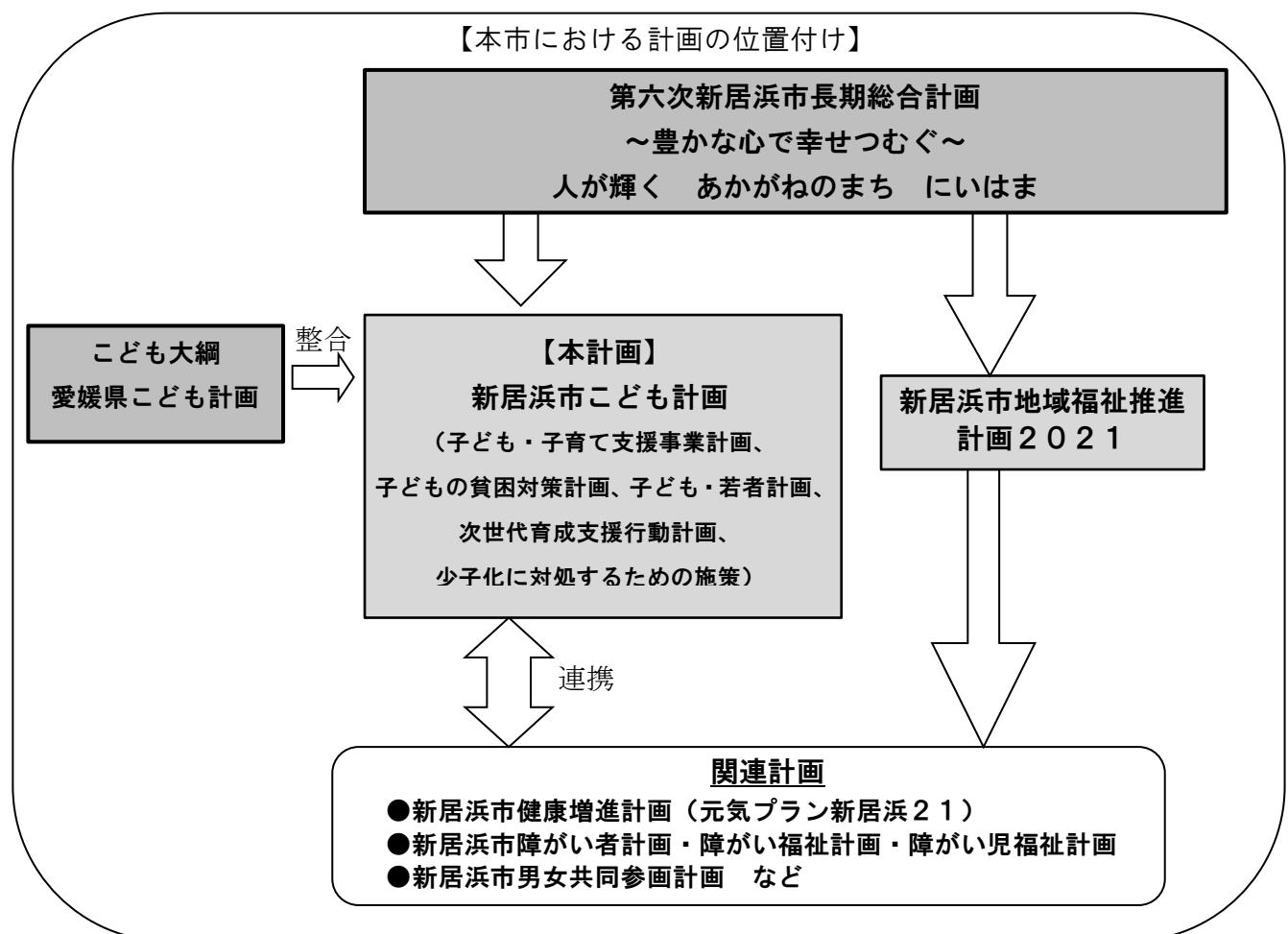
この度、「こども大綱」及び「愛媛県こども計画」を踏まえ、「第3期新居浜市子ども・子育て支援事業計画」を内包する「新居浜市こども計画（以下「本計画」と言います。）」を策定し、本市におけるこども若者に関する様々な分野の取組を、総合的、計画的に推進していきます。

【3】 計画の位置付け

本計画は、令和4（2022）年に制定されたこども基本法第10条第2項に規定する「市町村こども計画」として、「こども大綱」及び「愛媛県こども計画」を勘案して作成するものです。また、本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」であるとともに、こどもに関する次に掲げる法定計画を内包する総合的な計画です。

- ① 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- ② 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」
- ③ 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
- ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」
- ⑤ 少子化社会対策基本法第四条に基づく少子化に対処するための施策

また、本市の最上位計画である「第六次新居浜市長期総合計画（～豊かな心で幸せつむぐ～人が輝く あかがねのまち にいはま）」における、こども・子育てに関する分野別計画の役割も有しています。



【参考／「子ども・子育て支援法」（市町村子ども・子育て支援事業計画）】（抜粋）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

【参考／「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（市町村子どもの貧困対策推進計画）】（抜粋）

第九条 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

【参考／「子ども・若者育成支援推進法」（市町村子ども・若者計画）】（抜粋）

第九条 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

【参考／「次世代育成支援対策推進法」（市町村行動計画）】（抜粋）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に關し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。

【参考／「少子化社会対策基本法」】（抜粋）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に關し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【4】 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

なお、量の見込みや確保方策などに変更の必要性が生じた場合は、適宜、見直す場合があります。

【5】 計画の策定方法

1 新居浜市子ども・子育て会議における審議

計画の策定に当たっては、「子ども・子育て支援法」及び「新居浜市子ども・子育て会議条例」に基づき、子育て支援に関わる学識経験者や各種団体、組織の関係者などから構成される「新居浜市子ども・子育て会議」において、本計画の内容についての審議を行いました。

2 ニーズ調査の実施（第3期新居浜市子ども・子育て支援事業計画策定時実施）

市内の子育て中の保護者における、教育・保育施設・子育て支援事業の利用状況や、子育てについての意見・要望等を把握し、計画策定の基礎資料とする目的として、ニーズ調査（アンケート調査）を実施しました。

調査名称	新居浜市 子ども・子育て支援に関するニーズ調査																			
調査対象	就学前児童／市内に居住する0歳から小学校入学前までの子どもがいる家庭（保護者） 小学生／市内に居住する小学生の子どもがいる家庭（保護者）																			
調査方法	郵送配布 WEB回答・紙面回答併用																			
調査期間	令和6（2024）年7～8月																			
配布・回収状況	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>全体</th><th>就学前児童</th><th>小学生</th></tr></thead><tbody><tr><td>配布数</td><td>2,000 件</td><td>1,500 件</td><td>500 件</td></tr><tr><td>有効回収数</td><td>971 件</td><td>738 件</td><td>233 件</td></tr><tr><td>有効回収率</td><td>48.6%</td><td>49.2%</td><td>46.6%</td></tr></tbody></table>					全体	就学前児童	小学生	配布数	2,000 件	1,500 件	500 件	有効回収数	971 件	738 件	233 件	有効回収率	48.6%	49.2%	46.6%
	全体	就学前児童	小学生																	
配布数	2,000 件	1,500 件	500 件																	
有効回収数	971 件	738 件	233 件																	
有効回収率	48.6%	49.2%	46.6%																	

3 アンケート調査の実施

「新居浜市こども計画」に内包する「こども若者計画」及び「人口減少対策に係る施策」等策定の基礎資料とすることを目的として、市内在住の若者（18歳～39歳）を対象としてアンケート調査及び市内各所に設置したQRコードより回答ができる市民チチモニアンケート、市政モニターへのアンケートを実施しました。また、基礎資料として、「愛媛県こども計画」作成目的で愛媛県が令和6年度に実施したアンケート調査のデータも使用しました。

調査名称	新居浜市 こども・若者調査		
調査対象	市内在住の18歳～39歳		
調査方法	郵送配布 WEB回答・紙面回答併用		
調査期間	令和7（2025）年7～8月		
配布・回収状況	配布数	有効回収数	有効回収率
	1,000	374	37.4%

調査名称	チチモニアンケート	市政モニター調査
調査対象	不特定	市政モニター
調査方法	WEB回答	WEB回答・紙面回答併用
調査期間	令和7(2025)年8～9月	令和7(2025)年9月
回答数	366	155

調査名称	こどもの生活に関する調査（愛媛県実施）			
調査対象	市内小学校5年生	市内中学校2年生	市内高校2年生	各保護者
調査方法	学校を通じた配布、インターネット回答			
調査期間	令和6（2024）年10～12月			
回答数	811	859	614	771

4 こどもの意見聴取の実施

市内の高等学校に在学する生徒に対して、ワークショップ及びアンケート調査を実施しました。

令和6年10月28日 31名参加

令和7年11月10日 24名参加

5 パブリックコメントの実施

計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募りました。

第2章 こどもを取り巻く本市の現状

【1】 人口等の状況

1 総人口・世帯数の推移

本市の総人口は、令和7（2025）年3月末日現在112,017人であり、平成31（2019）年から7,264人の減少（平成26（2014）年を100.0とした場合90.6）となっています。近年、人口は緩やかに減少しており、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員も、平成31（2019）年の2.07人から令和7（2025）年で1.95人と減少しています。

【人口・世帯数の推移】

	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年
人口(人)	123,696	122,751	121,966	121,211	120,351	119,281
世帯数(世帯)	57,055	57,147	57,237	57,339	57,461	57,573
世帯人員(人/世帯)	2.17	2.15	2.13	2.11	2.09	2.07
人口増減率(%)	100.0	99.2	98.6	98.0	97.3	96.4
世帯数増減率(%)	100.0	100.2	100.3	100.5	100.7	100.9

	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年	令和7 (2025)年
人口(人)	118,521	117,439	116,052	114,886	113,466	112,017
世帯数(世帯)	57,808	57,839	57,607	57,655	57,528	57,412
世帯人員(人/世帯)	2.05	2.03	2.01	1.99	1.97	1.95
人口増減率(%)	95.8	94.9	93.8	92.9	91.7	90.6
世帯数増減率(%)	101.3	101.4	101.0	101.1	100.8	100.6

注：増減率は、平成26（2014）年を100.0とした場合の各年の割合を示す。

資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）（外国人を含む。）

2 地区別人口・世帯数の推移

地区別でみると、全ての地区において、人口は減少傾向ですが、世帯数の増減は地区により差異が見られます。

【地区別人口・世帯数の推移】

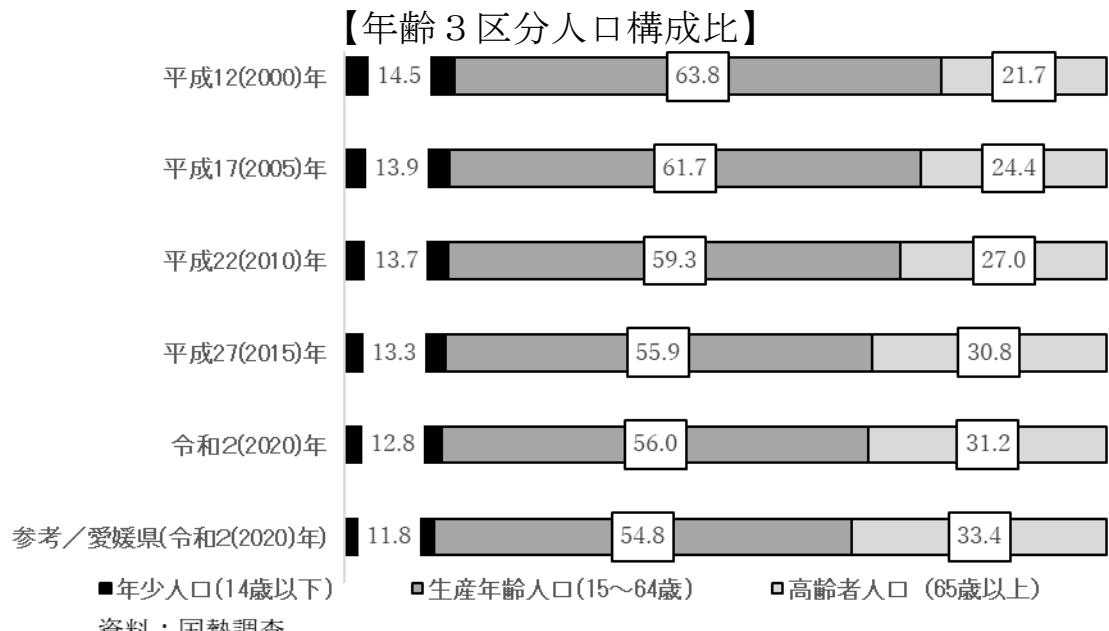
	平成31(2019)年			令和7(2025)年			人口 増減率 (%)	世帯数 増減率 (%)
	人口	世帯数	世帯人員	人口	世帯数	世帯人員		
新居浜市全体	119,281	57,573	2.07	112,017	57,412	1.95	-6.1	-0.3
川西地区	32,465	16,030	2.03	30,536	16,005	1.91	-5.9	-0.2
川東地区	33,117	15,792	2.10	30,627	15,519	1.97	-7.5	-1.7
上部西地区	23,245	10,954	2.12	21,645	10,829	2.00	-6.9	-1.1
上部東地区	30,454	14,797	2.06	29,209	15,059	1.94	-4.1	1.8

注：増減率は、平成31（2019）年を基準とした場合の令和7（2025）年の割合を示す。

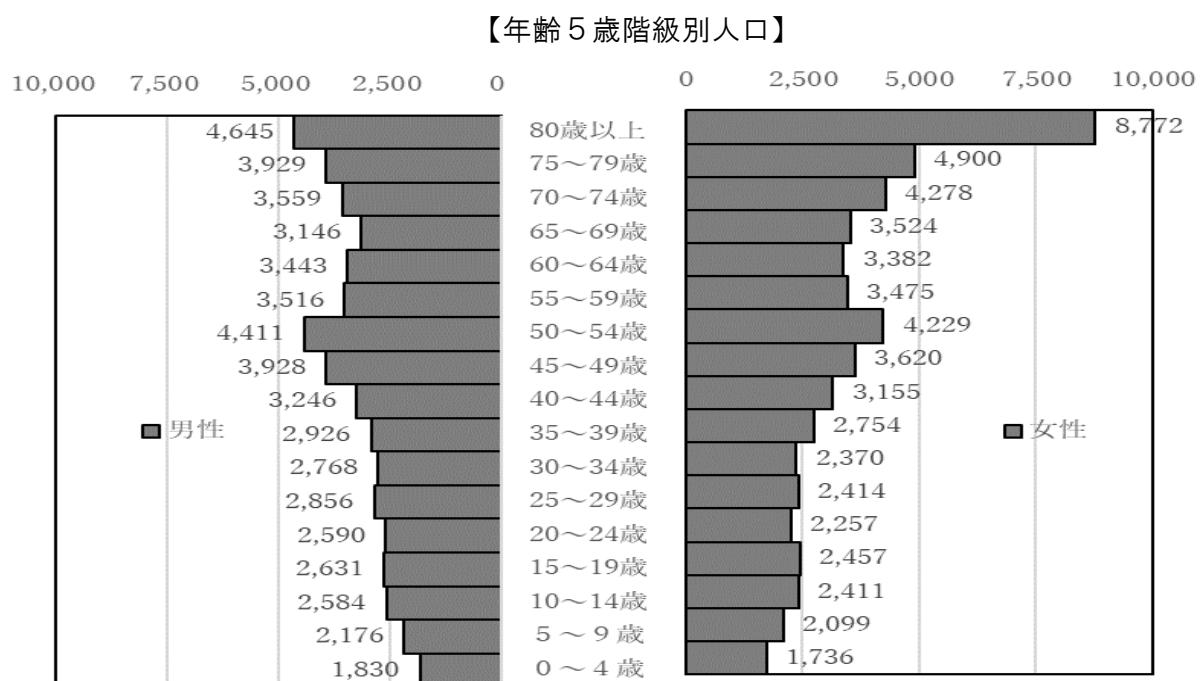
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）（外国人を含む。）

3 年齢別人口

年齢別の人口構成比をみると、令和2（2020）年では年少人口（14歳以下）は12.8%、生産年齢人口（15～64歳）は56.0%、高齢者人口（65歳以上＝高齢化率）は31.2%となっており、高齢化率は増加で推移しています。また、年少人口は緩やかな減少で推移しており、少子高齢化の進行がうかがえます。



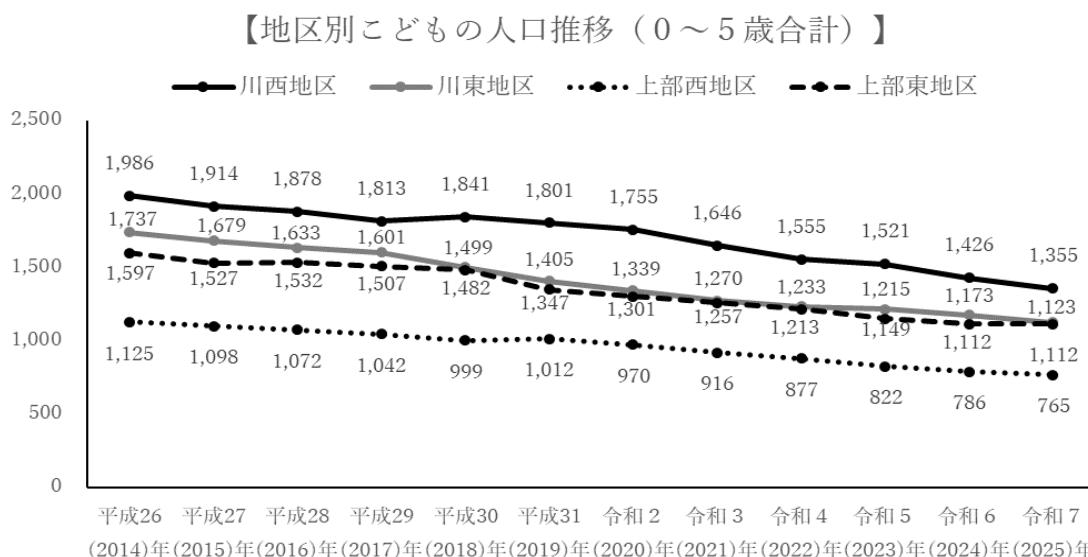
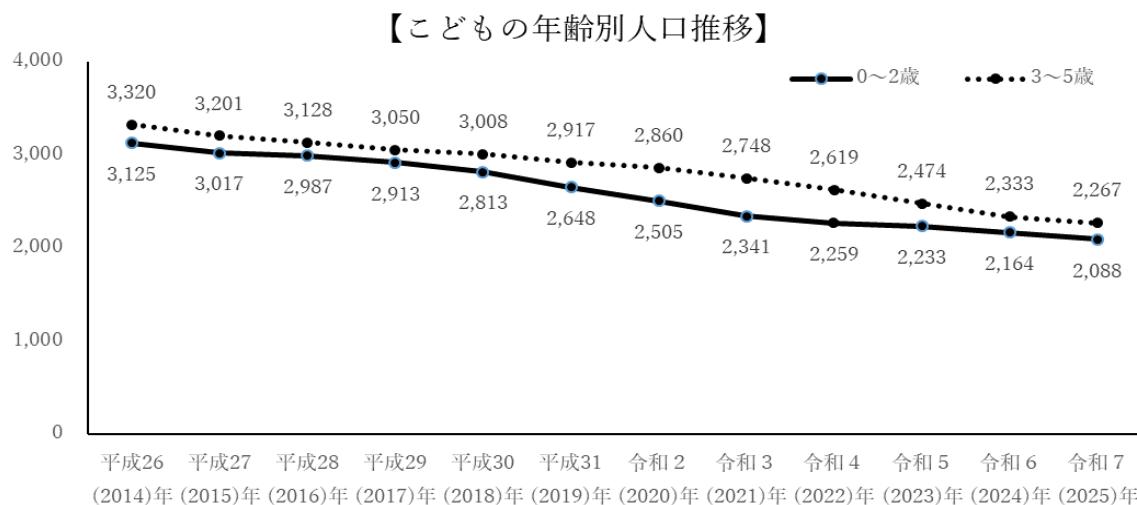
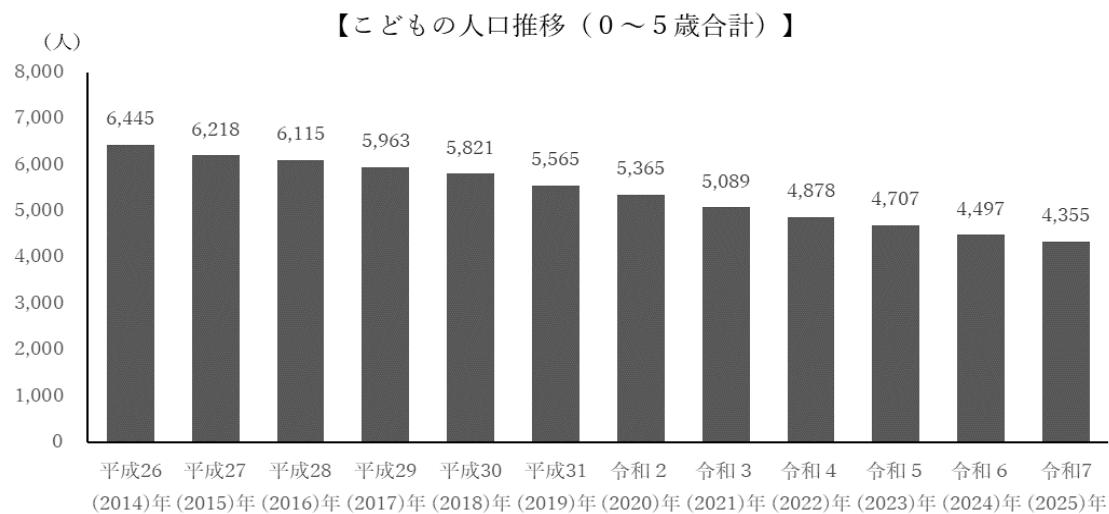
さらに、年齢を5歳階級別でみると、男女共に70歳代後半の、いわゆる「団塊の世代」及び50歳代前半の「団塊ジュニア層」が多くなっています。また、80歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。



4 こどもの人口推移

本市の5歳以下のこどもの人口推移をみると、令和7（2025）年3月末日現在4,355人であり、近年は緩やかな減少で推移しています。

地区別にこども人口の推移をみると、いずれの地域も、緩やかながらおおむね減少で推移しています。



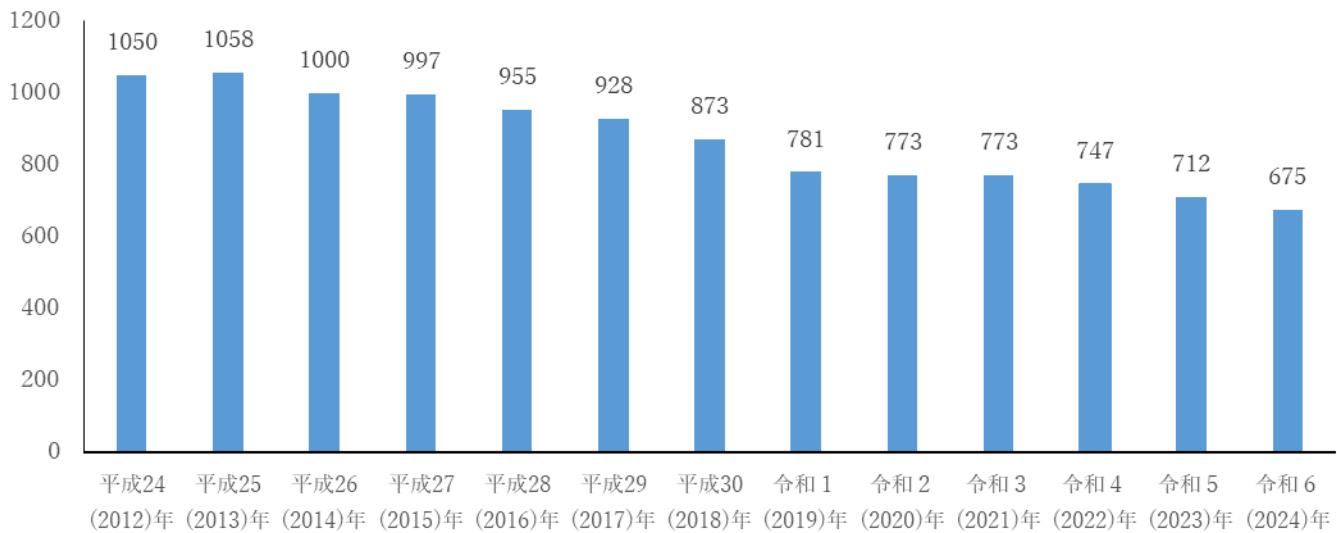
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）（外国人を含む。）

5 出生等の状況

(1) 年間出生数の推移

本市の出生数は、近年、緩やかな減少で推移しており、令和6（2024）年は675人となっています。

【出生数の推移】



資料：人口動態統計

(2) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成20（2008）年～平成24（2012）年の平均をピークに減少しているものの、依然として全国及び愛媛県より高い数値を維持しています。

【合計特殊出生率の推移】

（単位：人）

	平成10(1998)年～平成14(2002)年	平成15(2003)年～平成19(2007)年	平成20(2008)年～平成24(2012)年	平成25(2013)年～平成29(2017)年	平成30(2018)年～令和4(2022)年
新居浜市	1.64	1.60	1.80	1.75	1.60

資料：人口動態保健所・市区町村別統計

（単位：人）

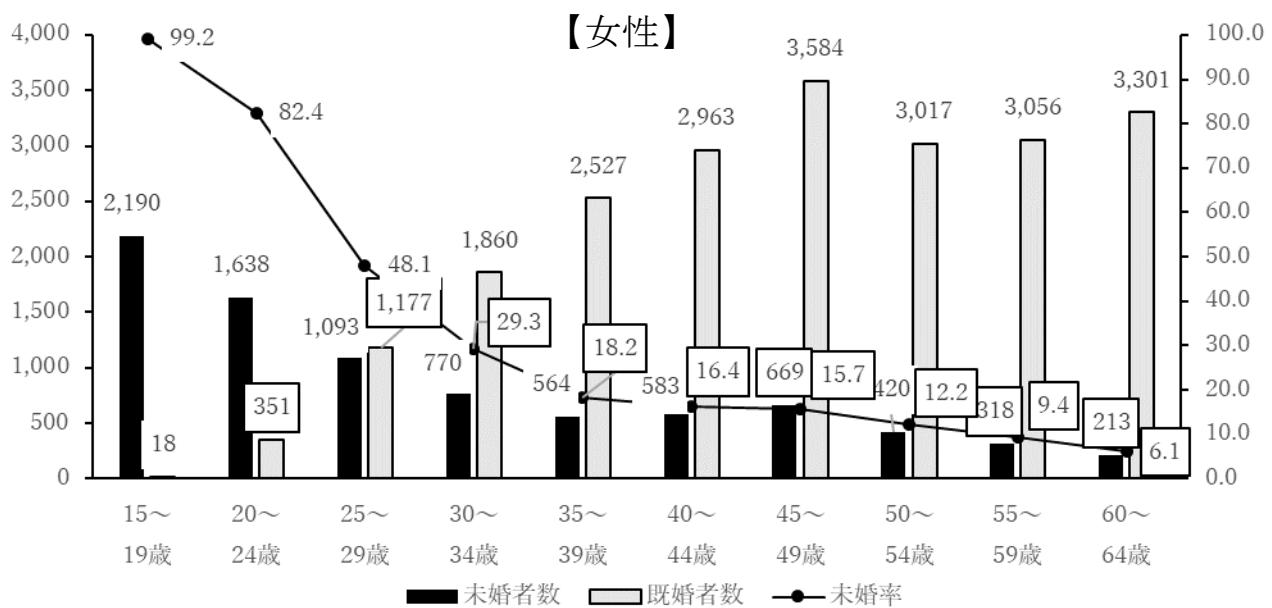
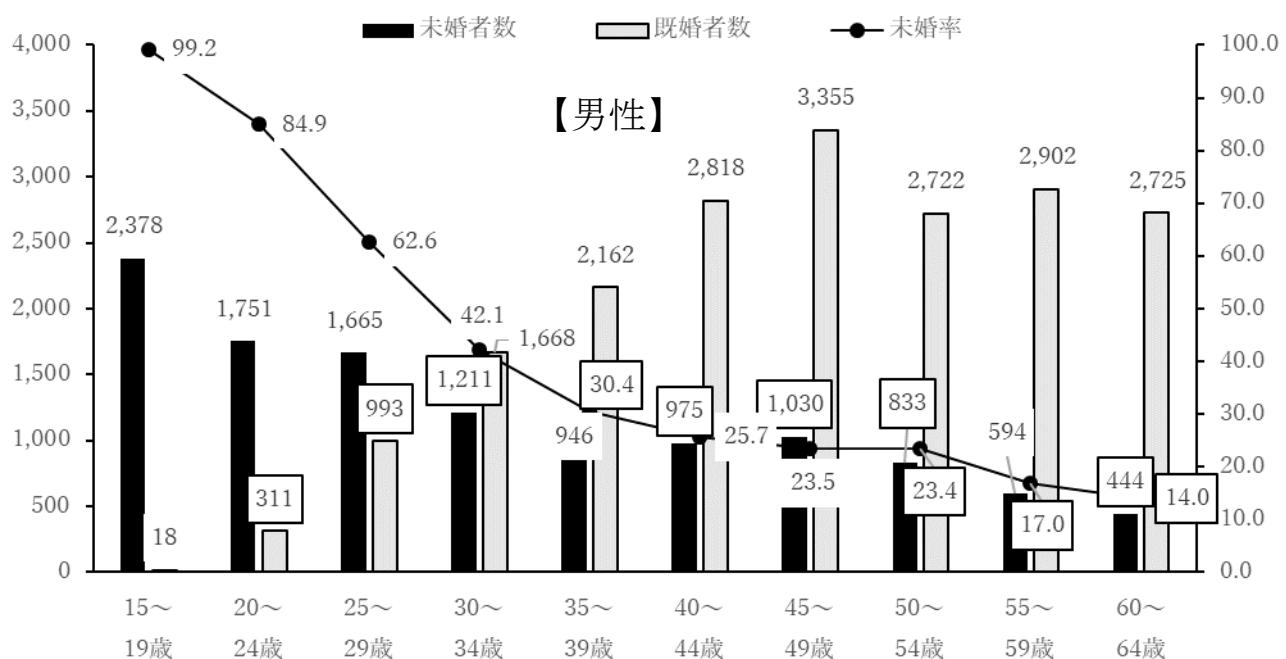
	平成25(2013)年	平成26(2014)年	平成27(2015)年	平成28(2016)年	平成29(2017)年	平成30(2018)年	令和元(2019)年	令和2(2020)年	令和3(2021)年	令和4(2022)年	令和5(2023)年	令和6(2024)年
参考／愛媛県	1.52	1.50	1.53	1.54	1.54	1.55	1.46	1.40	1.40	1.39	1.31	1.28
参考／全国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20	1.15

資料：人口動態統計

6 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20歳代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30歳代前半になると逆転することから、30歳代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合、20歳代後半に逆転していますが、男性に比べ既婚者数は大きく上回っています。

【年齢別未既婚者数と未婚率】

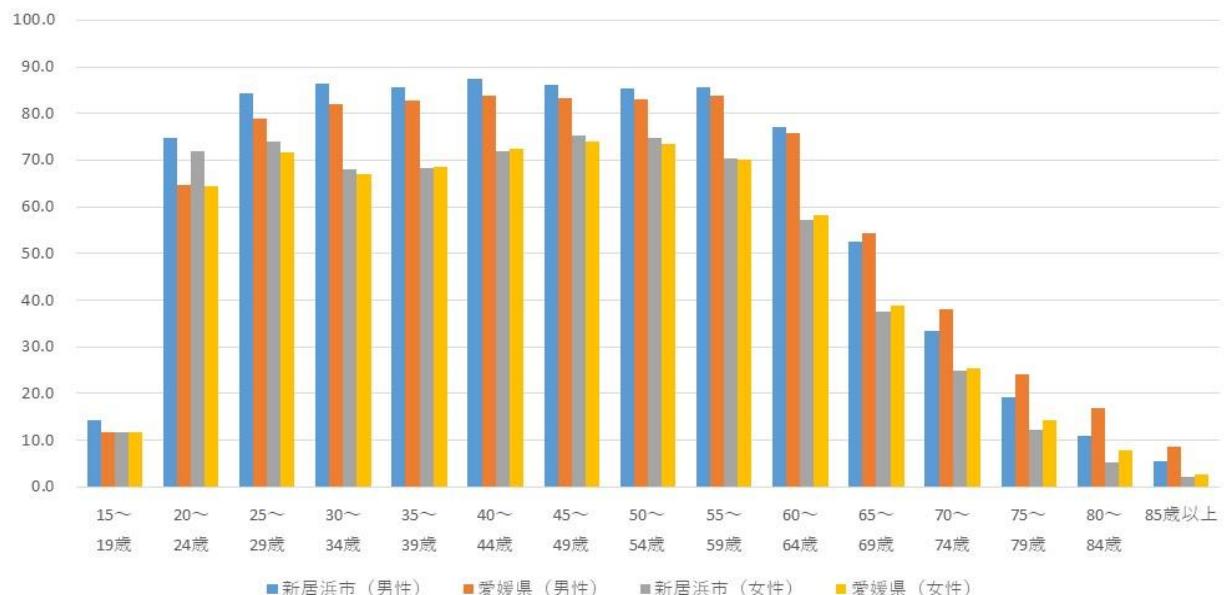


資料:国勢調査(令和2(2020)年)

7 年齢別就業率

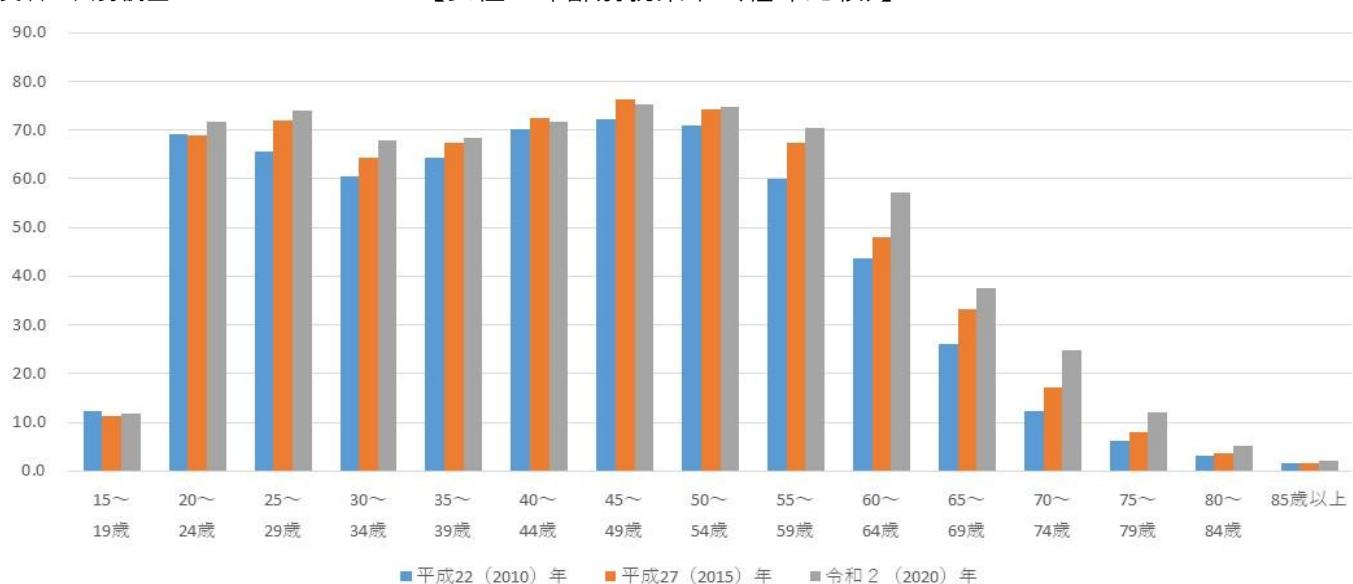
本市における就業率をみると、男女とも20歳代前半の就業率が愛媛県平均を上回っていますが、他の年代は愛媛県の平均とほぼ同数となっています。なお、女性の就業率については、平成22年、27年と比べ概ね増加はしており、共働き世帯がさらに増加していることがうかがえますが、依然として「M字カーブ」の状況にあります。

【年齢別就業率（県比較）】



資料：国勢調査

【女性の年齢別就業率（経年比較）】



資料：国勢調査 ※【M字カーブ】日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30歳代前半を谷とし、20歳代後半と40歳代前半が山になるアルファベットのMのような形になること。

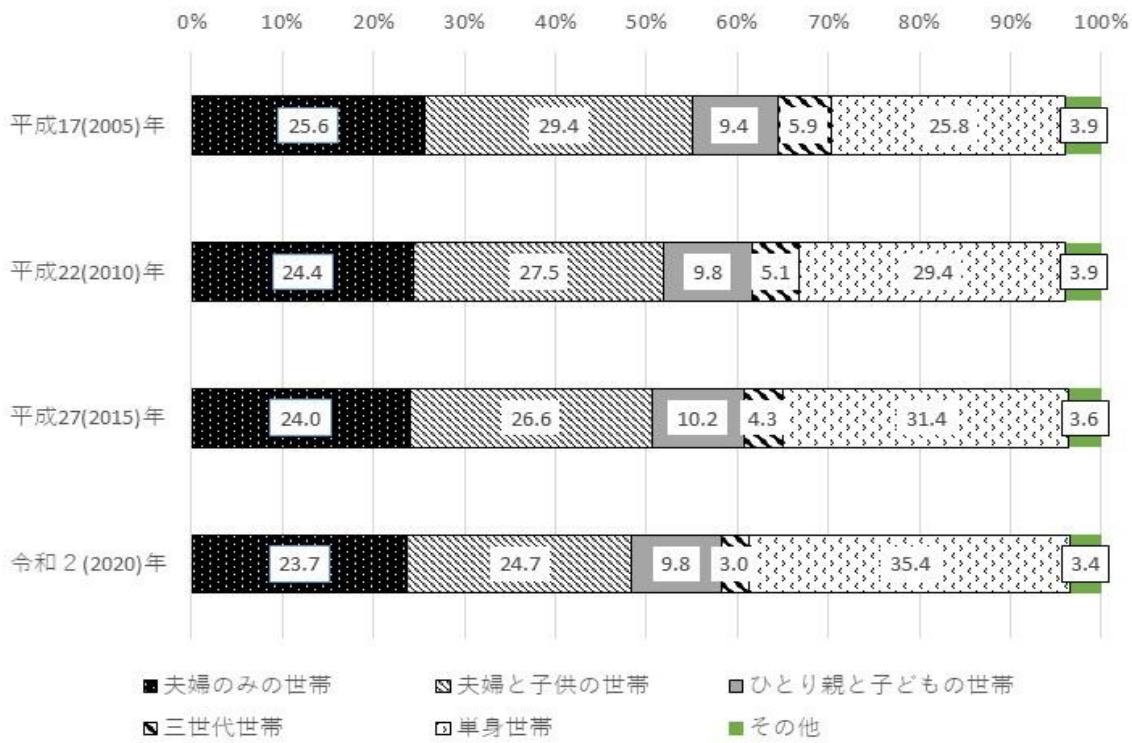
	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85歳~
平成22(2010)年	12.4	69.1	65.6	60.4	64.4	70.2	72.3	71.0	60.0	43.7	26.2	12.3	6.2	3.1	1.7
平成27(2015)年	11.4	68.9	71.9	64.4	67.4	72.4	76.4	74.2	67.5	47.9	33.1	17.2	7.9	3.6	1.5
令和2(2020)年	11.7	71.8	74.0	68.0	68.3	71.8	75.4	74.8	70.4	57.2	37.6	24.8	12.1	5.2	2.1

8 世帯の状況

(1) 世帯構成

本市の世帯構成について、平成 17 (2005) 年から令和 2 (2020) 年までの推移でみると、「ひとり親と子どもの世帯」は大きく変動していませんが、「夫婦のみの世帯」、「夫婦と子どもの世帯」、「三世代世帯」は減少傾向にあります。一方、「単身世帯」は増加で推移しており、世帯規模の縮小がうかがえます。

【世帯構成の推移】



資料：国勢調査

(2) ひとり親家庭の状況（20歳未満のこどもがいる世帯）

本市の 20 歳未満のこどもがいるひとり親家庭については、令和 2 (2020) 年で 1,192 世帯となっており、うち母子世帯が 1,003 世帯 (84.1%)、父子世帯が 189 世帯 (15.9%) となっています。

【ひとり親家庭の状況】

	平成17(2005)年	平成22(2010)年	平成27年(2015)	令和2年(2020)年
ひとり親家庭（合計）	1,071	1,054	1,039	1,192
母子世帯数	953 (89.0%)	936 (88.8%)	915 (88.1%)	1,003 (84.1%)
父子世帯数	118 (11.0%)	118 (11.2%)	124 (11.9%)	189 (15.9%)

資料：国勢調査

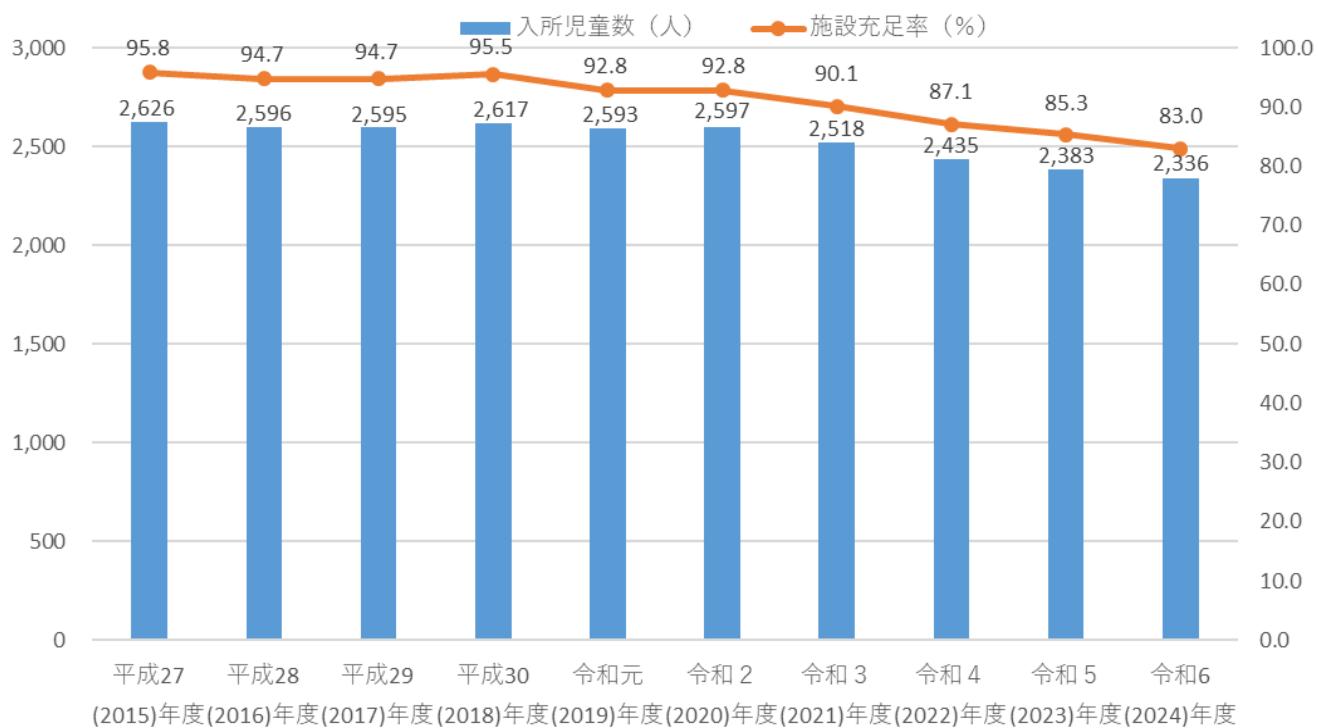
【2】子育て支援施設等の利用状況

1 教育・保育施設の利用状況

(1) 保育所の状況

本市の保育所は、令和6（2024）年度は、公立が9施設（うち別子保育園休止中）、私立が18施設で、合計27施設となっています。入所児童数は、緩やかな増減を繰り返しながら現在は微減傾向で推移しており、令和6（2024）年度は2,336人、施設充足率は83.0%となっています。

【保育所入所児童数の推移】



【保育所の入所児童数の推移】

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
施設数（園）	26	26	26	26	27	27	27	27	27	27
公立	10	10	10	10	10	10	10	10	10	9
私立	16	16	16	16	17	17	17	17	17	18
定員（人）	2,740	2,740	2,740	2,740	2,795	2,795	2,795	2,795	2,795	2,815
公立	980	980	980	980	980	980	980	980	980	890
私立	1,760	1,760	1,760	1,760	1,815	1,815	1,815	1,815	1,815	1,925
入所児童数（人）	2,626	2,596	2,595	2,617	2,593	2,597	2,518	2,435	2,383	2,336
公立	772	771	760	783	782	779	718	679	624	537
私立	1,854	1,825	1,835	1,834	1,811	1,818	1,800	1,756	1,759	1,799
施設充足率（%）	95.8	94.7	94.7	95.5	92.8	92.9	90.1	87.1	85.3	83.0
公立	78.8	78.7	77.6	79.9	79.8	79.5	73.3	69.3	63.7	60.3
私立	105.3	103.7	104.3	104.2	99.8	100.2	99.2	96.7	96.9	93.5

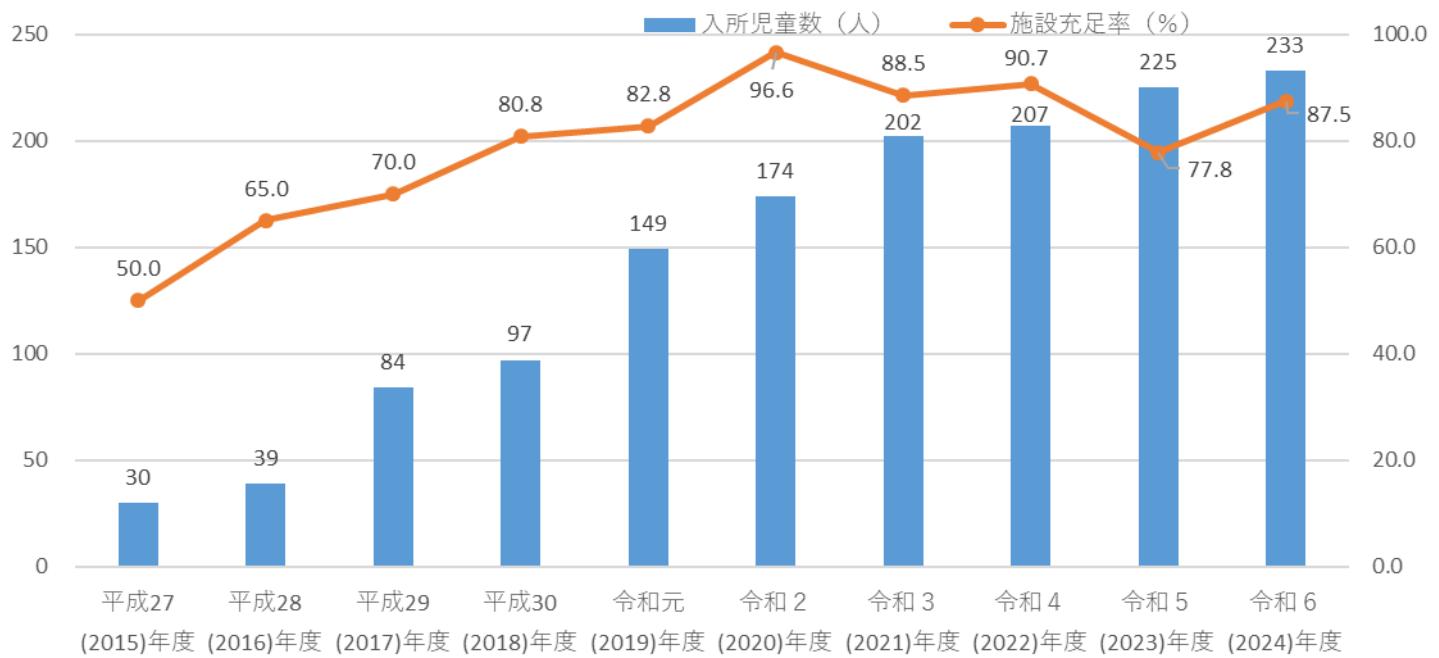
資料：府内資料（広域委託を除く市内の数値）各年度4月1日現在

※定員は利用定員とする。

(2) 認定こども園の状況

本市の認定こども園は、令和6（2024）年度は6施設（うちグレース第二幼稚園休止中）となっています。2・3号認定の入所児童数は増加で推移しており、令和6（2024）年度は233人、施設充足率は87.5%となっています。

【認定こども園入所児童数（2・3号認定）の推移】



【認定こども園の入所児童数（2・3号認定）の推移】

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
施設数（園）	1	1	3	3	4	4	5	5	6	6
幼稚園型	1	1	1	1	2	2	3	3	3	3
幼保連携型	0	0	2	2	2	2	2	2	3	3
定員（人）	60	60	120	120	180	180	228	228	289	289
幼稚園型	60	60	60	60	120	120	168	168	126	126
幼保連携型	-	-	60	60	60	60	60	60	163	163
入所児童数（人）	30	39	84	97	149	176	202	207	225	233
幼稚園型	30	39	51	58	104	134	172	177	126	140
幼保連携型	-	-	33	39	45	42	30	30	99	93
施設充足率（%）	50.0	65.0	70.0	80.8	82.8	97.7	88.5	90.7	77.8	87.5
幼稚園型	50.0	65.0	85.0	96.7	86.7	111.6	102.3	105.3	100.0	117.8
幼保連携型	-	-	55.0	65.0	75.0	70.0	50.0	50.0	60.7	57.2

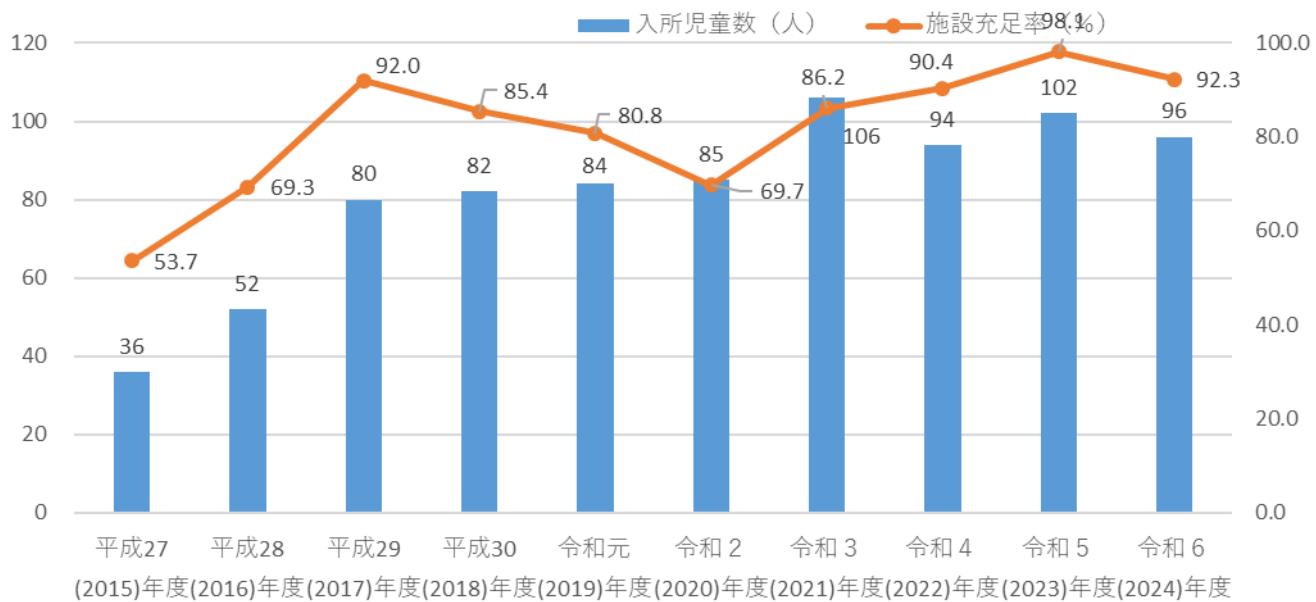
資料：府内資料（広域委託を除く市内ののみの数値）各年度4月1日現在

※定員（人）に休止中の人数は含まない。

(3) 地域型保育施設の状況

本市の地域型保育施設は、令和6（2024）年度は5施設となっています。入所児童数、充足率ともに令和2年度以降は緩やかな上昇傾向で推移しています。

【地域型保育所入所児童数の推移】



【地域型保育事業所の入所児童数の推移】

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
施設数(園)	4	4	5	5	5	6	6	5	5	5
定員(人)	67	75	87	96	104	123	123	104	104	104
入所児童数(人)	36	52	80	82	84	85	106	94	102	96
施設充足率(%)	53.7	69.3	92.0	85.4	80.8	69.7	86.2	90.4	98.1	92.3

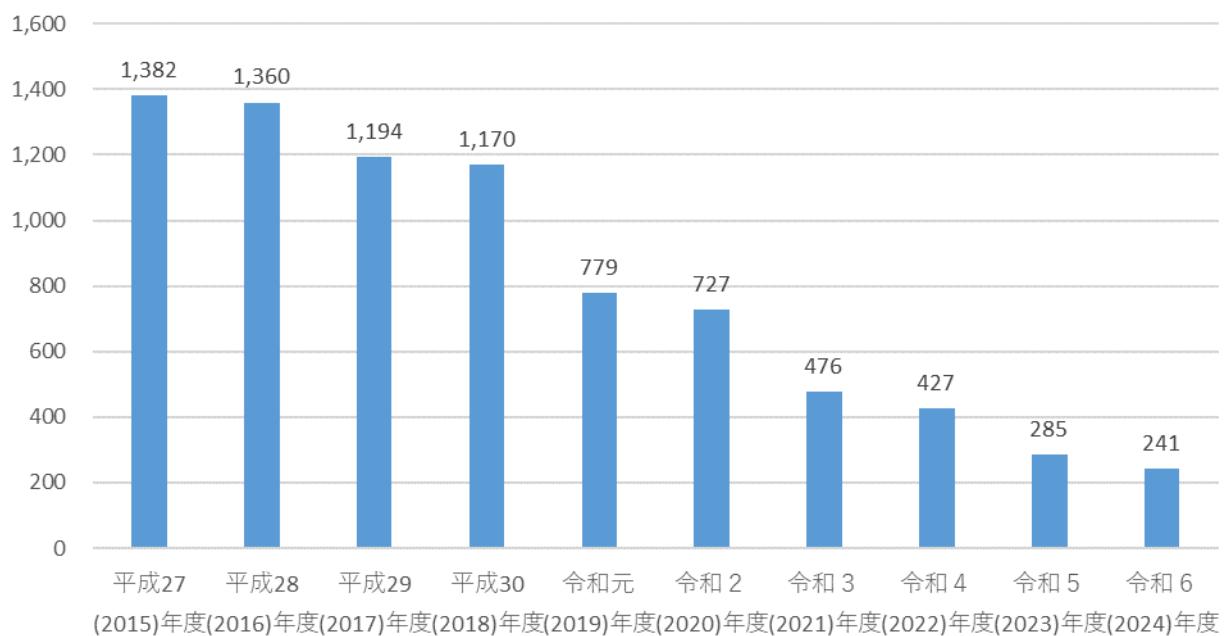
資料：府内資料（広域委託を除く市内の数値）各年度4月1日現在

※定員は利用定員とする。

(4) 幼稚園の状況

本市の幼稚園は、令和6（2024）年度は4施設あり、入所児童数は大幅な減少傾向で推移しています。

【幼稚園入所児童数の推移】



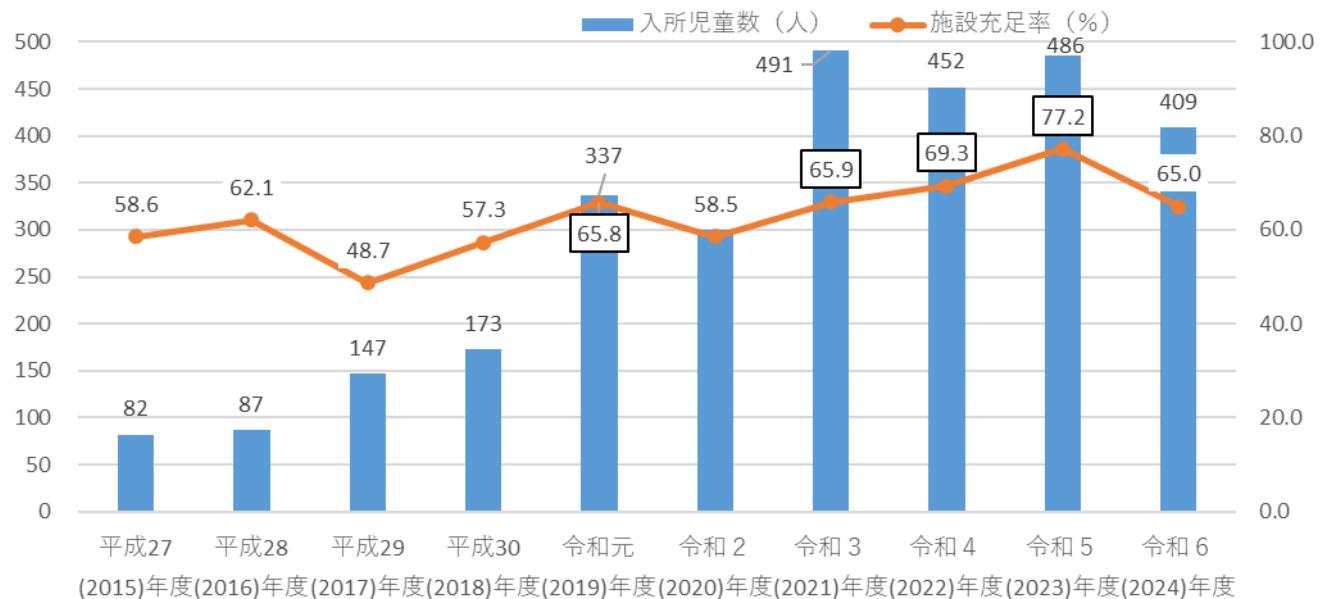
【幼稚園の入所児童数の推移】

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
施設数（園）	12	12	9	9	7	7	6	5	4	4
入所児童数（人）	1,382	1,360	1,194	1,178	779	727	476	427	285	241

資料：府内資料（学校基本調査）各年度5月1日現在

認定こども園での1号認定の入所児童数は減少に転じており、令和6（2024）年度の入所児童数は409人、施設充足率は65.0%となっています。

【認定こども園入所児童数（1号認定）の推移】



【認定こども園の入所児童数（1号認定）の推移】

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
施設数（園）	1	1	3	3	4	4	5	5	6	6
幼稚園型	1	1	1	1	2	2	3	3	3	3
幼保連携型	0	0	2	2	2	2	2	2	3	3
定員（人）	140	140	302	302	492	492	744	652	629	629
幼稚園型	140	140	140	140	330	330	582	582	534	534
幼保連携型	-	-	162	162	162	162	162	70	95	95
入所児童数（人）	82	87	147	173	337	300	491	452	486	409
幼稚園型	82	87	82	107	284	261	457	430	434	375
幼保連携型	-	-	65	66	53	39	34	22	52	34
施設充足率（%）	58.6	62.1	48.7	57.3	68.4	60.9	65.9	69.3	77.2	65.0
幼稚園型	58.6	62.1	58.6	76.4	86.6	79.0	78.5	73.8	81.2	70.2
幼保連携型	-	-	40.1	40.7	32.7	24.0	20.9	31.4	54.7	35.7

資料：府内資料（広域委託を除く市内の数値）各年度4月1日現在

※定員（人）に休止中の人数は含まない。

2 地域子ども・子育て支援事業の利用状況

（1）利用者支援事業

地域の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業の情報や相談、助言等の必要な支援を行う事業です。令和6（2024）年度は3か所（地域子育て支援拠点1カ所・行政2カ所）で対応しています。

【利用者支援事業の利用状況】

（単位：か所）

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
利用者支援事業	1	2	2	3	3	3	3	3	4	3

資料：府内資料（各年度実績）

（2）妊婦健康診査事業

妊娠中の母親の健康状態や、胎児の発育状況などを定期的に確認する妊婦健診にかかる費用の一部を公費で負担します。利用者数は、近年、減少で推移しており、令和6（2024）年度は8,210件となっています。

【妊婦健康診査事業の実施状況】

（単位：件）

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
妊婦健康診査事業	11,154	11,175	10,608	9,696	9,483	8,925	8,959	8,969	8,310	8,210

資料：府内資料（各年度実績）

（3）乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、情報提供等を行います。乳児家庭の孤立を防ぎ、健全な育成環境の確保を図ります。実施件数は、近年、緩やかな減少傾向にあり、令和6（2024）年度は690件となっています。

【乳児家庭全戸訪問事業の実施状況】

（単位：件）

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
乳児家庭全戸訪問事業	990	947	927	849	850	740	730	758	687	690

資料：府内資料（各年度実績）

（4）養育支援訪問事業

支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師などがその家庭を訪問し、養育に関する指導や助言を行い、適切な養育の実施を確保することを目的とした事業です。事業の実施件数は、コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少しましたが、徐々に影響前の水準に戻ってきており、令和6（2024）年度は508件となっています。

【養育支援訪問事業の実施状況】

（単位：件）

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
養育支援訪問事業	478	495	602	545	600	215	461	490	558	508

資料：府内資料（各年度実績）

(5) 地域子育て支援拠点事業

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談などを行う事業です。利用者数は新型コロナウイルスの影響により令和2（2020）年度に減少しましたが、近年、増加で推移しており、令和6（2024）年度は延べ36,674人となっています。

【地域子育て支援拠点事業の利用状況】

（単位：人）

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
地域子育て支援センター 子育て広場	41,355	48,744	49,900	55,260	61,000	24,207	17,299	27,005	34,770	36,674

資料：府内資料（各年度実績）

(6) 一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により、一時的に家庭での保育が困難な場合に、子どもを保育所等に預けることができる事業です。

【一時預かり事業の利用状況】

（単位：人）

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
一般型	3,200	3,904	4,400	4,364	3,437	2,245	1,862	1,889	1,568	1,248
余裕活用型	415	1,427	1,296	1,689	2,319	2,562	1,494	1,163	1,230	1,216

資料：府内資料（各年度実績）

(7) 延長保育事業

延長保育事業は、保育所開所時間を超えて、さらに延長して保育を行う事業です。利用者数については、令和2年度から令和4年度にかけてはおおむね横ばいで推移していましたが、令和5年度以降減少傾向にあります。

【延長保育事業の利用状況】

（単位：人）

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
延長保育（保育所）	1,062	1,057	1,054	1,053	1,250	1,157	1,162	1,108	870	770

資料：府内資料（各年度実績）

(8) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気やけがの児童（病児）及び回復期にある児童（病後児）を、専門の保育室で看護師・保育士などの専門職員により預かるサービスです。利用者数については、新型コロナウイルスの影響により令和2年度には減少しましたが、令和3年度から年々増加し、令和5年度以降増加傾向で推移しています。

【病児・病後児保育事業の利用状況】

（単位：人）

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
病児・病後児保育事業	232	220	202	295	320	69	239	258	349	351

資料：府内資料（各年度実績）

(9) 放課後児童健全育成事業

仕事などで日中保護者が家庭にいない小学生の児童を対象に、授業終了後などに預かり、適切な生活の場を提供します。低学年の利用はおおむね横ばいで推移していますが、高学年の利用は平成30年以降大幅な増加傾向にあります。

【放課後児童健全育成事業の利用状況】

(単位：人)

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
低学年	1,118	1,205	1,203	1,193	1,209	1,113	1,241	1,211	1,234	1,212
高学年	99	117	165	161	225	300	295	320	348	398

資料：府内資料（各年度実績）

(10) 子育て援助活動支援事業

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（提供会員）が会員となり、地域で子育てを助け合う相互援助活動です。利用件数は、緩やかな減少で推移しています。

【子育て援助活動支援事業の利用状況】

(単位：件)

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
ファミリー・サポート・センター	2,840	2,796	2,768	2,731	2,602	1,782	1,946	2,398	2,096	1,826

資料：府内資料（各年度実績）

(11) 子育て短期支援事業

ショートステイは、保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設等でこどもを一定期間預かる事業です。トワイライトステイは、保護者が仕事やその他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に児童養護施設等でこどもを預かる事業です。令和6（2024）年度より本格的に始動し利用件数はショートステイ16件、トワイライトステイ61件となっています。

【子育て短期支援事業の利用状況】

(単位：件)

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2025)年度
ショートステイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
トワイライトステイ	0	1	0	0	2	0	0	0	4	61

資料：府内資料（各年度実績）

第3章 本市の現状分析と課題

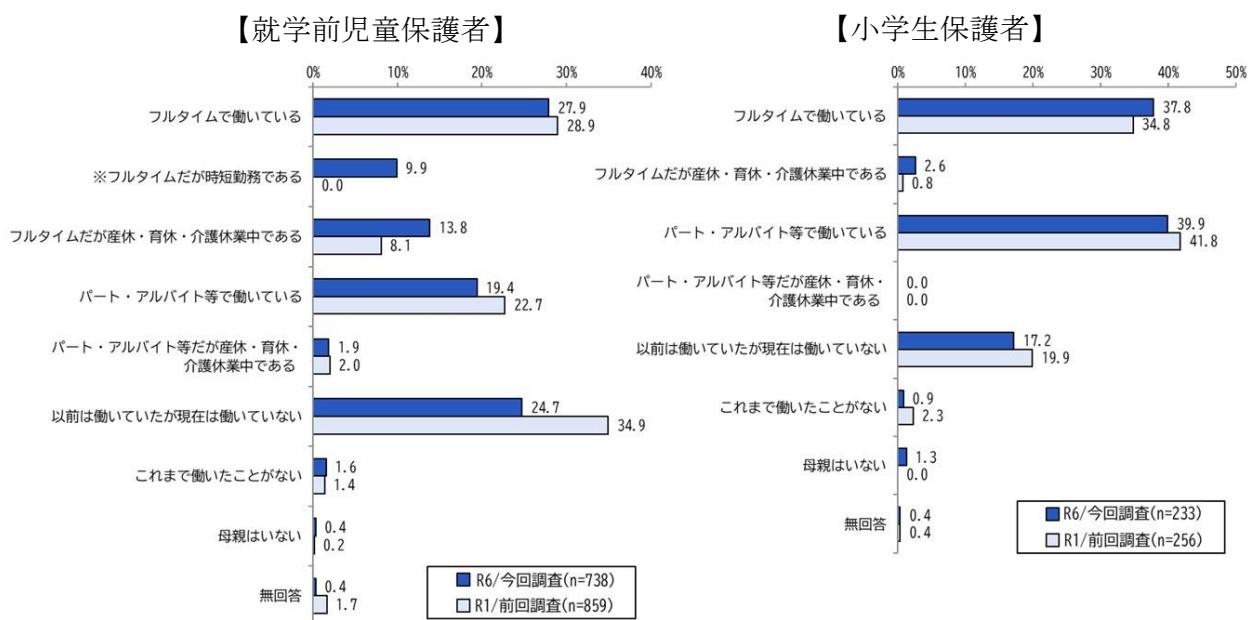
【1】

ニーズ調査から読み取れる課題 (第3期新居浜市子ども・子育て支援事業計画より)

1 保護者の就労状況について

- 母親の約7割が現在就労しており、小学生になると就労割合はさらに高まり、子どもの成長に伴い就労する母親が増えていく傾向がうかがえます。また、前回調査時と比べ、就労している割合及びフルタイム勤務の割合が増加しています。

【母親の就労形態（全体・前回比較）】



- 現在、就労していない母親の多くが、今後就労したいと希望をしています。就労の形態としては、約8割がパート・アルバイト等を中心とした就労を希望しています。ただ、フルタイムを希望する割合は前回に比べて増加しています。

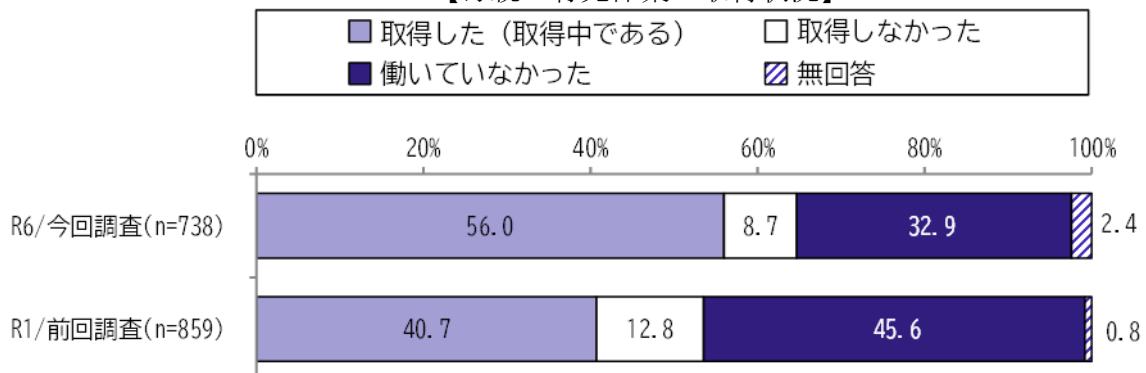


- 子どもの成長に伴い、就労する母親が増えていく傾向を踏まえ、今後の就労環境の整備と、そのための子育て支援策の充実が求められます。

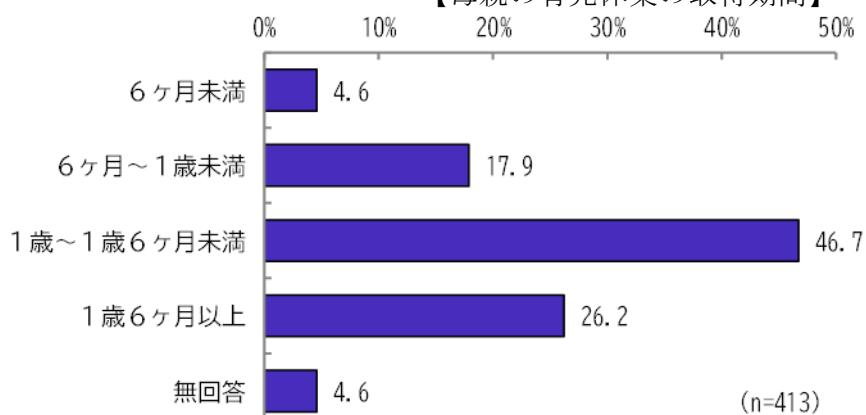
2 保護者の育児休業の取得について

- 母親の育児休業の取得状況については、取得したが半数を超えており、前回調査時と比べ15.3ポイント増加しています。また、育児休業の取得期間については、1歳から1歳6ヶ月未満が最も高くなっています。なお、職場復帰のタイミングについては、「希望通りの期間及びタイミングだった」が最も高かったが、約44%は希望した期間より延長または短縮していました。

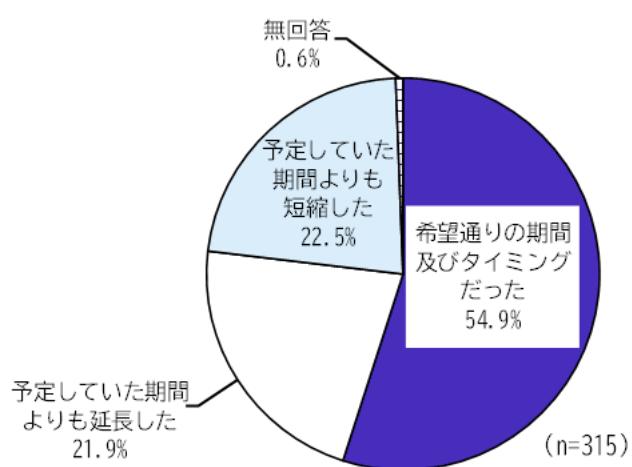
【母親の育児休業の取得状況】



【母親の育児休業の取得期間】

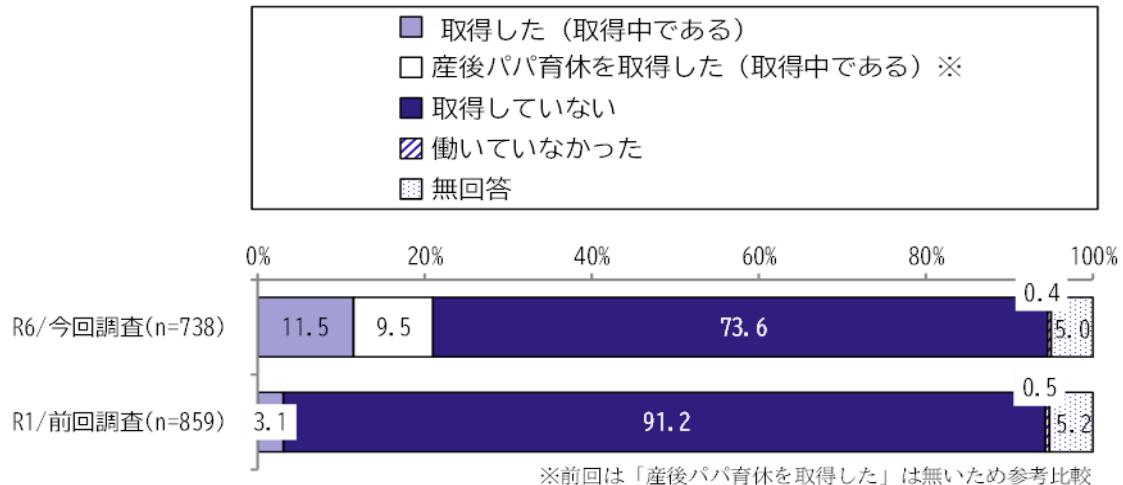


【職場復帰の時期について】

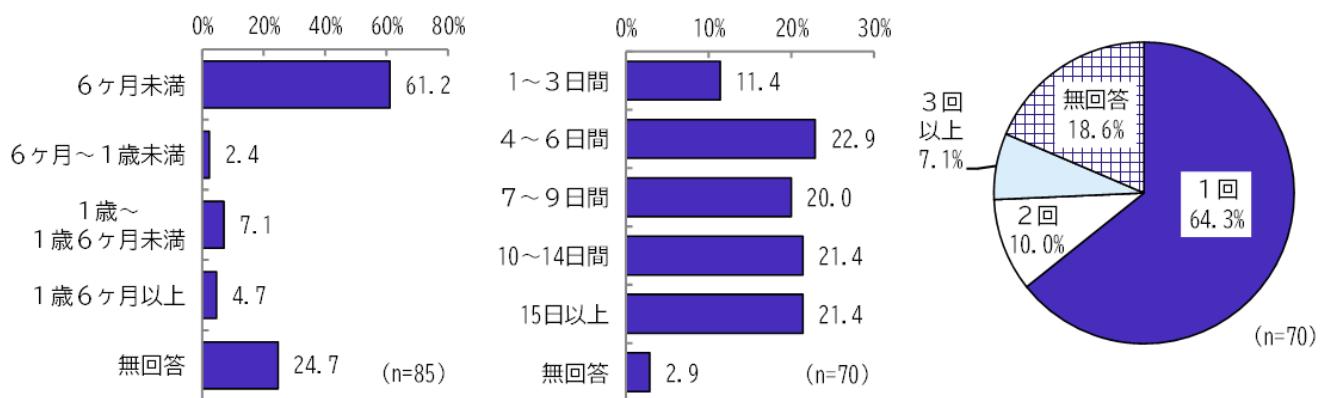


●父親の育児休業の取得状況については、産後パパ育休も含めると約2割が取得しており、前回調査時から17.6ポイント増加しています。また、育児休業の取得期間については6ヶ月未満が最も多く、産後パパ育休の取得期間については「1～3日間」以外は2割程度ほぼ同数となっています。なお、取得しなかった理由としては、「仕事が忙しかったから」が最も高く、次いで「収入源となり、経済的に苦しくなるから」(37.6%)、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったから」(31.1%)となっています。

【父親の育児休業の取得状況について】



【父親の育児休業取得期間】 【産後パパ育休の取得期間】 【産後パパ育休の取得回数】



-
- 母親の職場復帰のタイミングが希望に沿うよう、柔軟な子どもの受け入れ態勢の整備が求められます。
 - 父親の育児休業の取得が増えてはいるが、より一層の取得を促すため、企業に対して啓発活動を実施し、社会全体で子どもを支えるという機運の向上を進めていく必要があります。
-

3 子育て支援施設等の利用について

- 現在、平日の定期的な教育・保育事業を 77%が利用しており、前回調査時に比べて約 4 % 増加しています。内訳については「認可保育所」（以下「保育所」と言います。）の利用者が約 62%（前回調査時約 61%）と最も多く、以下「幼稚園」が約 16%（前回調査時約 24%）、「認定こども園」が約 15%（前回調査時約 11%）の利用状況となっており、前回調査時に比べ幼稚園が減少し保育ニーズが増加しています。
- 利用日数については週 5 日が最も多く、今後の希望についても週 5 日が最も多くなっています。また、保育所の利用時間については 7 ~ 9 時間未満が最も多く、次いで 9 時間以上となっています。幼稚園及び認定こども園では 5 ~ 7 時間未満が最も多く、次いで 7 ~ 9 時間となっています。なお、保育所、幼稚園及び認定こども園すべてにおいて、現在の利用時間と比較して、今後の利用希望時間が長くなっています。

【1週あたりの利用日数：現在の利用（全体）】

上段：回答者数（人） 下段：構成比（%）	全体	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	無回答
認可保育所	351	-	-	2	11	304	33	-	1
	100.0	-	-	0.6	3.1	86.6	9.4	-	0.3
幼稚園	93	-	-	1	-	90	2	-	-
	100.0	-	-	1.1	-	96.8	2.2	-	-
認定こども園	85	1	1	-	-	79	1	-	3
	100.0	1.2	1.2	-	-	92.9	1.2	-	3.5
幼稚園の預かり保育	18	2	-	1	-	11	-	-	4
	100.0	11.1	-	5.6	-	61.1	-	-	22.2
小規模な保育施設	9	1	-	1	-	7	-	-	-
	100.0	11.1	-	11.1	-	77.8	-	-	-
事業所内保育施設	9	-	-	-	-	9	-	-	-
	100.0	-	-	-	-	100.0	-	-	-
その他の認可外の保育施設	9	-	-	-	-	9	-	-	-
	100.0	-	-	-	-	100.0	-	-	-
家庭的保育	1	-	1	-	-	-	-	-	-
	100.0	-	100.0	-	-	-	-	-	-
ファミリー・サポート・センター	1	-	1	-	-	-	-	-	-
	100.0	-	100.0	-	-	-	-	-	-
居宅訪問型保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	10	1	3	1	-	5	-	-	-
	100.0	10.0	30.0	10.0	-	50.0	-	-	-

【1週あたりの利用日数：今後の希望（全体）】

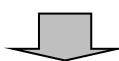
上段：回答者数（人） 下段：構成比（%）	全体	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	無回答
認可保育所	351	-	-	-	5	248	48	2	48
	100.0	-	-	-	1.4	70.7	13.7	0.6	13.7
幼稚園	93	-	-	-	1	68	5	-	19
	100.0	-	-	-	1.1	73.1	5.4	-	20.4
認定こども園	85	-	1	-	-	66	2	-	16
	100.0	-	1.2	-	-	77.6	2.4	-	18.8
幼稚園の預かり保育	18	1	-	1	-	10	1	-	5
	100.0	5.6	-	5.6	-	55.6	5.6	-	27.8
小規模な保育施設	9	-	-	-	-	6	-	-	3
	100.0	-	-	-	-	66.7	-	-	33.3
事業所内保育施設	9	-	-	-	-	8	-	-	1
	100.0	-	-	-	-	88.9	-	-	11.1
その他の認可外の保育施設	9	-	-	-	-	4	3	-	2
	100.0	-	-	-	-	44.4	33.3	-	22.2
家庭的保育	1	-	-	-	-	1	-	-	-
	100.0	-	-	-	-	100.0	-	-	-
ファミリー・サポート・センター	1	-	-	-	-	-	-	-	1
	100.0	-	-	-	-	-	-	-	100.0
居宅訪問型保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	10	-	1	2	-	5	1	-	1
	100.0	-	10.0	20.0	-	50.0	10.0	-	10.0

【1日あたりの利用時間：現在の利用（全体）】

上段：回答者数（人） 下段：構成比（%）	全体	1～3 時間未満	3～5 時間未満	5～7 時間未満	7～9 時間未満	9時間 以上	無回答
認可保育所	351 100.0	1 0.3	1 0.3	18 5.1	186 53.0	141 40.2	4 1.1
幼稚園	93 100.0	- -	15 16.1	62 66.7	12 12.9	3 3.2	1 1.1
認定こども園	85 100.0	1 1.2	2 2.4	43 50.6	25 29.4	9 10.6	5 5.9
幼稚園の預かり保育	18 100.0	7 38.9	2 11.1	3 16.7	1 5.6	2 11.1	3 16.7
小規模な保育施設	9 100.0	- -	- -	- -	8 88.9	1 11.1	- -
事業所内保育施設	9 100.0	- -	- -	- -	3 33.3	6 66.7	- -
他の認可外の保育施設	9 100.0	- -	- -	1 11.1	1 11.1	7 77.8	- -
家庭的保育	1 100.0	- -	- -	- -	- -	1 100.0	- -
ファミリー・サポート・センター	1 100.0	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -
居宅訪問型保育	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
その他	10 100.0	2 20.0	3 30.0	1 10.0	3 30.0	1 10.0	1 10.0

【1日あたりの利用時間：今後の希望（全体）】

上段：回答者数（人） 下段：構成比（%）	全体	1～3 時間未満	3～5 時間未満	5～7 時間未満	7～9 時間未満	9時間 以上	無回答
認可保育所	351 100.0	- -	- -	14 4.0	136 38.7	146 41.6	55 15.7
幼稚園	93 100.0	- -	5 5.4	34 36.6	24 25.8	7 7.5	23 24.7
認定こども園	85 100.0	- -	2 2.4	21 24.7	35 41.2	9 10.6	18 21.2
幼稚園の預かり保育	18 100.0	4 22.2	3 16.7	1 5.6	11.1 11.1	2 16.7	3 27.8
小規模な保育施設	9 100.0	- -	- -	- -	2 22.2	3 33.3	4 44.4
事業所内保育施設	9 100.0	- -	- -	- -	3 33.3	5 55.6	1 11.1
他の認可外の保育施設	9 100.0	- -	- -	- -	- -	6 66.7	3 33.3
家庭的保育	1 100.0	- -	- -	- -	- -	1 100.0	- -
ファミリー・サポート・センター	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	1 100.0
居宅訪問型保育	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
その他	10 100.0	1 10.0	3 30.0	1 10.0	3 30.0	1 10.0	1 10.0



-
- 前回調査より母親のフルタイム就労の割合が増加しており、今後も出産や育児に関する就業を継続する人が増加し、保育ニーズがさらに高まっていくことが想定されることから、引き続き地域需要に応じた受け皿確保が必要です。
-

4 多様な保育サービスについて

- 休日保育（日曜日・祝日）については、「月に1～2回は利用したい」と回答した割合は13.7%となっており、「ほぼ毎週利用したい」と回答した割合は2.0%となっています。
- 一時預かりについては、約49%の保護者が利用を希望しており、理由としては「私用やリフレッシュ目的での利用」及び「不定期・突発的な仕事」が増加しています。
- 子どもが病気やケガをした際の対応は、保護者が対応するが多く、病児・病後児保育を利用した割合は1.9%と低くなっています。保護者が仕事を休んだ家庭のうち、病児・病後児保育を利用したかったと回答した割合は31.8%となっています。
- 「子ども誰でも通園制度」（仮称）について、制度が開始された場合は0～2歳児保護者の過半数は「利用したい」と回答しています。利用したい理由としては「子どもを集団に慣れさせることができる」及び「自分のための時間を過ごすことができる」が高くなっています。



-
- 母親のフルタイム勤務の増加に伴い、今後も休日保育、一時預かり、病児・病後児保育等の多様な保育サービスのニーズの増加が想定されるため、各事業の充実及び周知を図る必要があります。
 - 令和8年度から本格実施される「子ども誰でも通園制度」（仮称）については、円滑な事業実施に向けた取組が必要です。
-

5 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の推進について

- 母親のフルタイム就労の割合の増加に伴い、今後はより一層仕事をしながら子育てをする家庭の増加が見込まれます。
- 子育てしやすい社会のために必要と思う支援策は、「働きながら子育てできる環境づくり」が最多となっています。



-
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の継続的な推進が必要です。
 - 子育て支援施設における多様な保育サービスの充実や、関係機関と連携した子育てしやすい就労環境づくり、市民や事業所への啓発活動の強化、育児休業や産休取得後のスムーズな職場復帰支援などの取組が引き続き必要です。
-

6 地域子育て支援拠点施設等について

- 児童館の利用については、約 28%が利用しており、利用頻度は月 1回が最も多く、次いで月 4～7回が多くなっています。また、子育てサロンについては「利用している」が 5.3%に対して、「子育てサロンがあることを知らなかった」が 15.2%となっています。
- 地域子育て支援拠点施設については、22.3%が利用しており、前回調査時に比べて増加しています。また、今後の利用希望についても「今後利用したい」が 37.8%、「今後利用日数を増やしたい」が 12.3%となっており、どちらも前回調査時より増加しており、合わせて約 50%が今後の利用を希望しています。



-
- 子育てサロンについて、「利用している」より「子育てサロンがあることを知らなかった」が高くなっているため、より一層の広報活動に取り組む必要があります。
 - 地域子育て支援拠点について、ニーズの拡大に合わせて既存の施設以外にも児童館での事業開始等の受け皿確保及び事業の充実を図る必要があります。
-

7 小学生の放課後の過ごし方について

- 放課後児童クラブを利用している小学生の割合は約 37%ですが、今後の利用希望は約 47%と高いニーズがみられます。利用者の満足度はおおむね 80%を超えていましたが、「利用できる曜日や時間について」、「職員などの配置状況（人員体制について）」、「子どもへの接し方・支援内容について」等に対して、前回調査時より「不満」の割合がやや増加しています。また、放課後児童クラブへの要望としては、「施設や設備を改善してほしい」と「利用時間を延長してほしい」が高くなっています。
- 放課後児童クラブについては、平日だけではなく、長期休業中における利用希望も多くみられます。また、利用したい学年も「6年生まで」が最も高くなっています。両親のフルタイム勤務の割合も増加しているため、今後の需要の増加が見込まれます。
- 放課後の過ごし方については、教員 OB 等が学習支援員となり、高学年の生徒に放課後に学習機会を提供する放課後まなび塾が放課後児童クラブと同程度利用されていました。



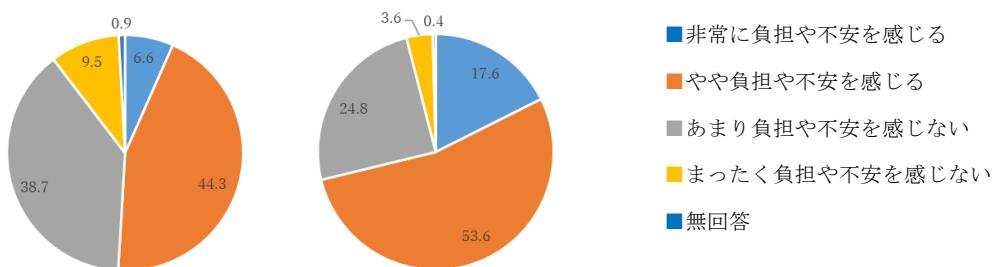
-
- 放課後児童クラブについて、就学前児童の保育ニーズの高まりに合わせて、今後の需要の増加が見込まれます。利用時間帯の検討をはじめ、指導員の確保、施設の更新が課題となります。
 - 放課後児童クラブの需要増加に合わせ、放課後まなび塾の需要の増加も見込まれるため、継続した実施が必要です。
-

8 子育てに関する不安の解消について

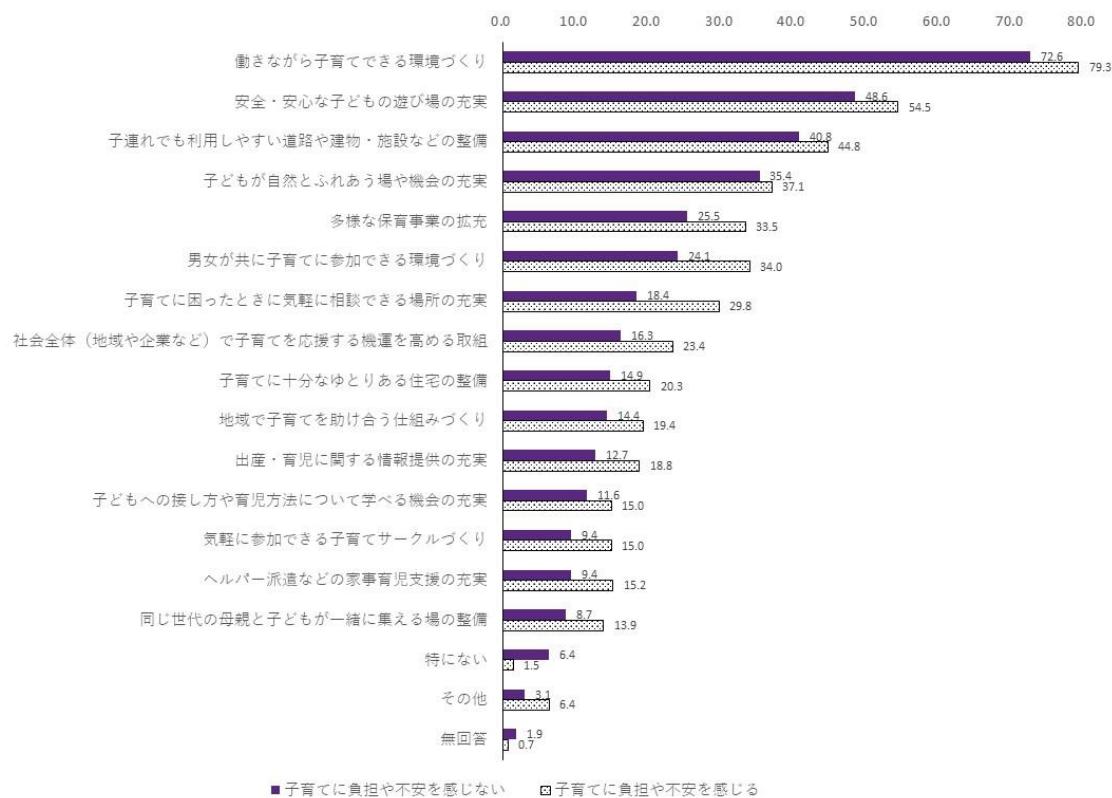
- 子育てに関する情報提供に満足している保護者に比べ、不満を感じている保護者の方が子育てに関して不安や負担を感じており、約20ポイントの差が生じていました。また、子育てしやすい社会についてどのような支援策が必要かについては、不安を感じている保護者の方が全項目でポイントが高くなっています。中でも特に「男女が子育てに参加できる環境づくり」及び「子育てに困ったときに気軽に相談できる場所の拡充」に関しては約10ポイントの差が生じていました。

【子育てに関して不安や負担を感じているか（情報提供への満足度別）】

情報提供に満足している保護者 情報提供に不満を感じている保護者



【子育てしやすい社会についてどのような支援策が必要か（子育てに関する負担感別）】

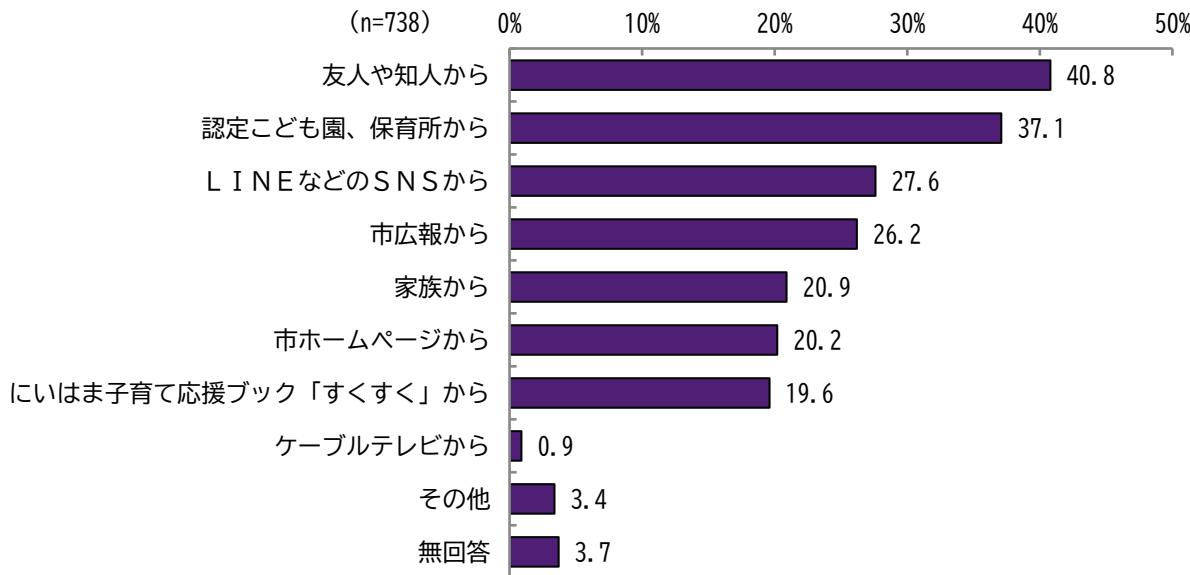


- 男女が共に子育てに参加できる環境づくりのため、社会全体で支えあえる機運を高める取組に力を入れる必要があります。
- 不安を覚える保護者の孤立を防ぐため、地域子育て支援拠点施設等の相談場所の充実を図るとともに、こども家庭センターとの連携を強化する必要があります。
- ◆不安を感じている保護者に子育て支援事業等の情報が届くよう、情報発信に力を入れる必要があります。

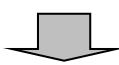
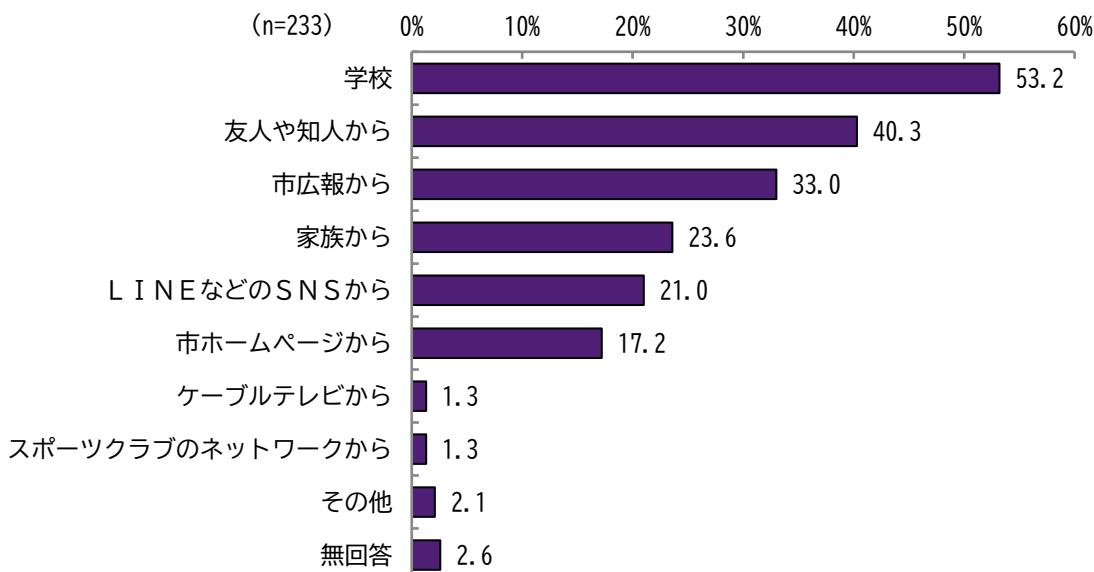
9 子育て支援情報について

- 子育て支援情報の収集方法について、就学前児童保護者は「友人や知人から」が最も多く、次いで「認定こども園、保育所から」が多くなっています。小学生の保護者は「学校」が最も多く、次いで「友人や知人から」が多くなっています。なお、「市広報から」は「市ホームページから」に比べどちらの保護者も多くなっています。
- 保護者が欲しい情報として、就学前児童保護者は「子どもの遊び場の情報」、小学生保護者は「子どもに関する各種手当に関する情報」が最も高く50%以上となっています。

就学前児童保護者：新居浜市の子育て支援情報の取得先（全体／複数回答）



小学生保護者：新居浜市の子育て支援情報の取得先（全体／複数回答）

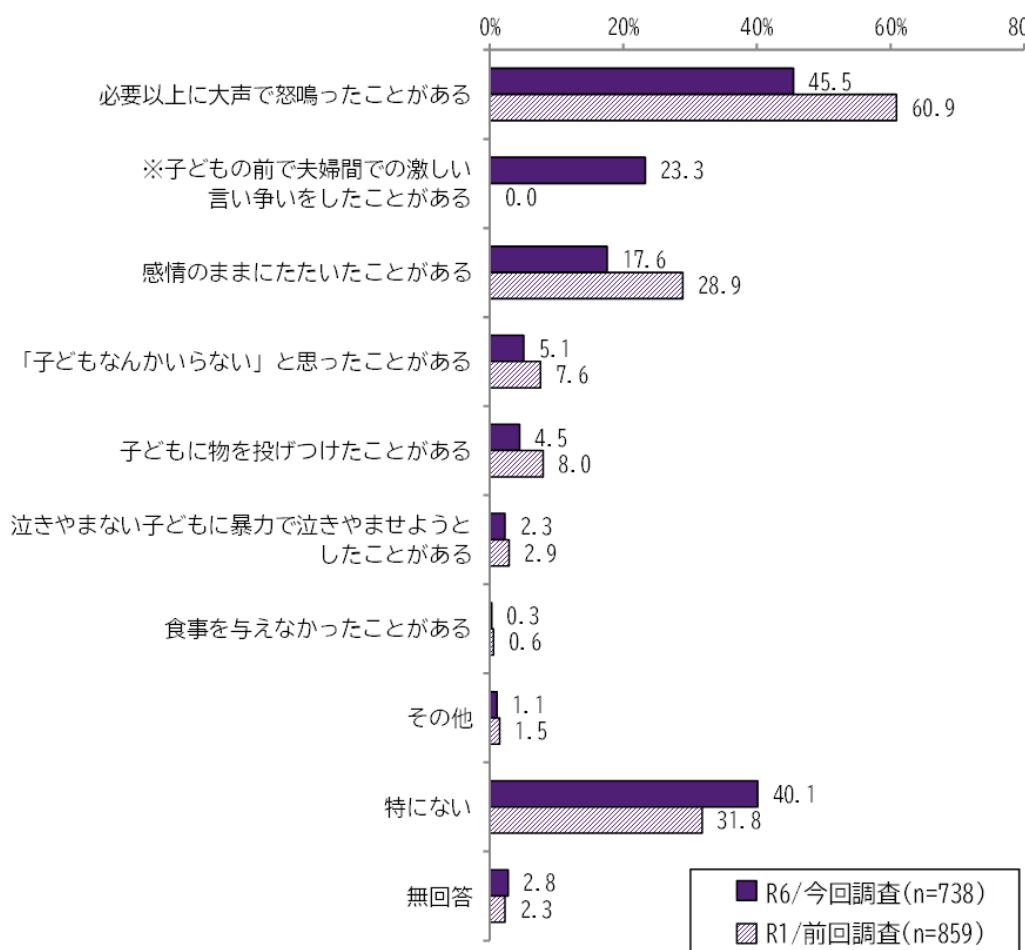


-
- 子育て情報の取得方法について、自分で情報を取得する「市ホームページから」より、「学校から」等の情報を市から発信するプッシュ型での取得が高くなっています。そのため、今後もデジタルを活用したプッシュ型の情報発信の充実及び市公式アカウントの普及を図る必要があります。また、「学校から」及び「認定こども園、保育所から」が高くなっているため、関係機関と協力を図る必要があります。
 - 発信情報の内容については、今後もニーズの把握を行い、必要な情報の発信に努める必要があります。
-

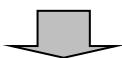
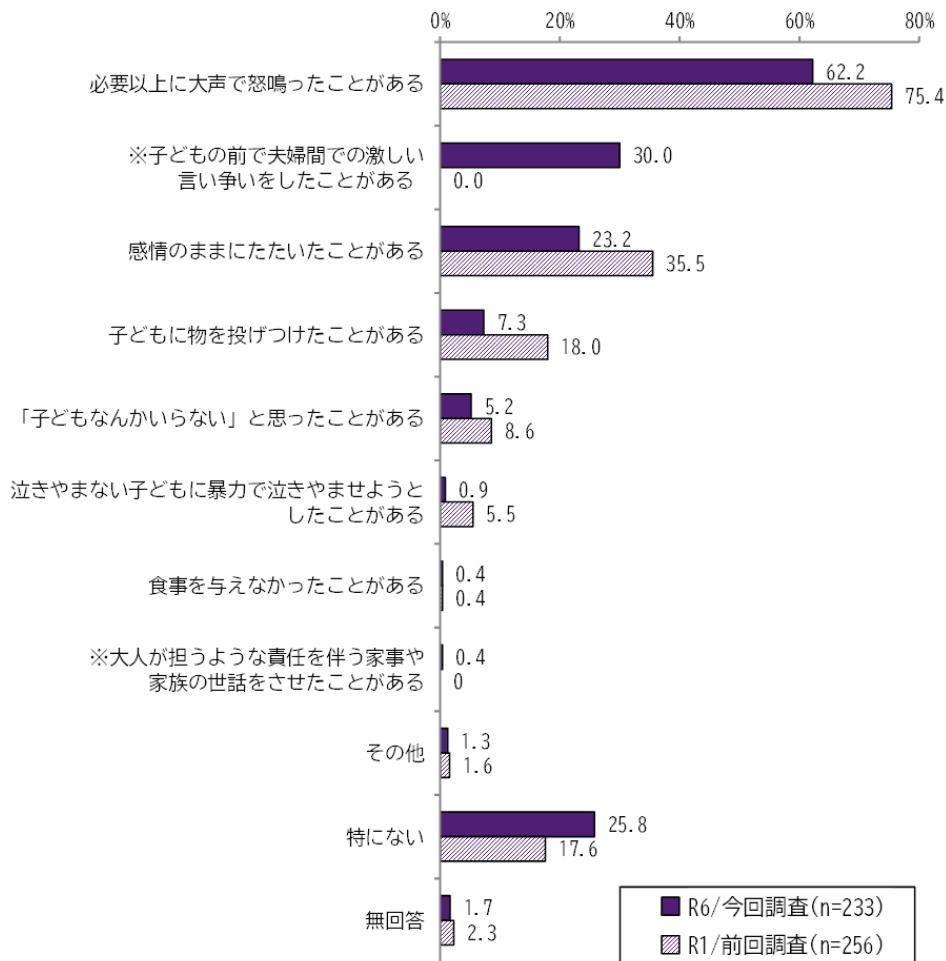
10 児童虐待の防止

- 自分のこどもへの虐待等の経験について、前回調査時に比べ「特にない」と回答した保護者は増加しており、虐待が疑われる項目は減少しております。ただ、依然として就学前児童保護者の約60%、小学生保護者の約75%が児童虐待につながることをしたことや感じたことがあると回答していました。また内容としては、「必要以上に大声で怒鳴ったことがある」が最も高く、次いで「子どもの前で夫婦間での激しい言い争いをしたことがある」が高くなっていました。
- 児童虐待防止のために必要な取り組みについて、「子育てを支援する一時預かりなどの取り組みの充実」が前回調査時に比べ増加し、最も高くなっていました。

【就学前保護者：自分のこどもへの虐待経験について（全体、前回比較／複数回答）】



【小学生保護者：自分の子どもへの虐待経験について（全体、前回比較／複数回答）】

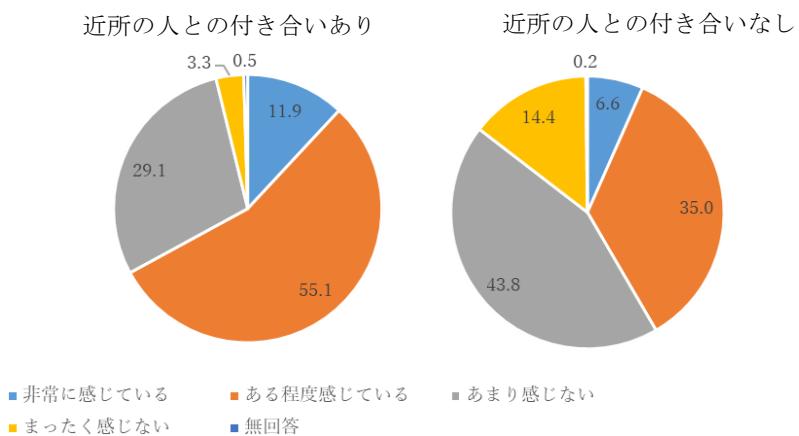


- 直接的の暴言・暴力だけでなく、夫婦間での激しい言い争いを子どもが目撃する（面前DV）ことも、子どもの発達にとって悪影響を与えるということなど、児童虐待に関する正しい知識を普及啓発していく、児童虐待の未然防止を図っていく必要があります。
- 保護者の子育てに関する負担を軽減し、子どもと適切に向き合えるよう、一時預かりなどの取り組みの充実を図る必要があります。

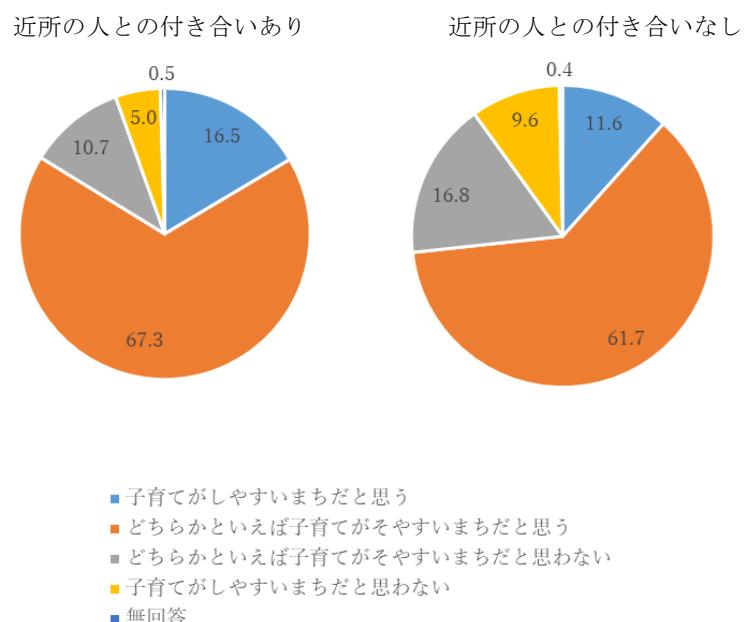
11 地域との関わりについて

- 近所の人との付き合いの程度では、近所の人との付き合いがある（何か困ったときに助け合う人がいる・お互いに訪問しあう程度の人がいる・立ち話をする程度の人ならいる）保護者が就学前児童保護者では約40%、小学生保護者では約53%となってています。
- 子育てが地域や社会に支えられていると感じるかについては、「非常に感じている」は就学前児童保護者、小学生保護者どちらも増加していますが、「ある程度感じている」については減少しており、合わせた場合は約5割となり前回調査時を下回っています。
- 近所の人との付き合いがある保護者の約67%は子育てが地域や社会で支えられていると感じているが、近所との付き合いがない（挨拶をする程度の人しかいない・ほとんど付き合いがない）保護者は約41%しか感じていませんでした。
- 近所の人との付き合いがある保護者の約84%は子育てしやすいまちだと感じていますが、近所の人との付き合いがない保護者の場合は約73%に減少しています。

【子育てが地域や社会で支えられていると感じているか】



【子育てしやすいまちだと思うか】



-
- 近所の人との付き合いがある保護者の方が地域や社会で支えられていると感じており、子育てしやすいまちだとも感じているため、地域コミュニティの普及等を進めていく必要があります。
 - 地域との関係が希薄な保護者が取り残されないよう、地域子育て支援拠点等の気軽に相談できる環境の整備を図る必要があります。
-

12 こどもの遊び場について

- こどもの遊び場に関する満足度をみると、就学前児童保護者では「どちらかと言えば満足している」が45.7%で最も高く、「満足している」(8.4%)を合わせると54.1%がこどもの遊び場に関して満足しています。遊び場に関する要望では、「雨の日に遊べる場所がない」(57.2%)が最も高く、次いで「公園など遊び場のトイレがおむつ替えや親子での利用に配慮されていない」(39.6%)が高くなっています。
- 小学生保護者では「どちらかと言えば満足している」が44.2%で最も高いが、「どちらかと言えば不満である」(40.3%)が次いで高く、「不満である」(13.3%)と合わせると53.6%がこどもの遊び場に関して不満を抱いています。遊び場に関する要望では、「雨の日に遊べる場所がない」(66.1%)が最も高く、次いで「近くに遊び場がない」(36.9%)、「遊具などの種類が充実していない」(28.8%)となっています。



-
- 雨の日でも利用可能な児童館等の適切な維持管理に努めるとともに、利用の促進のために広報活動にも力を入れる必要があります。
 - 公園の遊具の適切な維持管理に努めるとともに、トイレも含めた更新を図り、利用しやすい環境を整備していく必要があります。
-

13 こどもの貧困対策について

『生活困難度別』として、生活困難世帯、非生活困難世帯世帯別に結果を比較しています。

世帯の年間収入の水準について、「生計を同一にしている家族の人数」の情報も踏まえて下記のような処理をし、「等価世帯収入」を算出、分類を行いました。

「等価世帯収入の水準」の算出（内閣府：令和3年子供の生活状況調査の分析報告書参照）

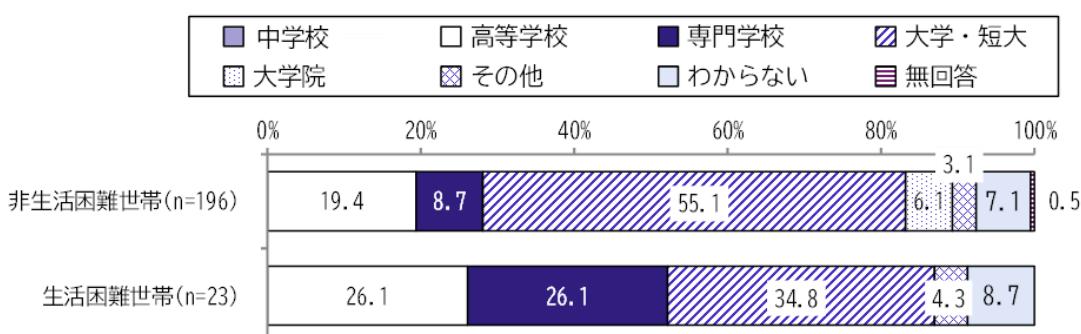
- 年間収入に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする。（例えば、「50万円未満」であれば25万円、「50～100万円」であれば75万円とする。なお、「1,000万円以上」は1,050万円とする。）
- 上記の値を、調査票の設問で把握される世帯人員（生計を同一にしている家族の合計人数）の平方根をとったもので除す。
- 上記の方法で算出した値（等価世帯収入）の中央値を求め、さらに、その2分の1未満であるか否かを分類する。

※等価世帯収入の中央値：317.54万円 等価世帯収入の中央値の2分の1：158.77万円

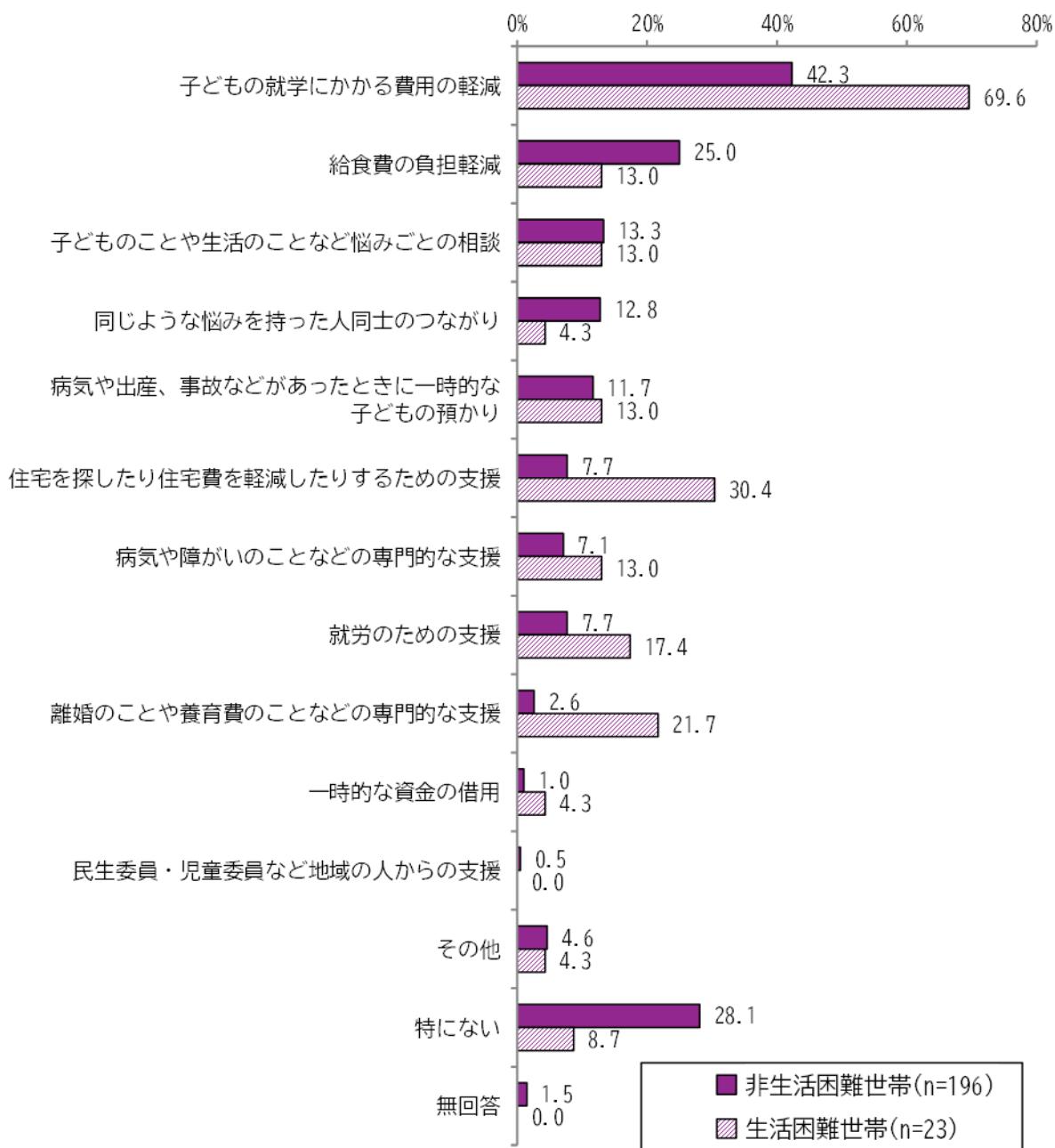
上記の方法により算出された値によって、等価世帯収入が「中央値の2分の1未満」の世帯を【生活困難世帯】、「中央値の2分の1以上中央値未満」「中央値以上」の世帯を【非生活困難世帯】と分類しています。

- 生活困難層の保護者は、希望する子どもの最終学歴では、一般層に比べて「大学・短大」「大学院」の割合が低い傾向がみられます。
- 生活困難層の保護者は、「子どもの就学にかかる費用の負担」「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援」「就労のための支援」「離婚のことや養育費のことなどの専門的な支援」などで一般層よりニーズが高くなっています。

【子どもの進学先の希望（生活困難度別）】



【必要な支援（生活困難度別）】



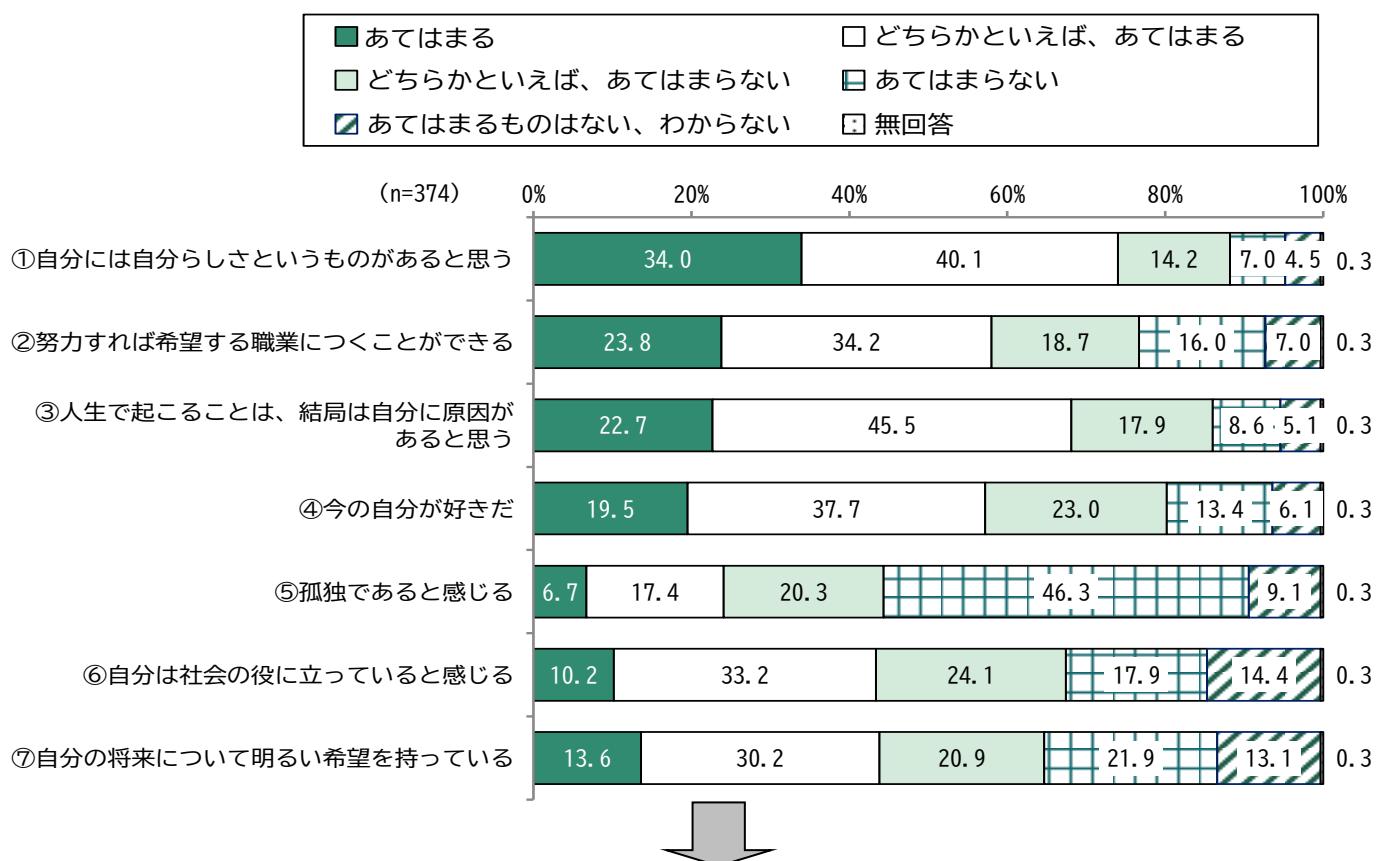
- こどもが将来の進学の際に経済面で困らないよう、世帯への支援を行うため、福祉知識を有するスクールソーシャルワーカー等を活用し、支援制度の情報提供及び相談支援を積極的に行っていく必要があります。
- 就学支援、ひとり親世帯への支援、生活困窮者自立支援制度など既存の制度を活用しながら、総合的にこどもの貧困対策に取り組む必要があります。

【2】アンケート調査から読み取れる課題

1 自身にあてはまることについて

● 「①自分には自分らしさというものがあると思う」 「②努力すれば希望する職業につくことができる」 「⑦自分の将来について明るい希望を持っている」は、年齢が上がるほど肯定的な意見が少なくなる傾向が伺え、全般的に内閣府調査より自己肯定感が低い傾向もあります。また、「⑤孤独であると感じる」は、どちらかといえばも含めると2割以上が孤独を感じています。

自身にあてはまること（全体）



- こどものころから自尊感情や自己肯定感を育む教育や支援の充実が求められます。
- こども・若者の孤独や孤立を防ぐためには、地域において相談や支援につながりやすい環境を整えることが重要であり、教育・福祉・地域団体が連携し、顔の見える関係性を基盤とした伴奏型の支援体制を構築することが求められます。

2 現在悩んでいることについて

- 現在の悩みについては、経済面に関することが高くなっています。年齢別でも18・19歳以外では第1位となっています。また、第2位以降については年齢によりばらつきがあります。
- 市に相談を行う場合の方法についてはSNS・インターネット使用と対面での相談がほぼ同数で高くなっています。相談したい時間帯として最も多く選ばれた選択肢は土・日・祝日を望む人が多くなっていますが、休日・平日共に幅広い時間帯でニーズが見られます。特定の時間帯に集中しているというより、生活スタイルや働き方に応じて「時間」「方法」とともに多様化していることがわかります。

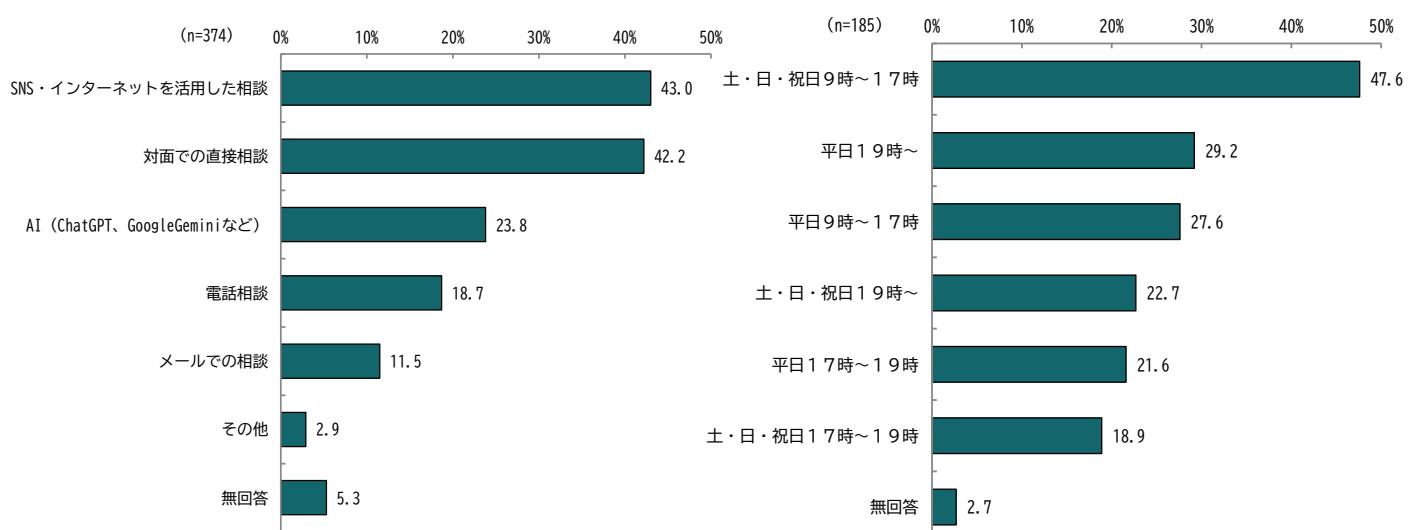
現在の悩み（全体、性別、年齢別／複数回答）

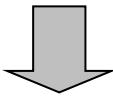
上位3位（%）

		第1位	第2位	第3位
全体(n=374)		お金のこと	仕事や職場のこと	将来のこと（結婚・進路を含む）
		66.8	41.7	37.4
性別	男性(n=145)	お金のこと	仕事や職場のこと	将来のこと（結婚・進路を含む）
		59.3	47.6	37.9
年齢別	女性(n=220)	お金のこと	仕事や職場のこと	将来のこと（結婚・進路を含む）
		71.8	37.7	36.8
年齢別	18・19歳(n=27)	将来のこと（結婚・進路を含む）	お金のこと	勉強や成績のこと
		51.9	40.7	29.6
	20～24歳(n=61)	お金のこと	将来のこと（結婚・進路を含む）／仕事や職場のこと	
		49.2		44.3
	25～29歳(n=77)	お金のこと	仕事や職場のこと	家族のこと
		63.6	40.3	32.5
	30～34歳(n=90)	お金のこと	仕事や職場のこと	将来のこと（結婚・進路を含む）
		83.3	48.9	41.1
	35～39歳(n=118)	お金のこと	家族のこと	仕事や職場のこと
		71.2	43.2	40.7

相談しやすいと思う方法（全体／複数回答）

相談を利用したい時間帯（全体／複数回答）



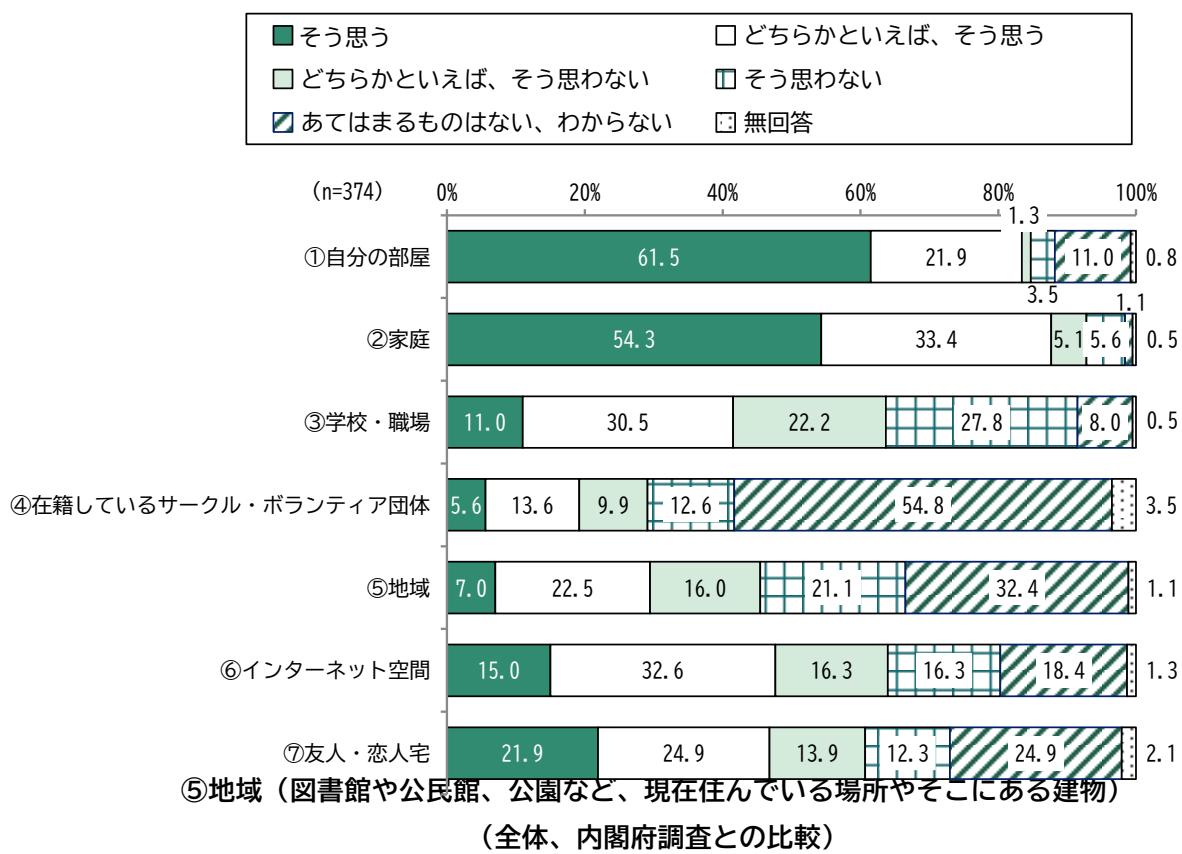


-
- 金銭的な悩みについて、各年代で利用できる経済的支援等について、より積極的な広報活動を実施し、周知を図る必要があります。
 - 相談の受付について、利用可能時間の拡大、利用方法の拡充を検討する必要があります。
-

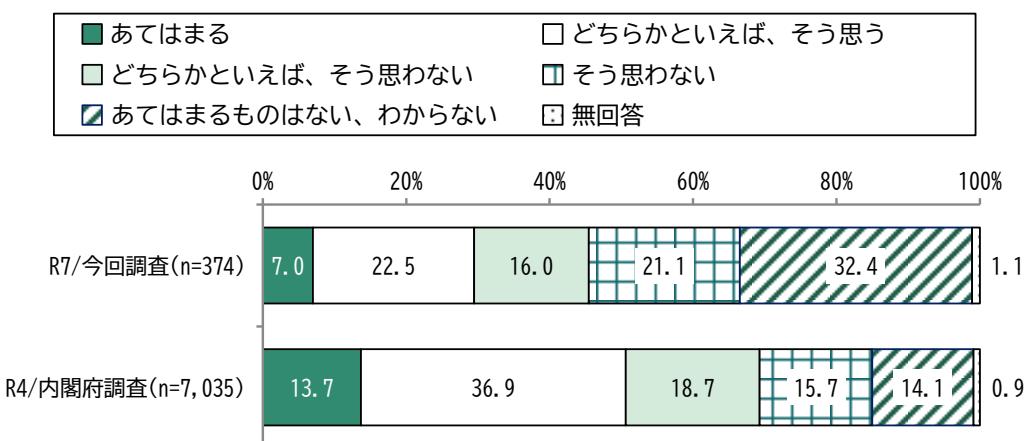
3 居場所について

- 自身の居場所について、学校・職場、在籍しているサークル・ボランティア団体、地域（図書館や公民館、公園など、現在住んでいる場所やそこにある建物）ではそう思う（どちらかといえば含む）よりそう思わない（どちらかといえば含む）の方が高くなっています。また、地域については、内閣府の調査に比べてもそう思うが21.1ポイント少なくなっています。
- 家庭、学校、職場以外にどのような場所があれば行ってみたいかについては、「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできるところ」が最も高く、次いで「好きなことをして自由に過ごせるところ」、「いつでも行きたいときに行けるところ」が高くなっています。

自身の居場所について（全体）



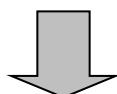
(全体、内閣府調査との比較)



行ってみたい場所（全体、性別、年齢別／複数回答）

上位3位（%）

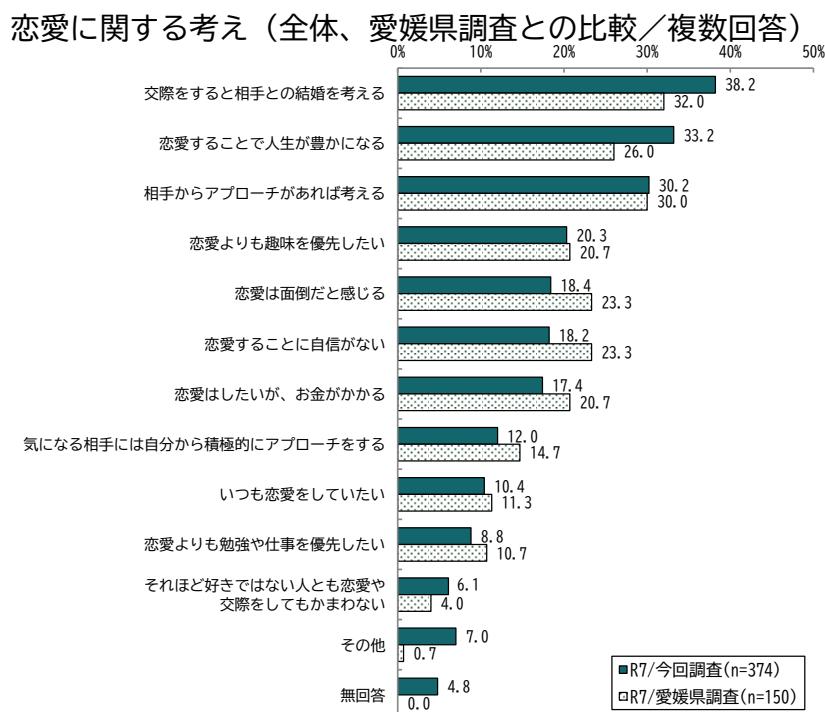
		第1位	第2位	第3位
性別	全体(n=374)	一人で過ごせたり、何もせ ずのんびりできるところ	好きなことをして自由に 過ごせるところ	いつでも行きたい時に行 けるところ
		65.0	55.9	54.3
年齢別	男性(n=145)	一人で過ごせたり、何もせ ずのんびりできるところ	好きなことをして自由に 過ごせるところ	いつでも行きたい時に行 けるところ
		57.2	56.6	49.7
	女性(n=220)	一人で過ごせたり、何もせ ずのんびりできるところ	いつでも行きたい時に行 けるところ	好きなことをして自由に 過ごせるところ
		69.1	56.4	55.5
	18・19歳(n=27)	好きなことをして自由に過 ごせるところ	一人で過ごせたり、何も せずのんびりできるとこ ろ	いつでも行きたい時に行 けるところ
		66.7	63.0	48.1
	20～24歳(n=61)	一人で過ごせたり、何もせ ずのんびりできるところ	いつでも行きたい時に行 けるところ	好きなことをして自由に 過ごせるところ
		65.6	60.7	49.2
	25～29歳(n=77)	一人で過ごせたり、何もせ ずのんびりできるところ	好きなことをして自由に 過ごせるところ	いつでも行きたい時に行 けるところ
		66.2	59.7	53.2
	30～34歳(n=90)	一人で過ごせたり、何もせ ずのんびりできるところ	いつでも行きたい時に行 けるところ	好きなことをして自由に 過ごせるところ
		72.2	60.0	55.6
	35～39歳(n=118)	一人で過ごせたり、何もせ ずのんびりできるところ	好きなことをして自由に 過ごせるところ	いつでも行きたい時に行 けるところ
		58.5	54.2	48.3



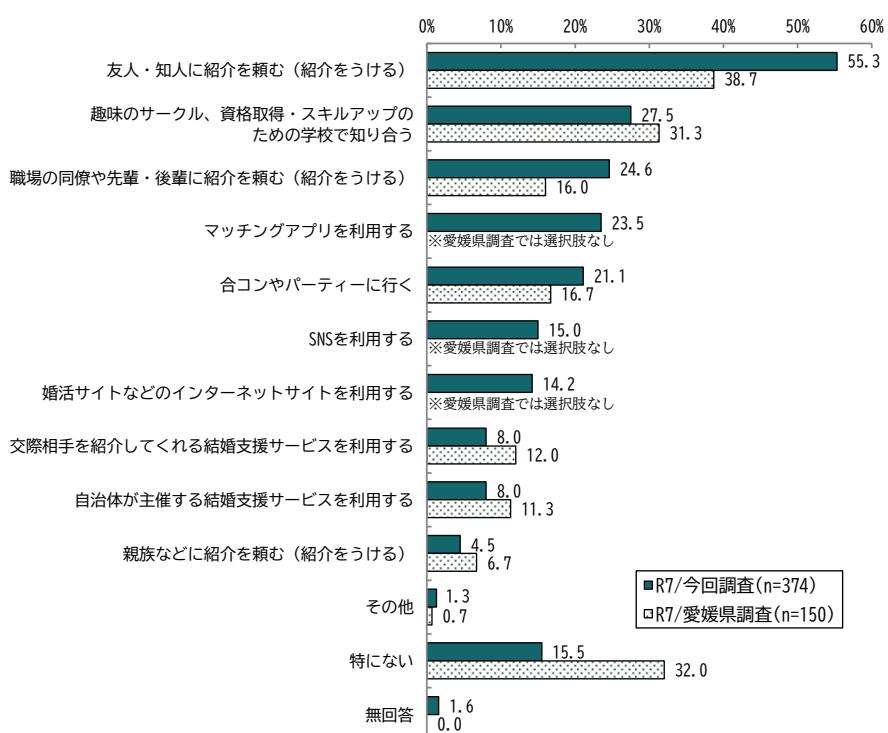
-
- 自宅以外にも居場所を感じられるよう、地域の中でこども・若者が気軽に利用でき、気を遣うことなく過ごせるような空間の整備が求められます。
-

3 恋愛・結婚・出産について

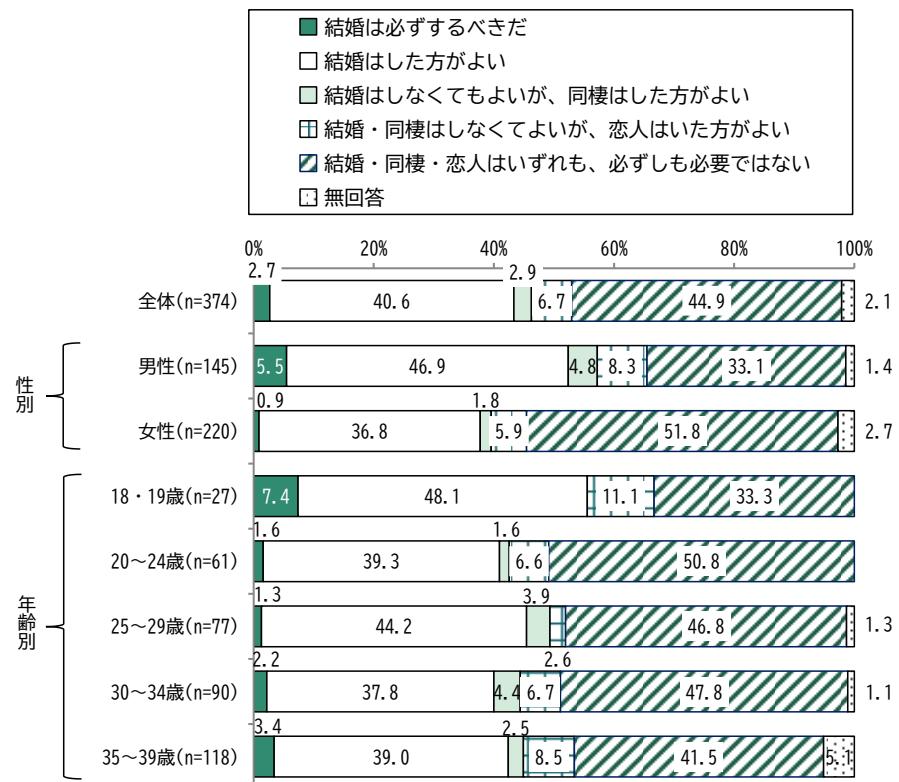
- 恋愛及び結婚に関する考え方として、愛媛県に比べ積極的・肯定的に考えている結果となりました。しかしながら、結婚の必要性については50%以上が必ずしも必要でないと考えており、特に女性の方がその傾向が強い結果となりました。
- 結婚生活に関する不安については、ほとんどの項目で愛媛県より高い結果となり、特に「結婚生活にかかるお金」と「子どもの教育」については大きな差となりました。
- 結婚に対する意識そのものが低いというよりも、出会いの機会の不足やライフスタイル・価値観の多様化が背景にあることが伺えます。



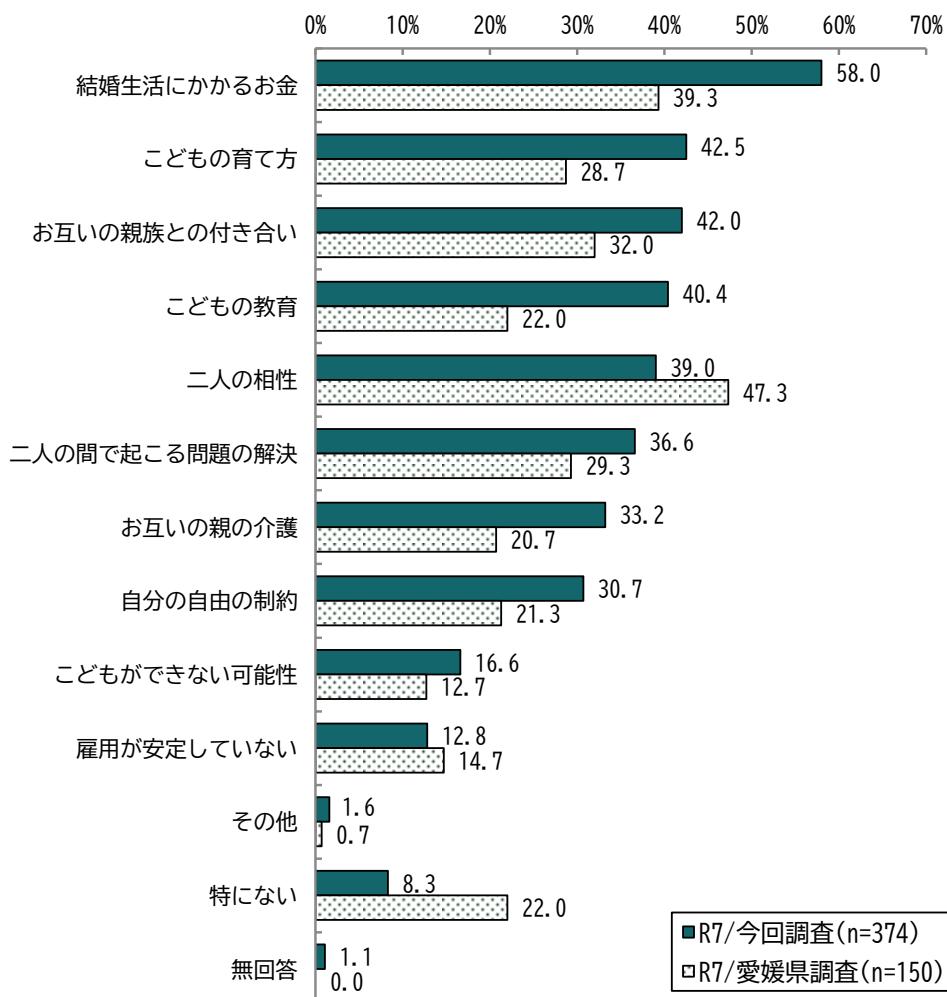
出会いの機会であるとよいと思うもの (全体、愛媛県調査との比較／複数回答)

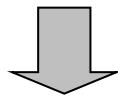


結婚や同棲の必要性について（全体、性別、年齢別）



結婚生活における不安（全体、愛媛県調査との比較／複数回答）





- 結婚観や家族観が多様化する中で、結婚を選択肢の一つとして挙がるよう、出会いの場を創出することと合わせて、結婚生活に関する不安を軽減し、結婚につなげるため、各種制度の広報をより積極的に実施する必要があります。

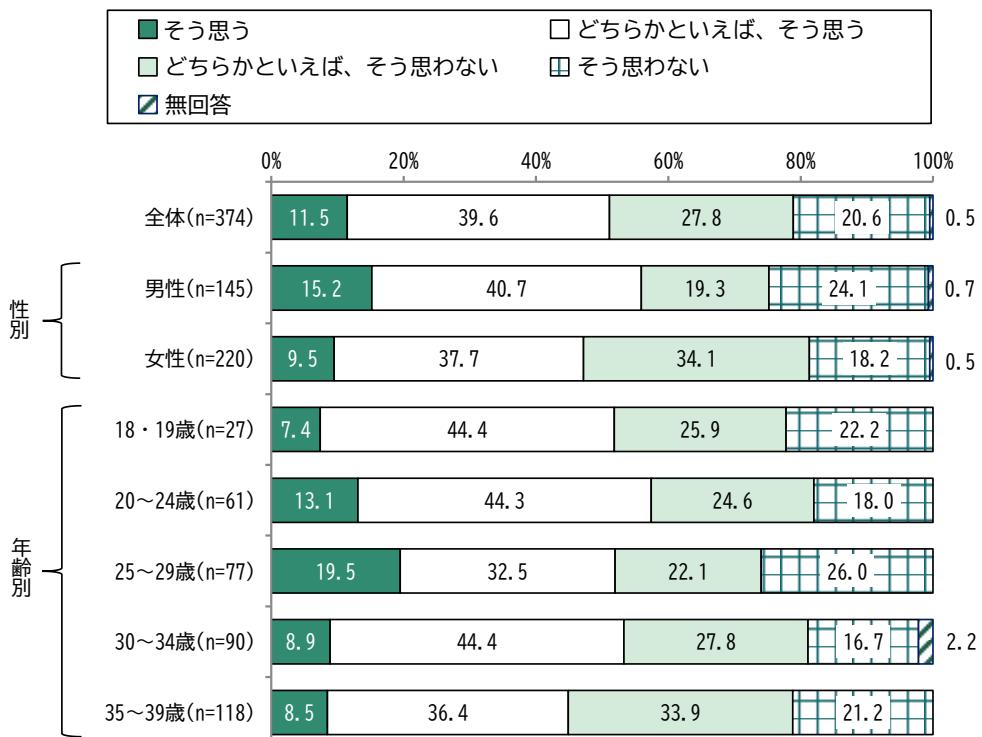
- 子育てしながら働く職場環境の整備のため、企業へのワークライフバランスの実施の重要性について周知していく必要があります。

4 若者の意見反映について

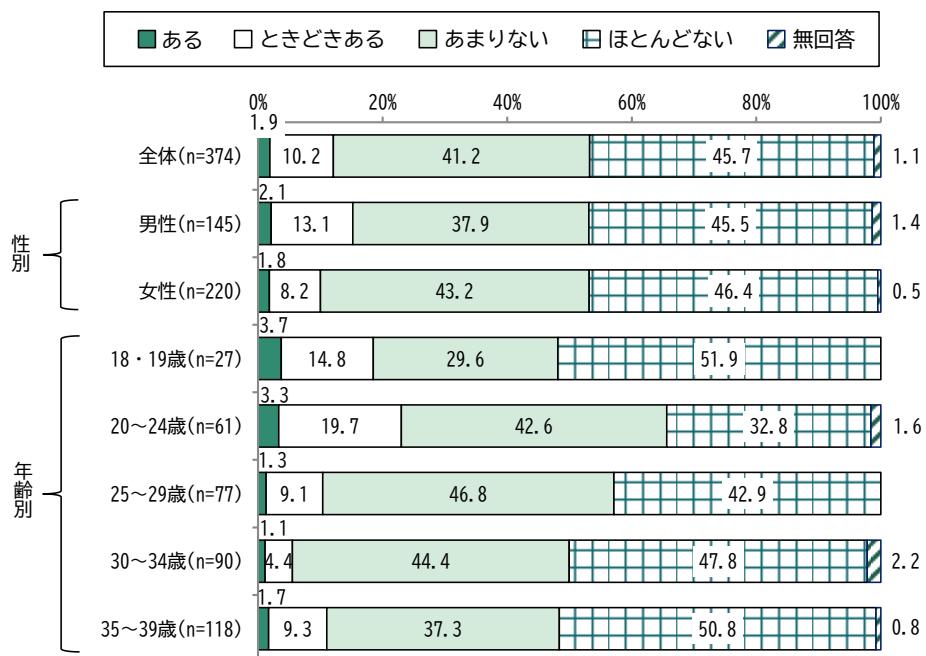
●市政への参画については「どちらかといえば、そう思う」と「そう思う」を合わせて 51.1%が市政へ参画したいと思うと回答しています。一方、施策への意見反映の実感については、「ある」と「ときどきある」を合わせても 12.1%しか実感していませんでした。

●意見を伝える方法としては、「スマートフォン、タブレットやパソコンを使った方法」が年齢・性別を問わず第 1 位となっていました。また、市内各所に設置した QR コードから参加できる新居浜市チチモニアンケートでは 2 か月で 366 名の参加があり、意見を伝える方法としては同様に「スマートフォン、タブレットやパソコンを使った方法」が 91% と第 1 位となっていました。

市政に積極的に参画したいと思うか (全体、性別、年齢別)



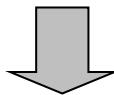
自身の意見が反映されている実感はあるか (全体、性別、年齢別)



自身の希望や思いを伝えやすい手段（全体、性別、年齢別／複数回答）

上位3位（%）

		第1位	第2位	第3位
全体(n=374)		スマートフォン、タブレットやパソコンを使った方法	公共施設などに意見を入れる箱をおくなど、身近なところができる	市長や市の職員の人に会って伝える方法
		84.0	19.5	8.8
性別	男性(n=145)	スマートフォン、タブレットやパソコンを使った方法	公共施設などに意見を入れる箱をおくなど、身近なところができる	市長や市の職員の人に会って伝える方法
		80.7	14.5	11.0
年齢別	女性(n=220)	スマートフォン、タブレットやパソコンを使った方法	公共施設などに意見を入れる箱をおくなど、身近なところができる	市長や市の職員の人に会って伝える方法
		86.8	22.3	6.8
年齢別	18・19歳(n=27)	スマートフォン、タブレットやパソコンを使った方法	公共施設などに意見を入れる箱をおくなど、身近なところができる	手紙などで伝える方法／市長や市の職員の人に会って伝える方法／会議などで話しあって伝える方法／伝えやすそうな方法はない
		85.2	29.6	3.7
	20～24歳(n=61)	スマートフォン、タブレットやパソコンを使った方法	公共施設などに意見を入れる箱をおくなど、身近なところができる	市長や市の職員の人に会って伝える方法／伝えやすそうな方法はない
		83.6	18.0	6.6
	25～29歳(n=77)	スマートフォン、タブレットやパソコンを使った方法	公共施設などに意見を入れる箱をおくなど、身近なところができる	市長や市の職員の人に会って伝える方法
		89.6	13.0	9.1
年齢別	30～34歳(n=90)	スマートフォン、タブレットやパソコンを使った方法	公共施設などに意見を入れる箱をおくなど、身近なところができる	市長や市の職員の人に会って伝える方法
		85.6	18.9	13.3
年齢別	35～39歳(n=118)	スマートフォン、タブレットやパソコンを使った方法	公共施設などに意見を入れる箱をおくなど、身近なところができる	伝えやすそうな方法はない
		78.8	22.0	8.5



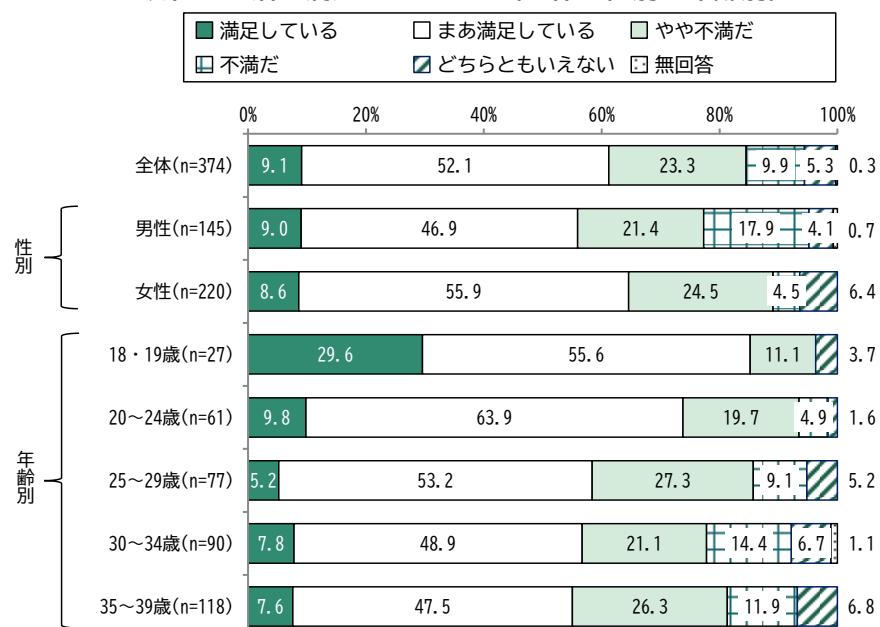
-
- 市政へ若者の意見を取り込むためにも、オンラインでのアンケート調査等の意見聴取及び気軽に意見を反映できる取組を進める必要があります。
-

5 これからの生活について

●現在の生活の満足度は年齢が上がるほど低くなる傾向が見られます。また、これから先の生活についても20歳以降は年齢が上がるほど悪くなっていくと思う傾向が見られます。また、孤独を感じている人ほど満足度も低い傾向が見られます。

●市政の情報を知る手段としては全体としては「市政だより」が第1位で次いで「SNS」との結果でしたが、年齢別でみると29歳以下の若い世代は「SNS」が第1位となっていました。

現在の生活に満足しているか（全体、性別、年齢別）



孤独と感じる程度と現在の生活の満足度

孤独であると感じる

あてはまるものはない、わからない

あてはまらない

どちらかといえばあてはまらない

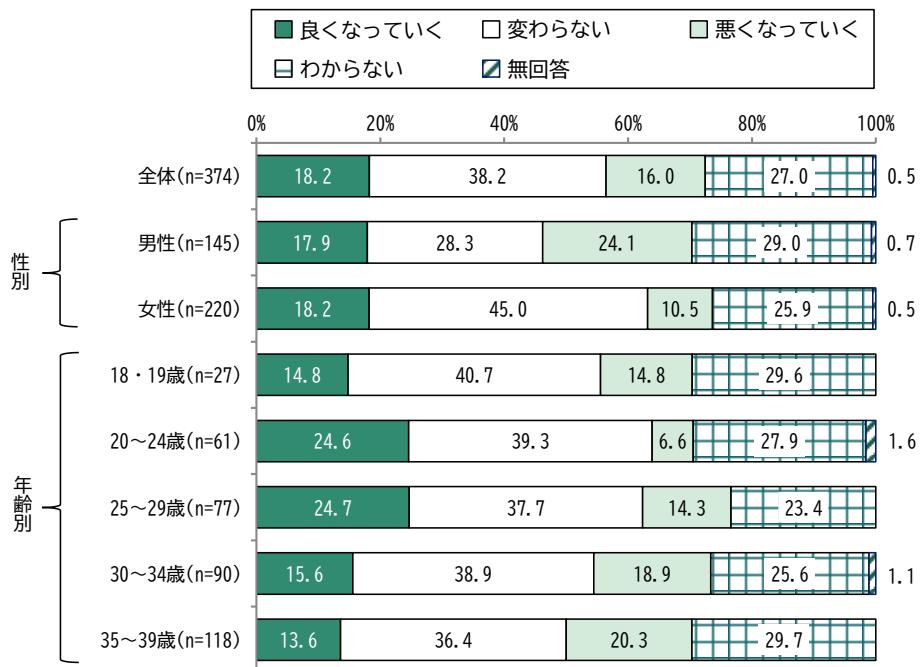
どちらかといえばあてはまる

あてはまる

現在の生活の満足度

■満足 ■まあ満足 ■やや不満 ■不満 ■どちらともいえない

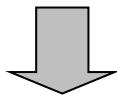
これからの生活はどうなっていくと思うか（全体、性別、年齢別）



情報の取得手段（全体、性別、年齢別／複数回答）

上位3位 (%)

		第1位	第2位	第3位	
性別	全体(n=374)	市政だより	SNS	友人・知人	
		36.6	34.8	25.9	
	男性(n=145)	市政だより	SNS	友人・知人	
		35.2	33.8	22.1	
	女性(n=220)	市政だより	SNS	友人・知人	
		38.2	35.0	29.1	
年齢別	18・19歳(n=27)	友人・知人／SNS		市政だより	
				40.7	25.9
	20～24歳(n=61)	SNS	市HP／友人・知人		
		49.2			23.0
	25～29歳(n=77)	SNS	市政だより	市公式SNS	
		33.8	32.5	23.4	
	30～34歳(n=90)	市政だより	市公式SNS／SNS		
		46.7			33.3
	35～39歳(n=118)	市政だより	友人・知人／学校などからの通知		
		43.2			28.8



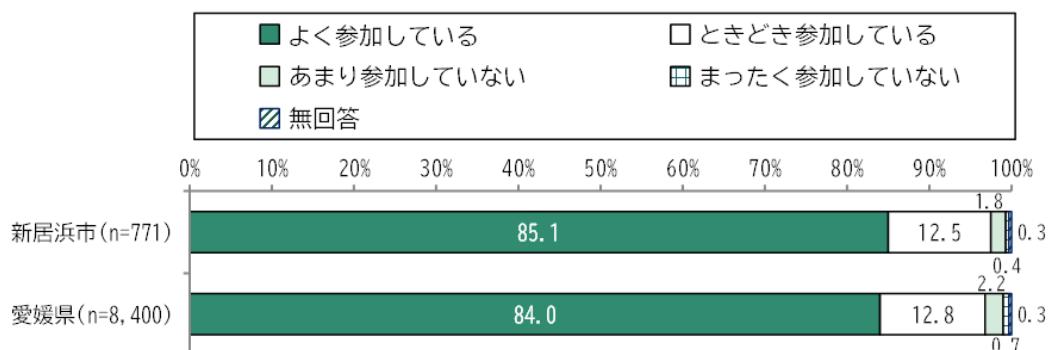
-
- 生活の満足度が上がり、これから的生活に希望が持てるよう、ワークライフバランスの推進をしていく必要があります。また、若者世代が孤独を感じないよう、居場所づくりの推進をしていく必要があります。
 - 様々な支援制度等の広報のため、市政だよりの一層の充実及びSNSを活用した情報発信にさらに力を入れていく必要があります。
-

6 こどもの生活に関する調査（愛媛県実施）について

●保護者の「授業参観や運動会などの学校行事への参加」の割合は愛媛県全体に比べ若干高くなっていますが、「PTA活動や保護者会、放課後学習支援等のボランティアなどへの参加」の割合は愛媛県全体に比べて低くなっています。

●こどもの学外の地域のスポーツクラブや文化クラブへの参加割合については、どの学年でも愛媛県より低くなっています。

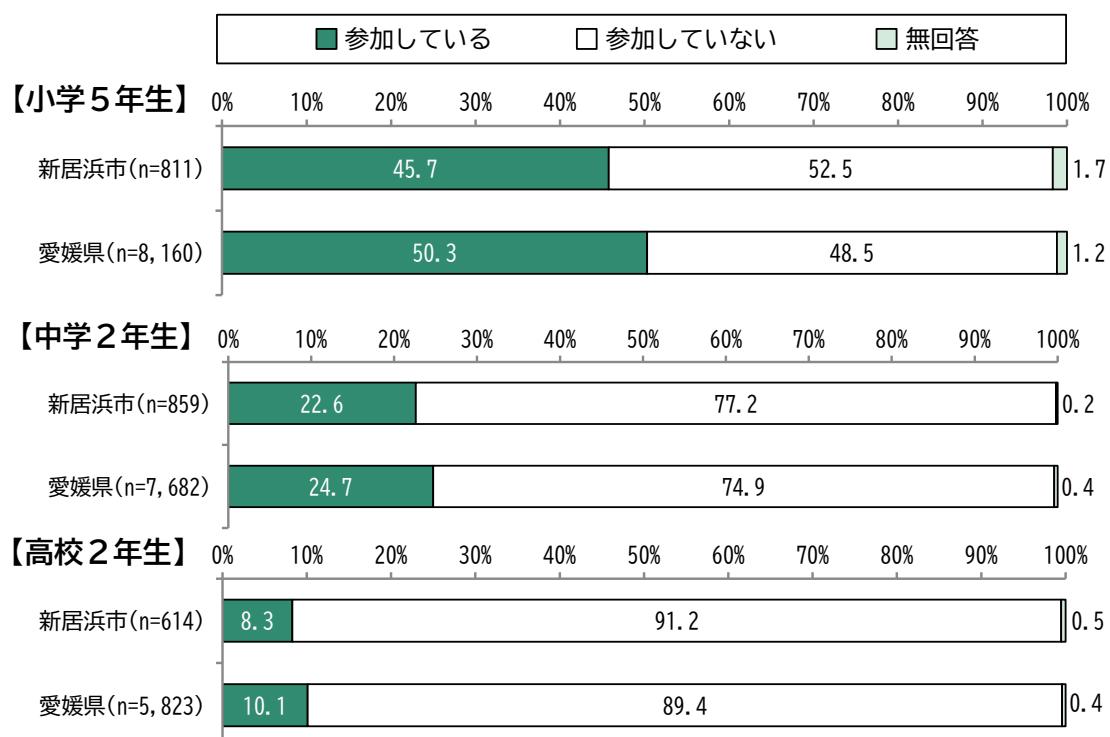
【授業参観や運動会などの学校行事への参加】

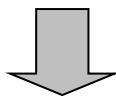


【PTA活動や保護者会、放課後学習支援等のボランティアなどへの参加】



【学外の地域のスポーツクラブや文化クラブへの参加（単数回答）】





●保護者に対して、家庭や職場以外の地域との繋がりを持つてもらえるよう、PTA活動等の地域活動への参加を促す必要があります。

●こどもに対しても、家族や学校外の居場所をもってもらえるよう、学外の地域活動の場への参加を促す必要があります。

【3】 こどもからの意見聴取

こども基本法においては、第3条第3号、同条第4号で、年齢や発達の程度に応じたこども（心身の発達の過程にある者をいい、若者を含む。）の意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、第11条で、こども施策の策定等に当たってこどもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方公共団体に対し義務付けられています。そのため、本計画においても次のとおりこどもからの意見聴取を実施しました。

1 意見聴取方法

- (1) 令和6年10月26日に、市内の高等学校に通学する学生31名を対象に「新居浜市こども関係計画策定に向けたこどもワークショップ」を開催し、「まちに期待すること」に関するグループワーク及び事後アンケート調査を実施しました。
- (2) 市内の乳幼児への木育イベントにボランティアとして参加した市内の高等学校に通学する学生7名を対象にアンケート調査を実施しました。
- (3) 令和7年11月10日に、市内の高等学校に通学する学生24名を対象に「まちづくりワークショップ」を開催し、「新居浜市に投資してほしいこと」に関するグループワーク及び事後アンケート調査を実施しました。

2 意見内容

(1) 令和6年度に実施したグループワークについては、約56%が施設に関する要望であり、商業施設やテーマパーク、運動施設等のこどもが余暇を過ごす施設に関する要望が最も多く、次いで自習ができる場所等の要望が多くを占めていました。

次いで、支援制度関係の要望が約21%であり、内容の多くが留学や塾等の学業に関する金銭への支援の要望でした。

また、交通関係への要望が約18%であり、空港及び新幹線の誘致、歩道の整備が主な要望でした。

最後にその他の要望として、環境問題をしっかり取り組んでほしい等が約4%でした。

なお、既存の施設や支援制度への要望もあり、情報周知が不十分であることが判明しました。

(2) アンケート調査については、こどもを育てることに関しては約82%が「大変そう」と回答しており、2番目の「楽しそう」の約55%を大きく上回っていました。

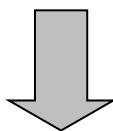
新居浜市で育つこどもが今よりもっと楽しく過ごせるようになるには、何が増えればいいかとの質問に関しては、約82%が「自由に遊んだり過ごしたりできる場所」と回答していました。

また、将来どこで仕事をしたいかとの質問に関しては、多くの生徒が新居浜市以外の市町村での就職を希望していました。

(3) 令和7年度に実施したグループワークについては、50%が施設及びイベント開催についての要望であり、放課後の居場所となる自習スペースや遊び場等の整備が最も多く、次いで飲食店等の商業施設が多くを占めていました。

また、新幹線の誘致等の交通網の整備が約 18%あり、支援サービス関係への要望が約 15%となっていました。ただし、支援サービスについては既に実施済みの支援についての要望が出ているなど、支援サービスの若い世代への周知不足が浮き彫りとなりました。

なお、広報関係の要望もあり、その中ではショート動画等のより目にとまりやすい方法での広報をしてほしいとの要望がありました。



-
- 高校生の放課後の居場所への要望が多いため、公民館等での放課後の居場所づくり等、既存施設での高校生等への開放をより充実していく必要があります。
 - アンケート調査にてこどもを育てることに関するマイナスのイメージの回答が多数を占めていたため、子育てに関する情報発信を充実させ、子育てに関する不安を取り除き、希望を持てるように取り組む必要があります。
 - 既存のホームページや SNS 等での文書での広報だけでなく、ショート動画等のより短時間で情報を伝えられる方法を活用していく必要があります。
 - 新居浜市で将来仕事を希望することもが増えるよう、市内の企業の PR に取り組む必要があります。
-

第4章 計画の基本的な考え方

【1】 基本理念

第3期新居浜市子ども・子育て支援事業計画においては、「こどもがまんなか 家庭と地域を笑顔でつなぎ みんなが育つ あかがねのまち」という基本理念を掲げ、就学前の教育・保育提供体制の整備をはじめ、安心して妊娠、出産ができる環境づくり、仕事と子育ての両立支援などを総合的、計画的に推進してきました。

新居浜市こども計画においては、こども大綱及び愛媛県こども計画を踏まえ、すべてのこども・若者の権利を尊重し、心身の状況、置かれている環境等にかかわらずよりよく生活できるよう、より包括的な計画とするため、新たな基本理念を策定しました。

【本計画の基本理念】

こどもの笑顔と権利をまもり みんなで育ちあう あかがねのまち にいはま

【2】 基本方針

基本理念の実現に向けて、本計画では第3期新居浜市子ども・子育て支援事業計画の6つの「基本方針」を見直し、5つの「基本方針」へ統廃合し、それぞれに「基本施策」を定めます。「基本施策」に基づいて進める個別の取組については、適宜見直しを行い、現状に応じた見直しや新たな事業の追加など、環境の変化に対応した取組を推進します。

【基本方針1】	健やかな成長を支えるまちづくり
【基本方針2】	子育て家庭を支えるまちづくり
【基本方針3】	配慮が必要なこどもにやさしいまちづくり
【基本方針4】	仕事と子育てを両立できるまちづくり
【基本方針5】	こどもや若者が希望をもてるまちづくり

【3】 施策体系

【基本理念】 こどもの笑顔と権利をまもり みんなで育ちあう あかがねのまち にいはま

〔基本方針1〕 健やかな成長を支える まちづくり

- 基本施策1 妊娠期からの切れ目ない支援
- 基本施策2 親子の健康づくり

〔基本方針2〕 子育て家庭を支える まちづくり

- 基本施策1 家庭のニーズに応じた受入体制の整備
- 基本施策2 多様な支援サービスの提供
- 基本施策3 保育士等の確保と教育・保育の質の向上
- 基本施策4 情報提供の充実と多様な相談への対応
- 基本施策5 子育てに伴う経済的負担の軽減

〔基本方針3〕 配慮が必要な子どもに やさしいまちづくり

- 基本施策1 困難な問題を抱える家庭への支援
- 基本施策2 発達に支援が必要な子どもや
障がいのある子どもへの支援
- 基本施策3 幼保小の連携の推進
- 基本施策4 児童虐待等の防止
- 基本施策5 学校に行きづらさを感じる子どもへの支援

〔基本方針4〕 仕事と子育てを両立できる まちづくり

- 基本施策1 多様な就労ニーズに応じた支援
- 基本施策2 ワーク・ライフ・バランスの推進

〔基本方針5〕 子どもや若者が希望をもてる まちづくり

- 基本施策1 子育て力を高める学びの場の充実
- 基本施策2 こどもの健全な居場所づくり
- 基本施策3 地域で見守るつながりづくり
- 基本方針4 人口減少社会への取組
- 基本施策5 転入者促進への取組
- 基本方針6 出会い・結婚の機会の増加への取組

第5章 基本方針及び基本施策の取組

【基本方針1】 健やかな成長を支えるまちづくり

妊娠期の不安を軽減し、安心して妊娠、出産に臨めるよう、妊娠期からの切れ目のないきめ細かな支援を推進するとともに、関係機関と連携しながら親子の健康づくりを推進し、子どもの健やかな成長を支援します。

基本施策1 妊娠期からの切れ目ない支援

事業名・取組名	主な取組内容	担当課
母子健康手帳の交付	○母子健康手帳を交付し、妊娠から出産まで安心して健康に過ごせるよう、妊娠・出産に関する保健指導・相談を行います。	保健センター
両親学級・育児学級の開催	○妊娠、出産、育児の知識の習得とともに、仲間づくりを促進するため、妊婦とその家族を対象とした教室を開催します。 ○より参加しやすい実施方法について検討を進めます。	保健センター
子育てネットワーク事業	○生後3～5か月頃の家庭に対して、地域の主任児童委員等が家庭訪問し、子育てサロンなど地域の子育て情報の提供、こども家庭センターとの連携を行います。	こども未来課 保健センター
乳児家庭全戸訪問事業	○生後4か月までの乳児がいる家庭に対し全戸訪問を行い全産婦に「子育てガイド（出産・子育て期）～サポートプラン～」を作成し、育児不安が解消されるように相談等に応じます。	保健センター
乳幼児相談の充実	○5か月児健康相談をおおむね月2回実施します。 ○保健師、栄養士、歯科衛生士等により、乳幼児の個別の相談やダイヤル相談を実施します。	保健センター
こども家庭センターでの相談支援の充実	○こどもと子育て世帯が安心した生活が送れるよう、妊娠期から出産、乳幼児期、学童期までの切れ目のない相談体制を確保するとともに、関係機関との連携を強化し、必要な支援に繋げます。	こども未来課 保健センター
多胎妊娠産婦サポート一派遣事業 【新規】	○多胎妊娠産婦及び3歳未満の双子等を養育している世帯に対し訪問支援員を派遣し、必要な家事代行等サービスを提供することにより、身体的・精神的な負担の軽減を図り、こどもに向き合うことができるようなサポートを行います。	こども未来課

基本施策2 親子の健康づくり

事業名・取組名	主な取組内容	担当課
妊産婦健康診査・歯科健康診査の実施	○委託医療機関において、妊娠中に妊婦健康診査及び歯科健康診査を、産後に産婦健康診査を実施します。	保健センター
新生児聴覚検査・拡大新生児スクリーニング検査・乳児一般健康診査の実施	○委託医療機関において、異常を早期に発見し適切な治療が行えるように、乳児に対するスクリーニング検査の実施や、心身の発育・発達等の確認を行います。	保健センター
幼児健康診査の実施	○幼児の心身の発育・発達等を確認し、必要な支援ができるよう、1歳6か月児、3歳児健康診査を実施します。	保健センター
こどものむし歯予防教室	○むし歯予防のため、希望するおおむね1歳9か月から3歳児に対して、保健センターにて集団で歯科医の診察・フッ化物塗布、歯科保健指導を行います。	保健センター
食育推進計画に基づく食力（しょくじから）の推進	○妊娠期から切れ目なく、子どもの成長に応じた食育を推進し、適切な食習慣を確立するとともに、共食や調理体験等を通じて、親子の愛情を育み、親子の絆を深めます。 ○若い世代の料理教室や親子料理教室を開催し、食育の推進を行います。	保健センター
予防接種の実施	○法令に定められた定期予防接種を実施します。	保健センター
産科医等確保支援事業の実施	○産科医を確保し、地域で安心して出産ができる環境を整備します。	健康政策課
休日夜間急患センター・在宅当番医制の運営	○新居浜市医師会内科・小児科急患センターにおいて、内科・小児科の休日診療、夜間診療、深夜（小児）診療を行います。 ○各担当医師の診療所において、外科の休日診療を行います。	健康政策課

【基本方針2】

子育て家庭を支えるまちづくり

保育ニーズの変化に対応し、教育・保育施設の受入体制を整備するとともに、多様な保育サービスを充実させ、子育て家庭を総合的に支援します。さらに、子育てひろばなど親子が気軽に集える場の充実や支援サークルのネットワーク化を進め、地域との交流を促進し、子育ての孤立感を軽減します。加えて、各種手当や制度の周知による経済的負担の軽減や、国・県の子どもの貧困対策と連携し、生活困難な環境にある子どもへの支援を強化します。

基本施策1 家庭のニーズに応じた受入体制の整備

事業名・取組名	主な取組内容	担当課
教育・保育の量的確保と質的向上	<ul style="list-style-type: none">○保護者の就労等により保育を必要とする子どもを保育します。○需要が高まる低年齢児（0～2歳児）の受入態勢を整備します。	こども保育課
教育・保育施設の充実と機能保全の推進	<ul style="list-style-type: none">○私立幼稚園、私立保育所、認定こども園において、開園時間を延長し、就労している家庭のニーズに応じた預かりサービスを提供します。○日曜日及び祝祭日において、保育を必要とする家庭を支援するため、休日保育サービスを実施します。○多様化する教育・保育ニーズへの対応と安全・安心なサービス提供体制を維持するため、今後も適切な施設整備に努めます。	こども保育課
放課後児童健全育成事業	<ul style="list-style-type: none">○保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生を対象として、学校の余裕教室等を活用し、生活と遊びの場を提供します。○受入学年の拡充に伴う指導員の確保に努めます。○放課後子ども教室・放課後まなび塾との連携体制の強化について検討を進めます。	学校教育課

基本施策2 多様な支援サービスの提供

事業名・取組名	主な取組内容	担当課
一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none">○未就学児で、保護者の就労や傷病、私的 lý由等により緊急又は一時的に保育を必要とする子どもを預かります。○生後6か月以上3歳未満の未就園児を対象に、保護者の負担感軽減や突発的な用事など、必要に応じて、身近で通いなれた地域子育て交流施設において、一時的に預かります。	こども保育課 こども未来課

事業名・取組名	主な取組内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てを支援するために、子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と、子育ての手助けができる人（提供会員）が、地域の中で相互に援助を行います。 ○提供会員の増加に取り組みます。 	こども未来課
病児・病後児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ○乳児、幼児又は小学生が病気で、保護者が家庭で保育できないときに、専用施設で一時的に保育を行います。 ○広報等を活用し、事業の周知に努めます。 	こども保育課
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の疾病、出産、経済的問題等により、こどもを養育することが困難な場合に、緊急一時的な保護を実施します。 ○保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、児童を養育することが困難な場合に、児童を通所させ生活指導や食事の提供等を行います。 ○ニーズ量に見合う受け入れ先の充実を図ります。 	こども未来課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	<ul style="list-style-type: none"> ○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を開始し、全ての子育てに対する支援の強化を目指し、保育所等に通っていない満3歳児未満のこどもを対象とした保育事業を行います。 	こども保育課
子育て交流施設における機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て交流施設すくすくにおいて、親子が気軽に笑い、親子で一緒に遊んだり、情報交換や交流を行うとともに、子育ての様々な相談に応じ、ひとりひとりによし沿った支援を行います。 	こども未来課
子育て世代のためのこころのケア“cococare”	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠（妊活中含む）・出産・育児と、女性の心と身体にはさまざまな変化が訪れることから、目には見えにくい心の負担にも目を向け、悩みや不安を軽くするために、臨床心理士・公認心理師によるメンタルヘルス相談を行います。 	保健センター こども未来課
産後ケア事業	<ul style="list-style-type: none"> ○産後安心して子育てができるよう、産科医療機関（宿泊型・日帰り型）、自宅（訪問型）において、助産師等による母子の健康状態の相談、乳房の手当てや授乳指導、沐浴指導等を実施します。 	保健センター

基本施策3 保育士等の確保と教育・保育の質の向上

事業名・取組名	主な取組内容	担当課
保育士等※確保に向けた各種支援事業 ※保育士等は、保育士、保育教諭、幼稚園教諭のことをいう。	○保育士等を目指す学生に対する修学資金貸付や、潜在保育士の就労促進につながる各種補助事業など、保育士等確保に向けた支援事業に取り組みます。	こども保育課
保育士等の離職防止とスキルアップに向けた取組の推進	○教育・保育の質の確保・充実を図り、働きがいを感じられる勤務環境の整備に向けた取り組みを推進します。	こども保育課
保育所等におけるICT化の推進	○保育士等の業務負担の軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務にかかるICT等を活用した業務システムの導入を推進します。	こども保育課

基本施策4 情報提供の充実と多彩な相談への対応

事業名・取組名	主な取組内容	担当課
子育て支援に関する情報の提供	○にいはま子育て応援ブック「すくすく」を作成し、母子健康手帳交付及び転入時等に配布します。 ○支援が必要な人に必要な情報が届くよう、市公式HPやSNS、外部ポータルサイトを活用し、情報発信する手段、情報内容の充実を図ります。 ○ショート動画等を活用し、より関心を得やすい広報方法を検討します。	こども未来課
子育て支援に関する窓口の一元化	○こども・子育ての機能を集約した複合施設を整備し、相談窓口の一元化を図り、各子育て支援施設や保育園・幼稚園・学校・地域等との連携強化を図り、必要な支援を行います。	こども未来課
子育て支援相談体制の充実	○地域の子育て交流施設や児童館等の身近な場所において、子育て家庭が必要とする情報提供をはじめ、相談、助言等を行うとともに、必要に応じて、こども家庭センターとの連携を図り、妊娠期から子育て期の支援体制の充実を図ります。	こども未来課 保健センター
消費者教育・相談支援の充実 【新規】	○若年層や子育て世代が、悪質商法やネット詐欺などの消費者トラブルに巻き込まれないよう、正しい知識の普及啓発と相談支援を実施します。	男女参画・市民相談課 消費生活センター

基本施策5 子育てに伴う経済的負担の軽減

事業名・取組名	主な取組内容	担当課
妊婦のための支援給付	○妊婦の産前産後期間における身体的、精神的、経済的負担を軽減することを目的に、妊娠期に妊婦支援給付金（1回目）、出産後に妊婦支援給付金（2回目）を給付します。	こども未来課 保健センター
児童手当の支給	○受給要件を満たす保護者に対して児童手当を支給し、家庭等での生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成を図ります。	こども未来課
医療費の助成	○高等学校卒業年代までの保険診療の自己負担分を助成し、子どもの保健福祉の増進と経済的負担の軽減に努めます。	こども未来課
未熟児養育医療費の助成	○出生時体重が2,000g以下または生活力が特に薄弱等の症状を示し医師が入院を必要と認めた乳児に対する医療費を助成し、保護者の経済的負担の軽減に努めます。	こども未来課
愛顔の子育て応援事業	○子育て支援及び少子化対策に資するため、第2子以降の出生時に紙おむつを購入できる応援券を配布し、子育て世帯の経済的負担を軽減します。	こども未来課
不妊治療費の助成	○妊娠前検査、一般不妊治療、不育症検査・治療、特定不妊治療（先進医療を含む）を受けた人に対してその費用を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	保健センター
新居浜市出産子育て交通費助成事業	○遠方（中予・南予又は県外）の医療機関に通院している不妊治療を受けている夫婦、妊娠婦、3歳未満の乳幼児に対し、通院に対する交通費の助成を行います。	こども未来課

【基本方針3】

配慮が必要なこどもにやさしいまちづくり

困難な問題を抱える家庭への生活支援や障がい児への支援など、配慮が必要なこどもや家庭を支援し、安心して生活できる環境づくりを推進します。また、児童虐待の発生予防、早期発見及び不登校等の学校生活に不安を抱えるこどもへの支援に向け、関係機関との連携や啓発を強化します。

基本施策1 困難な問題を抱える家庭への支援

事業名・取組名	主な取組内容	担当課
児童扶養手当の支給	○支給要件を満たす児童を養育している者に児童扶養手当を支給することにより、家庭生活の安定に寄与し、児童の福祉の増進を図るとともに、適切な事業の実施に努めます。	こども未来課
ひとり親家庭医療費の助成	○受給要件を満たすひとり親家庭について、保険診療の自己負担分を助成することにより、経済的負担の軽減を行うとともに、適正な事業の実施に努めます。	こども未来課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	○就学支度金、修学資金、転宅資金等の貸付について相談や申請を受け付けます。	こども未来課
母子家庭等対策総合支援事業	○自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の支給を実施し、ひとり親家庭への総合的な支援を行います。	こども未来課
母子及び父子相談の充実	○母子・父子自立支援員がひとり親家庭の保護者に寄り添った相談・対応します。	こども未来課
ひとり親家庭学習支援事業	○ひとり親家庭の小中学生に対して、新居浜工業高等専門学校のローターアクトクラブの学生の協力のもと、学習支援を実施します。	こども未来課
外国にルーツのあるこども・若者やその家庭への支援 【新規】	○教育環境での配慮や多言語の相談対応など、多様な文化的な背景に配慮した支援を進めます。	学校教育課 こども未来課 保健センター
経済的に困窮する子育て世帯の安心・安全な暮らしの確保 【新規】	○ひとり親家庭等の困窮家庭を対象とした居住支援のネットワーク化に向けた体制を検討します。	こども未来課 建築住宅課

事業名・取組名	主な取組内容	担当課
子どもの貧困対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○経済的理由により、生活が困難な家庭状況にある子どもの早期発見のため、保育所や学校、民生児童委員、主任児童委員等関係機関と連携し、見守り活動の充実に努めます。また、関係部局と連携を行い、早期支援及び問題解決に努めます。 ○子どもだけでなく、世帯への支援も行えるよう、福祉的知識を有するスクールソーシャルワーカー等を活用した相談支援を実施します。 ○生活困窮世帯の保護者は、子どもに希望する最終学歴について「大学・短大」及び「大学院」の割合が低い傾向があるため、支援制度の積極的な情報提供を行い、必要な支援が届くよう努めます。 	子ども未来課

基本施策2 発達に支援が必要な子どもや障がいのある子どもへの支援

事業名・取組名	主な取組内容	担当課
日中短期入所事業	○障がい児の日中における活動の場を確保し、保護者の就労支援及び家族の負担軽減を図ります。	地域福祉課
障がい児家庭への各種手当の支給	○障害児福祉手当、特別児童扶養手当（20歳未満）など障がい児を持つ家庭への支援を行います。	地域福祉課 子ども未来課
自立支援給付事業	○保護者が病気等で家庭での介護が困難な場合の短期入所事業や居宅介護事業等を行い、障がい児の健全育成と保護者の負担軽減を図ります。	地域福祉課
障がい児通所支援事業	○障がい児の年齢や障がい特性に応じて「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」等の通所支援を行い、障がい児の健全育成と保護者の負担軽減を図ります。	地域福祉課
障がい児相談支援の実施	○障がい児支援利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整及び利用状況を検証し、計画内容の見直しを行うモニタリングなど、利用者の適切なサービス利用に向けたきめ細かな支援を行います。	地域福祉課
発達相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいや発達に課題のある子どもの育児や発達、就学について保護者が抱いている不安や疑問について相談に応じ、適切な支援を図ります。 ○「個別の教育支援計画」を作成・活用し、関係機関との連携の強化を図ります。 	発達支援課 保健センター

事業名・取組名	主な取組内容	担当課
障がい児保育事業	○保育所等で行う集団保育が適切に実施できるよう保育士の加配について支援を行い、保育を必要とする障がい児等を保育所等で受け入れ、障がい児等の成長発達を図るとともに、保護者の就労を支援します。	こども保育課
発達支援の推進	○障がいや発達に課題のある子どもの早期発見、早期支援を行うとともに、乳幼児期から成人期までのライフステージに対応した継続的で一貫した支援体制の整備に努め、地域で共に育ち、学び、暮らす支援のシステムづくりを推進します。	発達支援課
特別支援教育の推進	○講演会や研修会の開催を通して、障がいや発達に課題のある子どもの特性の理解や実態把握の方法、具体的な支援の在り方の理解を深め、専門性と実践力を高めます。また、発達障がいや特別支援教育に関する地域社会の理解の向上を図ります。	発達支援課
地域における療育支援体制の整備	○関係機関と情報の共有を行い、障がいや発達課題のある子どもに対する専門的な療育支援体制の整備を図ります。	地域福祉課 発達支援課
児童発達支援センター設置の推進	○地域の中核的な療育支援施設として、関係各課と設置に向けた協議を進めます。	地域福祉課
私立幼稚園等特別支援教育事業費補助	○障がい児を受け入れ特別支援教育を積極的かつ継続的に実施する私立幼稚園等に対して、特別支援教育事業に要する経費の一部を補助することで特別支援教育の振興と就園機会の促進を図ります。	発達支援課
特別支援教育支援員の配置	○障がいや発達に課題のある園児、児童・生徒等が在籍する公立幼稚園、市内の小・中学校等において、学校生活における介助や小学校の通常の学級の学習指導の支援を行うために学校生活介助員（看護師資格をもつ者を含む）及び学校支援員を配置し、支援体制の強化を図ります。	発達支援課
親支援プログラム（ペアレント・プログラム等）の実施	○親が子どもの課題や問題を行動に着目し、褒めて対応できるスキルを身につけることを目的とした保護者支援プログラムを実施することによって、保護者支援の充実を図ります。	発達支援課

事業名・取組名	主な取組内容	担当課
聴覚相談の実施	○聴覚の障がいや聞こえ、言葉の獲得に課題のある子どもたちが、家庭や地域の人たちと一緒に、より豊かに自立した生活ができるることを目指し、聴覚の相談・聴覚の発達に必要な指導療育（手話等）に関して、保護者への支援及び通所機関への助言と支援を行う。	発達支援課
早期療育通園相談事業（親子通園相談事業）	○発達に課題のある未就学児について、実際に教室の中で子どもの様子を見ながら、対人コミュニケーションや日常生活の基本的動作及び集団生活、保護者が抱える子どもの発達への不安や悩みについての相談対応を行います。 ○就学後も相談や保護者会、講演会を活用し、切れ目のない支援体制つくりに努めます。	発達支援課
5歳児就学相談	○特別な教育的支援を必要とする未就学児とその保護者等を対象に、支援の在り方や望ましい学びの場等の就学に関する相談を行い、「個別の教育支援計画」を活用して就学先とのスムーズな引継ぎと連携を行います。	発達支援課

基本施策3 幼保小の連携の推進

事業名・取組名	主な取組内容	担当課
巡回相談の実施	○保育所、幼稚園に心理の専門家等と訪問し、障がいや発達に課題のある子ども一人一人のニーズに合った支援について、支援者及び保護者にアドバイスを行います。子どもにとって一番身近な場所における療育を進め、必要に応じて、子ども発達支援センターや児童発達支援事業所に繋げます。	発達支援課
幼保小の教職員の連携強化	○幼保小の効果的な連携方策の検討及び各教職員の共通理解と一層の情報の共有化を推進し、子どもの健やかな育ちを横断的かつ重層的に支援します。	学校教育課 こども未来課
5歳児就学相談【再掲】	○特別な教育的支援を必要とする未就学児とその保護者等を対象に、支援の在り方や望ましい学びの場等の就学に関する相談を行い、「個別の教育支援計画」を活用して就学先とのスムーズな引継ぎと連携を行います。	発達支援課

基本施策4 児童虐待等の防止

事業名・取組名	主な取組内容	担当課
家庭児童相談の充実	○児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談、それぞれに必要な調査指導・情報把握・情報提供を行い、支援を要するこども・妊産婦へのサポートプランを作成し、関係機関との連絡調整を行います。	こども未来課
養育支援訪問事業	○こどもの健全育成を促進するとともに、虐待の未然防止に取り組むため、妊婦及び乳幼児のいる家庭を訪問して、早い時期から個別の相談等に応じます。	保健センター
子育て世帯訪問支援事業	○特に支援が必要な家庭に対し、虐待リスクの高まりを未然に防ぐことを目的として、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。	こども未来課
児童虐待の早期発見・予防の充実	○幼稚園・保育園・小・中・高等学校等への訪問、見守り等による児童虐待の早期発見に努め、児童虐待の未然防止、こどもの最善の利益を確保します。	保健センター こども未来課
要保護児童対策地域協議会の充実	○地域の関係機関との連携を図りながら、児童虐待の防止及び早期発見、早期対応を図ります。	こども未来課
ヤングケアラーへの支援	○ヤングケアラー等支援員が各学校を訪問し、早期発見及び支援へつなぐよう取り組みます。	こども未来課 学校教育課
D V防止と支援体制の充実 【新規】	○デートDVを含むDVの正しい理解を広めるため、講座や啓発資料の配布、相談窓口の周知を行い、関係機関と連携して支援の充実を図ります。	男女参画・市民相談課 こども未来課

基本施策5 学校に行きづらさを感じるこどもへの支援

事業名・取組名	主な取組内容	担当課
新居浜市教育支援センター（あすなろ教室）の活用	○あすなろ教室を活用し、不登校となった子どもたちの居場所を確保し、学習や体験活動、人とのかかわりを通して、再登校や進路実現、社会的自立などを目指せるよう、支援や指導を行います。 ○保護者と連携を図り、随時相談を受け付け、学期末には個別懇談会を実施します。 ○学校と連携を図り、通室や活動状況及び支援情報を共有するほか、学校訪問や家庭訪問を行います。	学校教育課

事業名・取組名	主な取組内容	担当課
校内サポートルームの設置 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ○自分のクラスに入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境を学校内に適正に設置していきます。 ○集団活動などに不安を感じる児童生徒の一時避難場所として、欠席長期化の未然防止を図ります。 ○日々の様子、支援の方向性等について保護者や公的機関などと共有し、連携しながら改善を試みます。 	学校教育課
スクールカウンセラーの配置	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒の不安や問題の相談に乗り、アドバイスをしたり、教員や保護者とも連携して問題解決のために働きかけ心のケアを促します。 ○教員や保護者からの相談も受け付けます。 	学校教育課
ハートなんでも相談員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の悩みや不安を気軽に話せる第三者的存在として相談に乗り、児童生徒の問題行動、不登校等の未然防止と早期発見、早期解決を図ります。 	学校教育課
スクールソーシャルワーカーの配置	<ul style="list-style-type: none"> ○問題の原因を児童・生徒の発達状況や行動特性ではなく、家庭や周囲の環境に着目して支援を行います。 ○家庭や学校、公的機関などと連携をとりながら改善を試みます。 	学校教育 こども未来課
親と子のふれあい相談室 (あゆみ)の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○未就学から高校生まで幅広く、親子の不安に対する相談を受け、問題の早期発見と早期解決を図ります。 	学校教育課
こども家庭センターでの相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○学校訪問等を通して情報を収集し、必要に応じて関係機関と連携して支援を実施します。 	こども未来課

【基本方針4】

仕事と子育てを両立できるまちづくり

保護者の就労状況や就労を希望する母親の増加等を踏まえ、安心して働きながら子育てできるよう、仕事と家庭生活（子育て）を両立するための環境づくりや就労に向けた支援を推進します。

基本施策1 多様な就労ニーズに応じた支援

事業名・取組名	主な取組内容	担当課
男女が働きやすい環境の実現に向けたセミナーの開催	○誰もが働きやすい環境づくりを進めるとともに、女性総合センターにおいて再就職援助、社会参加促進事業等を実施するとともに、県等関係機関と連携した講座を開催します。	男女参画・市民相談課
職業生活・家庭生活相談の充実	○女性総合センターにおいて職業生活や家庭生活など、女性が抱える様々な問題について相談支援を実施します。	男女参画・市民相談課

基本施策2 ワーク・ライフ・バランスの推進

事業名・取組名	主な取組内容	担当課
ハローワーク・商工会議所・市内企業等との連携	○関係機関と連携し、仕事と家庭生活（子育て）の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する啓発活動を実施します。	産業振興課
子育て応援企業・女性活躍等事業所の認定	○安心してこどもを産み育てができる環境づくりや、女性活躍推進に向けた機運醸成のため、認証制度等の周知を図ります。	男女参画・市民相談課
男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発	○子育て支援に欠かせない男女共同参画社会づくりに向け、広く市民等の関心と理解を深めるため、広報、啓発活動を実施します。	男女参画・市民相談課
働き方改革推進企業の認定・PR	○ワーク・ライフ・バランスや女性・若者活躍の推進等に取り組む企業を認定する「働き方改革推進企業認定制度」を実施し、認定企業をPRすることで、人材確保や企業価値の向上を支援します。	産業振興課

事業名・取組名	主な取組内容	担当課
若者の就業意識や子育てに関する意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○新居浜市雇用対策協議会を通じて、インターンシップ実施に向けた研修等を実施します。 ○愛媛労働局等と連携し、市政だよりを活用した広報活動を実施します。 ○高校生や大学生を対象とした合同企業説明会を実施します。 ○小学生や中学生を対象としたものづくり体験(工作)や企業見学、講座を実施し、実際に体験することを通じて、ものづくり分野への興味や関心、職業観の醸成を図ります。 ○働き方改革・SDGs推進企業のパンフレットを作成し、高校や大学に配布することで、高校卒業後に就職する学生や大学進学等で市外へ転出した学生へ働きかけ、市内企業に対する認知度や興味関心を高めてもらい、市内企業の人才確保とUIJターンの促進を図ります。 ○児童生徒が乳幼児とふれあう「いのちの授業」や、若者のライフデザインや子育てを学ぶ機会を提供します。 ○性に関する正しい知識やプレコンセプションケアに関する普及啓発を実施します。 	産業振興課 こども未来課 保健センター 学校教育課

【基本方針5】

こどもや若者が希望を持てるまちづくり

こどもや若者が希望を持てるまちづくりを目指し、子育て支援講座や健全な居場所づくり、地域での見守り活動を強化します。また、少子化対策として出産世帯への支援や移住者促進事業、結婚へ繋がる出会いの機会の提供も行います。

基本施策1 子育て力を高める学びの場の充実

事業名・取組名	主な取組内容	担当課
出前講座の実施	○行政、関係機関、市民及び市民活動団体による子育て支援に関する出前講座について実施します。	地域コミュニティ課
生涯学習大学（児童・親子対象講座）の実施	○生涯学習大学において「ラジオ体操ひろめ隊」の自主活動により、児童・親子対象講座を開催し、子育てに関する学びの場を提供します。	社会教育課
女性総合センターにおける子育て講座の実施	○女性総合センターにおいて、親子で参加できる講座を開催し、親子のこころのゆとりと調和及び親同士の交流を図ります。	男女共同参画・市民相談課
公民館における家庭教育講座の実施	○地域における子育てに関する勉強会、親子レクリエーション等の講座の実施を促進し、家庭教育の充実を図ります。	社会教育課
ブックスタート事業	○赤ちゃんと保護者の絵本を通じた触れ合いを支援するため、5か月児健康相談（おおむね月2回）時に、絵本等が入ったブックスタートパックを贈呈するとともに、絵本や読み聞かせに関する相談に応じます。	図書館 保健センター

基本施策2 こどもの健全な居場所づくり

事業名・取組名	主な取組内容	担当課
児童センター・児童館の活用	○市内の児童センターや児童館において、こどもの健全な育成と親子の交流を図るための遊びの場を提供し、児童の健全育成を図ります。 ○出前児童館を実施し、地域組織活動への協力を行います。 ○子育てに関する情報提供および相談受付を強化し、地域の子育て交流施設としての運用を行います。また、関係機関と情報共有を行い早期支援に繋げます。 ○こどもが安心、安全に施設を利用できるよう、施設の適切な整備、運営に努めます。	こども未来課

事業名・取組名	主な取組内容	担当課
図書館の活用	○図書館において、乳児向け、幼児向け、小学生向けの定例お話会を開催し、絵本の読み聞かせ等を行い、読書を通じて生きる力を育みます。	図書館
放課後子ども教室の実施	○公民館等を活用して、安全、安心な子どもの居場所を設け、地域住民・団体・企業等の参画による放課後や週末のスポーツ、文化活動等の体験・交流活動を放課後児童クラブと連携して実施します。	学校教育課
放課後まなび塾の実施	○小学校や公民館を活用して、放課後に学習支援員のサポートによる学習の場を設けることにより、学習習慣の定着と学力の向上を図ります。 ○夏休みなどの長期休業中の実施の充実を図ります。 ○放課後児童クラブと連携して実施します。	学校教育課
公民館の活用 【新規】	○地域の多世代とふれあう機会や活動を通じ、地域での安心できる居場所づくりを行います。	社会教育課
こども・若者が主体となる居場所の確保 【新規】	○地域の大人が見守る環境づくりや、部活動や地域クラブ等の安定的・持続可能な取組を進めます。	社会教育課 地域コミュニティ課 こども未来課

基本施策3 地域で見守るつながりづくり

事業名・取組名	主な取組内容	担当課
子育てネットワーク事業 【再掲】	○生後3～5か月頃の家庭に対して、地域の主任児童委員等が家庭訪問し、子育てサロンなど地域の子育て情報の提供、こども家庭センターとの連携を行う。	こども未来課 保健センター
子育てサロン事業の充実	○各公民館等において、主任児童委員が中心となり、地域福祉関係者の参加や協力を得て、地域の子育てをしている保護者と、自治会などの子育て経験者との交流の場を提供します。	地域福祉課
地域ボランティアによる見守り活動の推進	○学校や地域との連携を深め、登下校時における子どもの見守り活動や声掛け運動などを行い、交通事故や犯罪からの被害防止に努めます。 ○学校や地域との連携により、青少年の健全育成と非行防止に努めます。	学校教育課 青少年センター
保育所地域活動事業の充実	○保育所の専門的機能を地域住民に活用してもらうため、世代間交流事業や地域の子育て家庭への育児講座、保育所卒園児童との交流活動等を行います。	こども保育課

事業名・取組名	主な取組内容	担当課
子育て応援ボランティアによる子育て支援活動の推進	○隔年で子育て応援ボランティア講座を開催し、地域の中で子育てに関わる人材の掘り起こしと育成を行うとともに、養成講座受講者が地域で活躍できる場の提供に努めます。	こども未来課
安全・安心な魅力ある公園づくり	○こどもや高齢者をはじめ、誰もが安全に安心して訪れることができる都市公園に再整備します。	都市計画課
こども食堂への支援	○ダイドードリンコ株式会社・新居浜市社会福祉協議会とで結んだ三者協定に基づき、市内の協力企業に設置しているこども食堂寄付対応自動販売機の売り上げの一部をこども食堂へ寄付を行います。	こども未来課
子育て支援イベントの開催	○子育て支援イベント等の開催により、子育て支援の広報・啓発と異世代交流や情報交換について、効果的な実施方法を検討し、内容の充実に努めます。	こども未来課
子育てに関するNPO等各種市民活動団体への支援	○新居浜市ボランティア・市民活動センターと連携しながら、子育てに関する各種市民活動団体への支援及びネットワークづくりに努めます。	地域コミュニティ課

基本施策4 人口減少社会への取組

事業名・取組名	主な取組内容	担当課
出産世帯応援給付金支給事業 【新規】	○こどもを安心して生み育てられる環境を整えることを目的として、こどもを出産した世帯の育児用品、時短・省エネ家電の購入費用の一部を支援します。	こども未来課
多胎妊娠産婦サポート派遣事業 【新規・再掲】	○多胎妊娠及び3歳未満の双子等を養育している世帯に対し訪問支援員を派遣し、必要な家事代行等サービスを提供することにより、身体的・精神的な負担の軽減を図り、こどもに向き合うことができるようなサポートを行います。	こども未来課
妊娠のための支援給付 【再掲】	○妊娠の産前産後期間における身体的、精神的、経済的負担を軽減することを目的に、妊娠期に妊婦支援給付金（1回目）、出産後に妊婦支援給付金（2回目）を給付します。	こども未来課 保健センター
愛顔の子育て応援事業 【再掲】	○子育て支援及び少子化対策に資するため、第2子以降の出生時に紙おむつを購入できる応援券を配布し、子育て世帯の経済的負担を軽減します。	こども未来課

事業名・取組名	主な取組内容	担当課
不妊治療費の助成 【再掲】	○妊娠前検査、一般不妊治療、不育症検査・治療、特定不妊治療（先進医療を含む）を受けた人に対してその費用を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	保健センター
こども・若者の意見表明の推進 【新規】	○高校生等が政策の提案や自身の意見を表明できる場を設け、こどもの意見を尊重する社会の機運醸成を図ります。 ○将来の有権者となる高校生等に対し、主権者教育を実施します。	こども未来課 シティプロモーション推進課 選挙管理委員会

基本施策5 転入者促進への取組【新規】

事業名・取組名	主な取組内容	担当課
人口減少対策成果向上推進事業（市民が伝える新居浜ショートムービー制作事業） 【新規】	○市民とともに新居浜の地域資源を活用したショート動画を制作、市公式SNSで公開し、人から人へ新居浜の魅力を発信することで、視聴者の来訪意欲、移住意欲を高め、人口減少の抑制を目指します。	シティプロモーション推進課
若年者移住促進支援事業（シティプロモーション推進事業） 【新規】	○本市の魅力・資源や新たな取組について紹介する冊子を作成し、県外に在勤・在住している若い世代（若年子育て世代含む）に向け、各種媒体とも連携して情報発信することにより、本市の認知度向上及び、移住の促進を図ります。	シティプロモーション推進課

基本施策6 出会い・結婚の機会の増加への取組【新規】

事業名・取組名	主な取組内容	担当課
婚活支援事業 【新規】	○少子化の主な要因である未婚化・晩婚化に対応するため、結婚を望む未婚の男女への出会いの機会を提供することにより、結婚を支援します。	男女参画・市民相談課

第6章 子ども・子育て支援事業計画

【1】 教育・保育の提供区域の設定について

市町村は子ども・子育て支援法及び国の指針に基づき、その地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとされています。

本市では、保育所、幼稚園、認定こども園の配置状況や子どもの人数を勘案し、第2期計画と同様、川西地区、川東地区、上部西地区、上部東地区の4区域を設定します。

【圏域の設定】

圏域	0～5歳児人口※	小学校数	小学校名	中学校数	中学校名
川西地区	1,355人	5校	新居浜小、宮西小、金子小、金栄小、惣開小	3校	北中、南中、西中
川東地区	1,123人	5校	高津小、浮島小、神郷小、多喜浜小、垣生小	2校	東中、川東中
上部西地区	765人	2校	中萩小、大生院小	2校	中萩中、大生院中
上部東地区	1,112人	4校	泉川小、船木小、角野小、別子小	4校	泉川中、船木中、角野中、別子中

※人口は令和7（2025）年3月31日現在の住民基本台帳（外国人を含む）

【2】 教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保

「子ども・子育て支援法」では、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的な拡充、家庭における養育支援の総合的な推進を目指しています。

国の指針では、計画を着実に推進するため、今後5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込量と、その確保方策について定めることとしています。

見込量の算出に当たっては、国の手引きに基づく「ニーズ調査結果から算出（推計）する方法」と、令和2（2020）年度以降の「各事業実績から算出（推計）する方法」があり、本市では、各事業の特性に応じていずれかの推計方法を用いた「量の見込み」を定めます。

【参考／対象となる施設・事業】

教育・保育施設	
幼稚園	小学校以降の学習や生活の基礎を作るため、幼稚園で子どもを預かり、就学前の教育を提供します。また、保育が必要な場合、降園時間後等に子どもを預かる事業を実施している施設もあります。 新制度に移行している幼稚園は、利用料が無料となります。
認可保育所	保護者の就労等により保育が必要な場合に、認可を受けた保育所で子どもを預かり、乳幼児期からの生きる力を養うための養護と教育が一体となった保育を提供します。 0～2歳児は住民税非課税世帯、3歳児以上は利用料が無料となります。 (副食費を除く。)
認定こども園	0～5歳の子どもを対象に、保育所と幼稚園の両方の利点を生かし、就学前の教育・保育を一体的に提供します。 0～2歳児は住民税非課税世帯、3歳児以上は利用料が無料となります。
地域型保育施設	認可を受けて、少人数の単位で、0～2歳児の子どもを預かる事業です。地域の様々な状況に合わせて、保育の場を確保します。小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育があります。

施設等利用給付	
教育・保育給付の対象外である幼稚園	新制度の幼稚園において、利用者負担額を上限として利用料が無償化されます。
特別支援学校等における障がい児の発達支援の利用	3～5歳児の障がい児の発達支援（障がい児通園施設）を利用する子どもについて、利用者負担額が無償化されます。
認可外保育施設等	保育の必要性の認定を受けた3～5歳児を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料が無償化されます。0～2歳児については、住民税非課税世帯を対象として、月額利用料が無償化されます。（一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業等）
預かり保育事業	保育の必要性の認定を受けた3～5歳児を対象として、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて認可保育所における保育料の全国平均額と、幼稚園保育料無償化の上限額との差額である最大額までの範囲で、預かり保育の利用料が無償化されます。

【3】

教育・保育事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

「教育・保育施設による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備を計画的に実施していきます。

(単位:人)

		令和7(2025)年度				令和8(2026)年度			
		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	857	1,598	214	894	839	1,565	209	854
	川西地区	511	543	70	295	501	532	69	282
	川東地区	149	384	69	244	146	376	67	233
	上部西地区	12	297	38	158	11	291	37	151
	上部東地区	185	374	37	197	181	366	36	188
②確保方策	特定教育・保育施設	832	1,896	225	867	832	1,856	222	850
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	32	73	0	0	32	73
	認可外保育施設	0	111	31	102	0	111	31	102
	計	832	2,007	288	1,042	832	1,967	285	1,025
	川西地区	485	708	102	391	485	708	102	391
提供区域	川東地区	167	516	72	255	167	476	69	238
	上部西地区	30	327	52	192	30	327	52	192
	上部東地区	150	456	62	204	150	456	62	204
	過不足(②-①)	△25	409	74	148	△7	402	76	171

参考：教育・保育の認定について（保育の必要性の認定）

子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育を利用する場合は、以下の区分に沿った「教育・保育の認定」を受ける必要があります。

【1号認定】保育を利用しない3～5歳児

【2号認定】保育を必要とする3～5歳児

【3号認定】保育を必要とする0～2歳児

		令和9(2027)年度				令和10(2028)年度					
		1号認定		2号認定		3号認定		1号認定		2号認定	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳
①量の見込み	必要利用定員総数	812	1,515	204	849	794	1,480	200	829		
	提供区域	川西地区	485	514	66	280	474	504	65	274	
	川東地区	141	364	65	232	138	355	64	226		
	上部西地区	11	282	37	150	11	275	36	146		
	上部東地区	175	355	36	187	171	346	35	183		
②確保方策	特定教育・保育施設	832	1,856	222	850	832	1,856	222	850		
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0		
	地域型保育事業	0	0	32	73	0	0	32	73		
	認可外保育施設	0	111	31	102	0	111	31	102		
	計	832	1,967	285	1,025	832	1,967	285	1,025		
	提供区域	川西地区	485	708	102	391	485	708	102	391	
	川東地区	167	476	69	238	167	476	69	238		
	上部西地区	30	327	52	192	30	327	52	192		
	上部東地区	150	456	62	204	150	456	62	204		
過不足(②-①)		20	452	81	176	38	487	85	196		

		令和11(2029)年度			
		1号認定		2号認定	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	764	1,425	196	810
	提供区域	川西地区	456	484	64
	川東地区	133	342	63	221
	上部西地区	10	265	35	143
	上部東地区	165	334	34	179
②確保方策	特定教育・保育施設	832	1,801	219	828
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	32	73
	認可外保育施設	0	111	31	102
	計	832	1,912	282	1,003
	提供区域	川西地区	485	653	99
	川東地区	167	476	69	238
	上部西地区	30	327	52	192
	上部東地区	150	456	62	204
過不足(②-①)		68	487	86	193

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児期の特定教育・保育施設として、幼稚園と保育所、認定こども園において、量の見込みに応じた定員数を確保できるよう、受入体制の充実や施設整備等に取り組みます。 ● 地域型保育事業（小規模保育事業等）については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討します。
----------------------	---

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

「地域子ども・子育て支援事業による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な事業を計画的に提供していきます。

（1）利用者支援事業

こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

		単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
地域子育て 支援拠点等	量の見込み	か所	10	10	10	10	10
	確保方策	か所	3	8	8	8	8
こども家庭セ ンター	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	確保方策	か所	1	1	1	1	1

提供体制 確保方策 の考え方	●こども未来課、保健センター、地域子育て支援拠点施設等において、利用者の相談支援を行います。また、中学校区に1か所を目安に、地域子育て相談機関の整備を図り、こども家庭センター等の関係機関と情報共有し、連携して支援をするネットワーク体制の強化に取り組みます。
----------------------	--

（2）妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

		単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	人	676	661	646	632	618	
	1人当たり回数	3	3	3	3	3	
	延べ回数	2,028	1,983	1,938	1,896	1,854	
確保方策	延べ回数	2,028	1,983	1,938	1,896	1,854	

提供体制 確保方策 の考え方	●事業の周知や情報提供に努め、利用希望に応じて対応します。
----------------------	-------------------------------

(3) 妊婦健康診査事業

医療機関において定期的に胎児の成育具合や妊婦の健康状態を確認し、母子共に健康で安心した出産ができるよう支援する事業です。

		単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	対象人数	人/年	684	669	653	639	625
	健診回数	回	14	14	14	14	14
	延べ受診人 数	人回	9,576	9,366	9,142	8,946	8,750
確保方策	実施場所	-	医療機関等				
	検査項目	-	基本項目(問診及び相談、体重・血圧測定、尿化学検査)、 超音波検査、血液検査等				
	実施時期	-	通年				

提供体制 確保方策 の考え方	●医療機関での妊婦健診に係る費用の一部助成を行い、現在の体制を維持、 継続します。
----------------------	--

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、乳児の発育状況の確認、母親の健康相談、育児相談及び子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

		単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	人	684	669	653	639	625	
確保方策	人	684	669	653	639	625	

提供体制 確保方策 の考え方	●保健センターの保健師や看護師により「こんにちは赤ちゃん訪問事業」と して現在の体制を維持し、安心して子育てできるよう支援します。
----------------------	--

(5) 養育支援訪問事業

育児に不安のある人や養育環境が気になる家庭に対して、支援が必要な場合に保健師等が訪問して、保護者の養育能力を向上させるための相談支援を行う事業です。

	単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	件	477	466	455	445	435
確保方策	件	477	466	455	445	435

提供体制 確保方策 の考え方	●関係機関と連携しながら、特に支援が必要な対象者の家庭に対し保健師・保育士等を派遣し、継続的に支援します。
----------------------	---

(6) 産後ケア事業

産後1年未満の母と乳児に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

	単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	延べ人	470	460	449	440	430
確保方策	延べ人	470	460	449	440	430

提供体制 確保方策 の考え方	●事業の周知や情報提供に努め、利用希望に応じて対応します。
----------------------	-------------------------------

(7) 子育て交流施設すくすく（地域子育て支援拠点等）

地域の身近な場所で子育て中の親子の交流を図り、子育ての不安軽減や仲間づくりの支援を行います。

	単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	延べ人	32,917	31,671	31,298	30,597	29,896
確保方策(連携型含む)	か所	10	10	10	10	10

提供体制 確保方策 の考え方	●事業の周知や充実に努め、乳幼児の親子がより利用しやすい施設を目指すとともに、人口減少等に伴う量の見込みの減少も加味しながら、今後も引き続き、多くの利用につながるよう内容の充実に取り組みます。
----------------------	--

(8) 一時預かり事業

保護者の就労や疾病・出産などにより、保育が一時的に困難となった場合に、保育所等において一時的な預かりを行う事業です。

幼稚園及び認定こども園（短時間）の在園児については、「幼稚園・認定こども園（短時間）における預かり保育」により実施し、保育所、幼稚園、認定こども園に在籍していない場合は「保育所等における一時保育」により実施します。

		単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
幼稚園・認定こども園 短時間在園児対象	量の見込み	延べ人	1,444	1,415	1,369	1,337	1,288
	1号認定	延べ人	0	0	0	0	0
		2号認定	延べ人	1,444	1,415	1,369	1,337
	確保方策	延べ人	1,444	1,415	1,369	1,337	1,288
		か所	8	8	8	8	8
保育所等における一時保育	量の見込み	延べ人	2,602	2,549	2,467	2,410	2,320
	確保方策	延べ人	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800
		か所	6	6	6	6	6

提供体制 確保方策 の考え方	●引き続き、利用ニーズに応じた事業実施に努めます。
----------------------	---------------------------

(9) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度（仮称））

保育所等に通っていない、満3歳未満の未就園児について、保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で保育所等の施設を利用することができる事業です。

		単位	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	0歳 1・2歳	人	25	24	23	22
		人	32	30	29	29
確保方策		人	57	54	52	51
		か所	10	10	10	10

提供体制 確保方策 の考え方	●事業の周知や情報提供に努め、利用ニーズに応じた事業実施に努めます。
----------------------	------------------------------------

(10) 時間外保育事業（延長保育：保育所、認定こども園 長時間）

通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

	単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み①	延べ人	937	910	890	870	843
確保方策②	延べ人	937	910	890	870	843
	か所	20	20	20	20	20
過不足(②-①)	延べ人	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	●今後も引き続き、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。
----------------------	-----------------------------------

(11) 病児・病後児保育事業

児童が病気により集団保育が困難であり、家庭で保育ができないときに、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かる事業です。

	単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	延べ人	325	315	308	301	292
確保方策	延べ人	960	960	960	960	960
	か所	1	1	1	1	1
	総定員	960	960	960	960	960

提供体制 確保方策 の考え方	●事業の周知や情報提供に努め、利用希望に応じて対応します。 ●事業を継続的に提供できる体制を維持します。
----------------------	---

(12) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

	単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み①	人	1,630	1,628	1,614	1,634	1,652
低学年	人	1,217	1,195	1,171	1,181	1,201
高学年	人	413	433	443	453	451
確保方策②	人	1,630	1,628	1,614	1,634	1,652
過不足(②-①)	人	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none">●放課後児童クラブは、現在の体制を維持し、小学6年生までの児童の受け入れを継続します。●放課後まなび塾や放課後子ども教室との連携を推進します。
----------------------	--

(13) 親子関係形成事業

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等を学ぶための講義、グループワーク、個々のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを提供することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援する事業です。

	単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	人	8	8	7	7	7
確保方策	人	8	8	7	7	7

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none">●事業の周知や情報提供に努め、利用希望に応じて対応します。
----------------------	---

(14) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその過程が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

	単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	延べ人	16	15	15	14	14
確保方策	延べ人	16	15	15	14	14

提供体制 確保方策 の考え方	●事業の周知や情報提供に努め、利用希望に応じて対応します。
----------------------	-------------------------------

(15) 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。

	単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	延べ人	249	241	234	228	220
確保方策	延べ人	249	241	234	228	220

提供体制 確保方策 の考え方	●事業の周知や情報提供に努め、利用希望に応じて対応します。
----------------------	-------------------------------

(16) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病や出産、冠婚葬祭やその他の理由で、家庭において一時的に児童を養育することが困難になった場合に、宿泊を伴った一時預かり（ショートステイ）または日中のみの一時預かり（トワイライトステイ）を行う事業です。

	単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	延べ人	125	125	125	125	125
確保方策	か所	3	3	3	3	3

提供体制 確保方策 の考え方	●保護者の疾病等による一時的な養育困難者に対するサービスとして、受託先との連携により円滑な運営を維持します。
----------------------	--

(17) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての援助をしてほしい人と、子育ての援助をしたい人が育児の相互援助を行う事業です。

	単位	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
量の見込み	延べ人	1,805	1,735	1,651	1,595	1,531
確保方策	か所	1	1	1	1	1

提供体制 確保方策 の考え方	●現在のセンタ一体制を維持し、ニーズに応じてきめ細かく利便性の高い事業を展開します。また、事業の周知を行います。
----------------------	--

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本市では、新制度に移行していない幼稚園において、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降のこどもがいる世帯を対象とし、給食費のうち副食費分を給付することによる支援を行います。

(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等については、量の見込みに応じた提供体制の確保を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園及び幼稚園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

教育・保育及び地域型保育の「量の見込み」を的確に把握し、新規参入の必要性が生じた場合には、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談、助言等の実施を検討します。

第7章 計画の推進

1 庁内推進体制の充実

子育て支援の取組は、福祉、保健、教育など多岐にわたっています。本計画の推進に当たっては、多様化する教育・保育事業に対する保護者のニーズに的確に対応できるよう、庁内の関係部署が十分な連携を図り、分野横断的に様々な取組を推進する体制の充実を図ります。また、保育士や幼稚園教諭、保健師、栄養士など、様々な専門職への研修等の充実により、技術や専門性の向上を図ります。

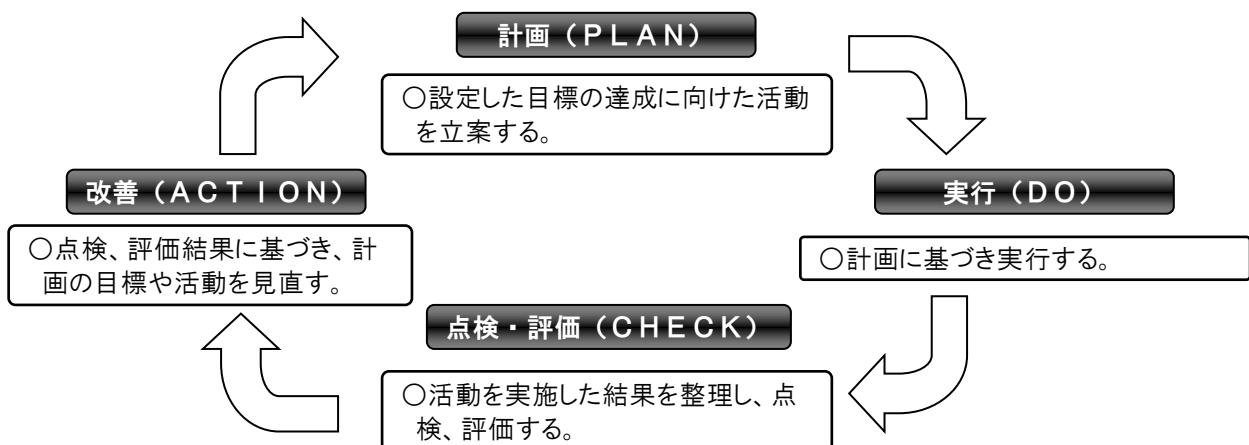
2 関係機関との連携の強化

社会全体で子育て支援を推進していくためには、市民や関係団体、事業所、行政の協働により施策を推進していく必要があります。市民及び関係機関等への子育て支援に対する意識の醸成をはじめ、地域における担い手の育成、確保を図りながら、協働してそれぞれの役割を果たしていくための体制の整備に努めます。

3 計画の達成状況の点検及び評価

施策の推進状況等については、PDCAサイクルによる進行管理に基づき、定期的に府内で点検、評価を実施するとともに、「新居浜市子ども・子育て会議」を適宜開催し、子育て支援の取組に対する実施状況の検証を行い、今後の取組への反映に努めます。

【参考／PDCAサイクルのプロセスイメージ】



4 計画の成果指標

本計画の評価にあたっては、基本方針ごとに成果指標を設定し、取り組みに対する実施状況、進捗の検証を実施します。

資料編

1 新居浜市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、同条第1項の合議制の機関として、新居浜市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置くとともに、当該子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げるもののほか、市長又は新居浜市教育委員会の諮問に応じて、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 保育関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 関係団体から推薦された者
- (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (6) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 新居浜市子ども・子育て会議委員名簿

区分		委員名	備考
(1)	保護者	公募市民	今井 千恵
(2)	保育関係者	私立保育園	合田 史宣 副会長
(3)	教育関係者	私立幼稚園	鈴木 純子
(4)	関係団体から推薦された者	私立保育園代表	合田 幸広 会長
		私立幼稚園代表	高橋 梨恵
		商工会議所代表	中村 紘二
		民生児童委員代表	森 直子
		連合自治会代表	田中 政男
(5)	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	認定こども園事業者	村上 伊津紀
		地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業	市川 紀子
		病児・病後児保育事業者	住 竜太郎
		地域型保育事業者	廣瀬 菜美
(6)	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	小学校代表	高須賀 美雪
		公民館代表	明日 博美
		児童センター代表	馬場 綾実
(7)	その他市長が必要と認める者	—	—

計 15 名

新居浜市こども計画

発 行／令和8（2026）年3月

発 行 者／愛媛県 新居浜市

問 合 せ 先／新居浜市役所 福祉部 こども局 こども未来課

〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

TEL (0897) 65-1242

FAX (0897) 37-3844
